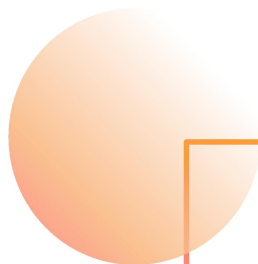


みなかみ町
地域防災計画

資料編



平成31年4月

みなかみ町
防災会議

目 次

1	条例関係	1
1-1	みなかみ町防災会議条例.....	1
1-2	みなかみ町防災会議委員名簿.....	3
1-3	みなかみ町災害対策本部条例.....	4
2	防災関係機関	5
2-1	みなかみ町.....	5
2-2	利根沼田広域消防.....	5
2-3	群馬県.....	5
2-4	警察.....	6
2-5	指定地方行政機関.....	6
2-6	陸上自衛隊.....	7
2-7	指定公共機関.....	7
2-8	指定地方公共機関.....	8
2-9	その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者.....	9
3	災害危険区域関係	13
3-1	重要水防箇所一覧表.....	13
3-2	砂防指定地一覧表.....	14
3-3	土石流危険溪流一覧表.....	18
3-4	地すべり防止区域一覧表（土木関係）.....	22
3-5	地すべり防止区域一覧表（環境森林部関係）.....	22
3-6	地すべり危険箇所一覧表（土木関係）.....	22
3-7	急傾斜地崩壊危険区域一覧表.....	23
3-8	急傾斜地崩壊危険箇所一覧表.....	24
3-9	雪崩危険箇所一覧表（土木関係）.....	29
3-10	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧表.....	32
4	被害報告関係	46
4-1-1	町有財産被害状況報告.....	46
4-1-2	社会福祉施設（こども未来部所管分）被害報告.....	47
4-1-3	社会福祉施設被害報告.....	48
4-1-4	医療関係被害状況報告.....	49
4-1-5	防疫関係被害状況報告.....	50
4-1-6	清掃施設被害及び清掃関係事業等状況報告.....	51
4-1-7	水道施設被害状況報告.....	52
4-1-8	農地・農業用施設被害状況報告.....	53
4-1-9(1)	農漁業被害調査報告要領（様式2 別紙1）.....	54
4-1-9(2)	農漁業被害調査報告要領（様式2 別紙7）.....	55
4-1-10	商業関係被害状況報告.....	56
4-1-11	公共土木施設関係被害報告.....	57
4-1-12	公立学校教育施設被害状況報告.....	58

4-1-13	林業関係被害報告	59
4-2-1(1)	火災等即報(第1号様式 火災)	60
4-2-1(2)	火災等即報(第2号様式 特定の事故)	61
4-2-2	救急・救助事故等即報	62
4-2-3(1)	災害即報(第4号様式 その1)	63
4-2-3(2)	災害即報(第4号様式 その2)	64
5	協定関係	66
5-1	消防相互応援協定書	66
5-2	火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定書	68
5-3	災害時の医療救護活動についての協定書	72
5-4	群馬県水道災害相互応援協定	78
5-5	群馬県防災航空支援隊支援協定	81
5-6	豪雪時・雪おろし登録制度に関する覚書	83
5-7	「道の駅」の防災総合利用に関する基本協定書	85
5-8	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	87
5-9	災害時の情報交換に関する協定	89
5-10	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	91
5-11	災害時における物資供給に関する協定書	94
5-12	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	97
5-13	災害応急対策業務に関する基本協定	101
5-14	災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書	103
5-15	災害時におけるダム施設の使用に関する協定書	105
5-16	大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する協定書	107
5-17	災害時における飲料水等の供給に関する協定書	109
5-18	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	111
5-19	災害時における相互応援に関する協定	113
5-20	災害発生時におけるみなかみ町とみなかみ町内郵便局の協力に関する協定	115
5-21	地域における協力に関する協定	117
5-22	災害応急対策業務に関する基本協定	118
5-23	災害時における相互応援に関する協定	120
5-24	大規模災害時における避難所・救援物資の提供に関する協定	122
5-25	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定	125
6	ヘリポート関係	127
6-1	災害時ヘリポート適地一覧表	127
7	避難関係	128
7-1	指定緊急避難場所一覧表	128
7-2	指定避難所一覧表	132
7-3	福祉避難所一覧表	135
7-4	要配慮者利用施設	136
8	応急仮設住宅関係	139
8-1	応急仮設住宅建設予定地一覧表	139
9	ダム・ため池関係	140
9-1	みなかみ町内ダム一覧表	140
9-2	みなかみ町内農業用ため池一覧表	141

10 文化財関係.....	143
10-1 みなかみ町内指定文化財一覧表.....	143

1 条例関係

1-1 みなかみ町防災会議条例

平成 17 年 10 月 1 日
条例第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、みなかみ町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) みなかみ町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 群馬県知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 群馬県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 町の教育委員会の教育長
 - (6) 町の消防団長
 - (7) 利根沼田広域西消防署長及び北消防署長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
- 6 前項各号の委員の総数は、40 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 専門の事項を調査させるため、防災会議に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、群馬県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第 5 条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職

務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成26年12月18日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に任命する改正後のみなかみ町防災会議条例第3条第5項第9号の委員の任期は、同条第7項本文の規定にかかわらず、平成28年8月31日までとする。

(みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年みなかみ町条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表

職名	報酬	
	年額	
子ども・子育て会議委員	年額	8,600円
防災会議委員	年額	8,600円

1-2 みなかみ町防災会議委員名簿

平成 31 年 3 月 26 日現在

区 分	委 員	備考
国	林野庁 関東森林管理局 利根沼田森林管理署長	
	国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所 沼田維持修繕出張所長	
	国土交通省 関東地方整備局 利根川ダム統合管理事務所 藤原ダム管理支所長	
	国土交通省 関東地方整備局 利根川ダム統合管理事務所 相俣ダム管理支所長	
県	群馬県 利根沼田振興局 利根沼田行政県税事務所長	
	群馬県 利根沼田振興局 利根沼田保健福祉事務所長	
	群馬県 利根沼田振興局 沼田土木事務所長	
警察・消防	群馬県 沼田警察署長	
	利根沼田広域西消防署長	
	利根沼田広域北消防署長	
	みなかみ町 消防団長	
指定公共機関	独立行政法人水資源機構 沼田総合管理所長	
	東日本旅客鉄道株式会社 上毛高原駅長	
	日本郵政株式会社 月夜野郵便局長	
学識経験者	みなかみ町 婦人会長	
町	みなかみ町長	会長
	みなかみ町 副町長	
	みなかみ町教育委員会 教育長	
	みなかみ町 総務課長	
	みなかみ町 総合戦略課長	
	みなかみ町 エコパーク推進課長	
	みなかみ町 税務課長	
	みなかみ町 町民福祉課長	
	みなかみ町 子育て健康課長	
	みなかみ町 生活水道課長	
	みなかみ町 農政課長	
	みなかみ町 観光商工課長	
	みなかみ町 地域整備課長	
	みなかみ町 会計課長	
	みなかみ町 議会事務局長	
	みなかみ町 学校教育教育課長	
	みなかみ町 生涯学習課長	
	みなかみ町 水上支所長	
	みなかみ町 新治支所長	

1-3 みなかみ町災害対策本部条例

平成 17 年 10 月 1 日
条例第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、みなかみ町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 6 月 20 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 防災関係機関

2-1 みなかみ町

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
みなかみ町役場（本庁）	〒379-1393 みなかみ町後閑 318	0278-62-2111（代表）	0278-62-2291（代表）
みなかみ町役場水上支所	〒379-1692 みなかみ町湯原 64	0278-72-2111（代表）	0278-72-4610（代表）
みなかみ町役場新治支所	〒379-1498 みなかみ町布施 365	0278-64-0111（代表）	0278-64-0852（代表）

2-2 利根沼田広域消防

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
利根沼田広域消防本部	〒378-0056 沼田市高橋場町 2049-1	0278-22-0119（代表）	0278-22-4922（代表）
利根沼田広域西消防署	〒379-1412 みなかみ町羽場 59-4	0278-64-0002	0278-64-0114
利根沼田広域北消防署	〒379-1617 みなかみ町湯原 1681-1	0278-72-4349	0278-72-4339

2-3 群馬県

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
総務部危機管理室	〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1	027-223-1111（代表） 027-226-2244	027-221-0158
総務部消防保安課	〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1	027-223-1111（代表） 027-226-2241	027-221-0158
利根沼田行政県税事務所	〒378-0031 沼田市薄根町 4412	0278-22-4338	0278-24-3306
利根沼田保健福祉事務所	〒378-0031 沼田市薄根町 4412	0278-23-2185	0278-22-4479
利根沼田環境森林事務所	〒378-0031 沼田市薄根町 4412	0278-22-4481	0278-23-0409
利根沼田農業事務所	〒378-0031 沼田市薄根町 4412	0278-23-0188	0278-23-4597
沼田土木事務所	〒378-0031 沼田市薄根町 4412	0278-24-5511	0278-24-9943
利根教育事務所	〒378-0031 沼田市薄根町 4412	0278-23-0165	0278-23-0180

2-4 警察

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
群馬県警察本部	〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1	027-243-0110 (代表)	
沼田警察署	〒378-0051 沼田市上原町 1738-1	0278-22-0110 (代表)	
沼田警察署水上交番	〒379-1617 みなかみ町湯原 1681-1	0278-72-2049	
沼田警察署上毛高原交番	〒379-1313 みなかみ町月夜野 1784-1	0278-62-3311	
沼田警察署新治交番	〒379-1414 みなかみ町布施 119	0278-64-0130	
沼田警察署月夜野駐在所	〒379-1313 みなかみ町月夜野 334	0278-62-2024	
沼田警察署藤原駐在所	〒379-1721 みなかみ町藤原 2191	0278-75-2202	

2-5 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
関東総合通信局	〒102-8795 千代田区九段南 1-2-1	03-6238-1623	03-6238-1629
関東財務局 前橋財務事務所	〒371-0026 前橋市大手町 2-3-1	027-221-4491	027-224-4426
関東信越厚生局	〒330-9713 さいたま市中央区新都心 1-1	048-740-0711	048-601-1325
群馬労働局 沼田労働基準監督署	〒378-0031 沼田市薄根町 4468-4	0278-23-0323	0278-23-4297
群馬労働局 沼田公共職業安定所	〒378-0031 沼田市薄根町 3167-4	0278-22-8609	0278-23-7206
関東農政局 群馬拠点	〒371-0025 前橋市紅雲町 1-2-2	027-221-1181	027-221-7015
関東森林管理局 利根沼田森林管理署	〒378-0018 沼田市鍛冶町 3923-1	0278-24-5535	0278-24-5562
関東森林管理局 利根沼田森林管理署 相俣森林事務所	〒379-1404 みなかみ町相俣 228-4	0278-66-0017	0278-66-0017
関東森林管理局 利根沼田森林管理署 水上森林事務所	〒379-1728 みなかみ町湯原 628-6	0278-72-3522	0278-72-3522
関東経済産業局	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0213	048-601-1310
関東地方整備局 高崎河川国道事務所	〒370-0841 高崎市栄町 6-41	027-345-6000	027-345-6085
関東地方整備局 高崎河川国道事務所 沼田維持修繕出張所	〒378-0031 沼田市薄根町 3700	0278-22-2656	0278-23-3345

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
関東地方整備局 利根川ダム統合管理事務所	〒371-0846 前橋市元総社町 593-1	027-251-2022	027-251-7697
関東地方整備局 利根川ダム統合管理事務所 藤原ダム管理支所	〒379-1722 みなかみ町夜後 26	0278-75-2006	0278-75-2385
関東地方整備局 利根川ダム統合管理事務所 相保ダム管理支所	〒379-1404 みなかみ町相保 1493	0278-66-0034	0278-66-0630
関東地方整備局 利根川水系砂防事務所	〒377-8566 渋川市渋川 121-1	0279-22-4179	0279-24-4184
関東運輸局 群馬運輸支局	〒371-0007 前橋市上泉町 399-1	027-263-4440	027-261-0032
東京管区気象台 前橋地方気象台	〒371-0034 前橋市大手町 2-3-1	027-896-1220	027-896-1164

2-6 陸上自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
第 12 旅団	〒370-3594 北群馬郡榛東村大字新井 1017-2	0279-54-2011	0279-54-2011

2-7 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
日本郵政株式会社 月夜野郵便局	〒379-1399 みなかみ町月夜野 270-1	0278-62-2301	0278-62-2072
東日本電信電話株式会社 群馬支店	〒370-8666 高崎市高松町 3	027-321-5660 (災害対策室)	027-330-3008 (災害対策室)
株式会社N T T ドコモ 群馬支店	〒379-2196 前橋市東善町 122	027-290-4113 (ネットワーク部ネットワーク管理担当)	027-266-8104 (ネットワーク部ネットワーク管理担当)
日本赤十字社 群馬県支部	〒371-0833 前橋市光が丘町 32-10	027-254-3636	027-254-3637
日本放送協会 前橋放送局	〒371-8555 前橋市元総社町 189	027-251-1711	027-253-0368
東日本高速道路株式会社 関東支社高崎管理事務所	〒370-0015 高崎市島野町 831	027-353-0211	027-353-0924
独立行政法人水資源機構 沼田総合管理所	〒378-0051 沼田市上原町 1682	0278-24-5711	0278-22-7565
東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社	〒370-8543 高崎市栄町 6-26	027-320-7126	027-320-7127
東日本旅客鉄道株式会社 上毛高原駅	〒379-1313 みなかみ町月夜野 1756		

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
東日本旅客鉄道株式会社 後閑駅	〒379-1305 みなかみ町後閑 1237		
東日本旅客鉄道株式会社 水上駅	〒379-1611 みなかみ町鹿野沢 96		
日本通運株式会社 群馬支店	〒379-2133 前橋市中内町 79-1	027-266-4122	027-266-0065
東京電力パワーグリッド 株式会社 群馬支店渋川支社	〒377-0007 渋川市石原 12-1	0120-99-5222 (群馬カスタマーセンター)	0120-99-5299 (群馬カスタマーセンター)

2-8 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
公益社団法人 群馬県医師会	〒371-0022 前橋市千代田町 1-7-4	027-231-5311	027-231-7667
一般社団法人 群馬県歯科医師会	〒371-0847 前橋市大友町 1-5-17	027-252-0391	027-253-6407
公益社団法人 群馬県看護協会	〒371-0007 前橋市上泉町 1858-7	027-269-5565	027-269-8601
一般社団法人 群馬県LPガス協会 利根・沼田支部	〒378-0015 沼田市戸鹿野町 248-4	0278-23-4702	0278-23-6471
群馬県石油協同組合	〒371-0854 前橋市鳥羽町 35-5	027-251-1888	027-251-1771
一般社団法人 群馬県バス協会	〒379-2166 前橋市野中町 588	027-261-2072	027-261-5537
一般社団法人 群馬県トラック協会 沼田支部	〒378-0031 沼田市薄根町 4449-1	0278-23-1162	0278-23-1163
群馬テレビ株式会社	〒371-8548 前橋市上小出町 3-38-2	027-219-0007	027-232-0197
株式会社エフエム群馬	〒371-8533 前橋市若宮町 1-4-8	027-230-1882	027-230-1903
赤谷川沿岸土地改良区	〒379-1498 みなかみ町布施 365	0278-64-0111 (みなかみ町役場新治支所)	0278-64-0852 (みなかみ町役場新治支所)

2-9 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
一般社団法人 沼田利根医師会	〒378-0051 沼田市上原町 1801-68	0278-23-2058	0278-23-3591
関越交通株式会社 水上営業所	〒379-1617 みなかみ町湯原 508-3	0278-72-3135	
沼田エフエム放送 株式会社	〒378-0044 沼田市下之町 888	0278-22-1600	0278-20-1414
利根沼田農業協同組合 みなかみ支店	〒379-1313 みなかみ町月夜野425	0278-62-3388	
利根沼田農業協同組合 新治支店	〒379-1414 みなかみ町布施353	0278-64-1111	
月夜野病院	〒379-1308 みなかみ町真庭 316	0278-62-2011	0278-62-2013
上牧温泉病院	〒379-1303 みなかみ町石倉 198-2	0278-72-5858	0278-72-5857
竹内医院	〒379-1314 みなかみ町下津 2095	0278-62-1677	0278-62-1678
たかだクリニック	〒379-1304 みなかみ町下牧 188-2	0278-25-3000	0278-25-3001
水上医院	〒379-1611 みなかみ町鹿野沢 196	0278-72-2031	0278-72-2031
田中内科医院	〒379-1411 みなかみ町新巻 33-1	0278-64-1118	0278-64-0069
山本医院	〒379-1409 みなかみ町湯宿温泉 573	0278-64-0440	0278-64-0565
ファミリー歯科医院	〒379-1308 みなかみ町真庭 287-1	0278-62-0078	
利根保健生活協同組合 生協みなかみ歯科	〒379-1305 みなかみ町後閑 587-3	0278-25-3399	0278-62-2400
杉木歯科医院	〒379-1313 みなかみ町月夜野 310-1	0278-62-2396	
関歯科医院	〒379-1313 みなかみ町月夜野 538	0278-62-2709	
クリーンデンタル	〒379-1304 みなかみ町下牧 188-3	0278-25-3100	0278-25-3101
倉品歯科医院	〒379-1616 みなかみ町川上 20-20	0278-72-6480	
片野歯科医院	〒379-1409 みなかみ町湯宿温泉 606-1	0278-64-0413	
やまぶきの苑 (居宅介護支援)	〒379-1311 みなかみ町石倉 150-1	0278-72-8585	0278-72-8588
月夜野 居宅介護支援事業所	〒379-1313 みなかみ町月夜野 118	0278-62-0081	0278-62-0083
月夜野病院総合介護センター (居宅介護支援)	〒379-1308 みなかみ町真庭 316	0278-20-2021	0278-20-2034

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
水上居宅介護支援事業所	〒379-1618 みなかみ町阿能川 1059-1	0278-72-4524	0278-72-8435
新治居宅介護支援事業所	〒379-1411 みなかみ町新巻 301-1	0278-64-2366	0278-64-2318
西嶺の郷 居宅介護支援事業所	〒379-1415 みなかみ町西峰須川 472-1	0278-64-2430	0278-64-9255
月夜野 ヘルパーステーション	〒379-1313 みなかみ町月夜野 118	0278-62-0081	0278-62-0083
水上 ヘルパーステーション	〒379-1618 みなかみ町阿能川 1059-1	0278-72-4524	0278-72-8435
新治 ヘルパーステーション	〒379-1411 みなかみ町新巻 301-1	0278-64-2366	0278-64-2318
利根沼田訪問看護 ステーション「すこやか」	〒379-1314 みなかみ町下津 2095	0278-62-1677	0278-62-1678
月夜野 デイサービスセンター	〒379-1311 みなかみ町石倉 150-1	0278-72-8585	0278-72-8588
デイサービスセンター 森のうち	〒379-1303 みなかみ町上牧 1179	0278-72-5010	0278-25-3881
通所介護おりづる	〒379-1303 みなかみ町上牧 1893-1	0278-50-7001	0278-50-7001
竹内医院「ことぶき」 デイサービスセンター	〒379-1314 みなかみ町下津 2095	0278-62-1677	0278-62-1678
デイサービスセンター 福寿草	〒379-1314 みなかみ町下津 3194	0278-62-6621	0278-25-3394
和みの家（通所介護）	〒379-1304 みなかみ町下牧 303-1	0278-62-0753	0278-62-0754
そよかぜデイサービス	〒379-1304 みなかみ町下牧 405	0278-25-3967	0278-25-3968
デイサービスセンター ほたるの苑	〒379-1313 みなかみ町月夜野 118	0278-62-0081	0278-62-0083
月夜野の里 デイサービスセンター	〒379-1308 みなかみ町真庭 363	0278-62-3348	0278-62-3469
水上 デイサービスセンター	〒379-1618 みなかみ町阿能川 1059-1	0278-72-4524	0278-72-8435
新治ふれあいセンター （通所介護）	〒379-1411 みなかみ町新巻 301-1	0278-64-2366	0278-64-2318
西嶺の郷 デイサービスセンター	〒379-1415 みなかみ町西峰須川 472-1	0278-64-2430	0278-64-9255
介護老人保健施設 草笛の里（通所リハビリ）	〒379-1311 みなかみ町石倉 194-1	0278-72-4011	0278-50-7120
介護老人保健施設 草笛の里水上（通所リハビリ）	〒379-1615 みなかみ町小仁田 623-2	0278-72-1212	0278-72-1213
グループホーム 月夜野の里 （認知症対応型通所介護）	〒379-1308 みなかみ町真庭 363	0278-62-3348	0278-62-3469
小規模多機能月夜野の里	〒379-1308 みなかみ町真庭 308-1	0278-25-3636	0278-25-3637

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
特別養護老人ホーム やまぶきの苑 (短期入所生活介護)	〒379-1311 みなかみ町石倉 150-1	0278-72-8585	0278-72-8588
西嶺の郷 ショートステイ	〒379-1415 みなかみ町西峰須川 472-1	0278-64-2430	0278-64-9255
介護老人保健施設 草笛の里 (短期入所療養介護)	〒379-1311 みなかみ町石倉 194-1	0278-72-4011	0278-50-7120
介護老人保健施設 草笛の里水上 (短期入所療養介護)	〒379-1615 みなかみ町小仁田 623-2	0278-72-1212	0278-72-1213
特別養護老人ホーム やまぶきの苑	〒379-1311 みなかみ町石倉 150-1	0278-72-8585	0278-72-8588
特別養護老人ホーム 西嶺の郷	〒379-1415 みなかみ町西峰須川 472-1	0278-64-2430	0278-64-9255
介護老人保健施設 草笛の里	〒379-1311 みなかみ町石倉 194-1	0278-72-4011	0278-50-7120
介護老人保健施設 草笛の里水上	〒379-1615 みなかみ町小仁田 623-2	0278-72-1212	0278-72-1213
グループホーム やまぶきの苑	〒379-1311 みなかみ町石倉 150-1	0278-72-8585	0278-72-8588
グループホーム月夜野宿	〒379-1304 みなかみ町下牧 1128-3	0278-62-1101	0278-62-0008
グループホーム 月夜野の里	〒379-1308 みなかみ町真庭 363	0278-62-3348	0278-62-3469
グループホーム 今宿の太助さん	〒379-1411 みなかみ町新巻 29	0278-20-6000	0278-20-6000
月夜野保健福祉センター	〒379-1313 みなかみ町月夜野 118	0278-20-2300	0278-62-0083
水上保健福祉センター	〒379-1617 みなかみ町湯原 57-1	0278-72-2111	0278-72-4610
新治保健センター	〒379-1409 みなかみ町湯宿温泉 2272-48	0278-64-1441	
月夜野老人福祉センター	〒379-1305 みなかみ町後閑 5	0278-62-3351	
月夜野高齢者 生きがいセンター	〒379-1313 みなかみ町月夜野 649	0278-62-3485	
水上高齢者婦人センター	〒379-1618 みなかみ町阿能川 1059-1	0278-72-8707	0278-72-8435
新治高齢者会館	〒379-1418 みなかみ町須川 1346-3	0278-64-1035	
みなかみ町福祉作業所	〒379-1313 みなかみ町月夜野 646-2	0278-20-2488	0278-20-2488
社会福祉法人 みなかみ町社会福祉協議会	〒379-1313 みなかみ町月夜野 118	0278-62-0081	0278-62-0083
みなかみ町商工会	〒379-1313 みなかみ町月夜野 1744-1	0278-62-1155	0278-62-6264
みなかみ町観光協会	〒379-1313 みなかみ町月夜野 1744-1	0278-62-0401	0278-62-0402

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
群馬銀行月夜野支店	〒379-1305 みなかみ町後閑321-8	0278-62-2231	
群馬銀行水上支店	〒379-1617 みなかみ町湯原680-6	0278-72-2510	
東和銀行水上支店	〒379-1617 みなかみ町湯原677	0278-72-2515	
利根郡信用金庫 月夜野支店	〒379-1313 みなかみ町月夜野561-4	0278-62-6661	
利根郡信用金庫水上支店	〒379-1617 みなかみ町湯原136-3	0278-72-2371	
利根郡信用金庫新治支店	〒379-1414 みなかみ町布施117	0278-64-2071	
古馬牧小学校	〒379-1305 みなかみ町後閑1064	0278-62-2414	0278-62-2586
桃野小学校	〒379-1313 みなかみ町月夜野583	0278-62-2416	0278-62-2499
月夜野北小学校	〒379-1303 みなかみ町上牧880	0278-72-3352	0278-72-3375
水上小学校	〒379-1617 みなかみ町湯原968	0278-72-2054	0278-72-2627
藤原小学校	〒379-1721 みなかみ町藤原3491	0278-75-2103	0278-75-2472
新治小学校	〒379-1411 みなかみ町新巻208	0278-64-0023	0278-20-6025
月夜野中学校	〒379-1313 みなかみ町月夜野80	0278-62-1605	0278-62-1615
水上中学校	〒379-1617 みなかみ町湯原222	0278-72-2124	0278-72-2158
藤原中学校	〒379-1721 みなかみ町藤原3491	0278-75-2103	0278-75-2472
新治中学校	〒379-1414 みなかみ町布施238	0278-64-0351	0278-64-0352
利根商業高等学校	〒379-1313 みなかみ町月夜野591	0278-62-2116	0278-62-1270
第三保育園	〒379-1721 みなかみ町藤原3461-1	0278-75-2553	
私立つきよのこども園	〒379-1313 みなかみ町月夜野464	0278-25-8400	
水上わかくりこども園／わ かくりキッズクラブ	〒379-1617 みなかみ町湯原985	0278-72-4120	0278-25-3020
にいはるこども園	〒379-1418 みなかみ町須川774-1	0278-64-0931	0278-64-1092
一般社団法人 群馬県建設業協会 沼田支部	〒378-0042 沼田市西倉内町654	0278-22-3695	0278-22-3696

3 災害危険区域関係

3-1 重要水防箇所一覧表

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

河川名	担当水防 管理団体名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所所在地名			延長 (m)	重要な理由
		種別	階級		市町村	町・大字	字		
利根川	みなかみ町	堤防高	B	左	みなかみ	上牧	道木	200	堤防高不足
利根川	みなかみ町	堤防高	A	左	みなかみ	後閑	みなかみ町役場 上流	200	堤防高不足
利根川	みなかみ町	堤防高	B	右	みなかみ	下津	月夜野大橋下流	200	堤防高不足
利根川	みなかみ町	堤防高	A	左	みなかみ	真庭	月夜野大橋下流	200	堤防高不足
利根川	みなかみ町	堤防高	A	右	みなかみ	下津	月夜野大橋下流	800	堤防高不足
利根川	みなかみ町	堤防高、 水衝	B	左	みなかみ	後閑	利根川と赤谷川合 流地より 下流	400	堤防高不足、洪 水時水衝部
赤谷川	みなかみ町	堤防高、 法崩れす べり	B	右	みなかみ	布施	布施宿	460	堤防高不足、法 崩れずべりの 恐れ
赤谷川	みなかみ町	水衝	B	左	みなかみ	羽場	廻戸	50	堤防高不足

3-2 砂防指定地一覧表

(平成30年4月1日現在)

幹川名	溪流名	指定年月日	告示番号	字
利根川	湯檜曾川	S8. 7. 21	229	湯檜曾
赤谷川	白孤沢川	S8. 7. 21	229	布施
利根川	阿能川	S9. 9. 14	457	阿能川
利根川	阿能川	S12. 10. 12	607	阿能川
赤谷川	大峰沢	S13. 7. 5	333	相俣
利根川	湯檜曾川	S16. 5. 6	249	湯檜曾
赤谷川	江戸沢	S19. 8. 31	469	永井
利根川	湯舟沢	S26. 5. 4	410	下津
赤谷川	宮沢	S26. 5. 4	411	布施
赤谷川	空堀沢	S26. 5. 4	411	猿ヶ京
赤谷川	梅沢	S26. 5. 4	411	羽場
赤谷川	白孤沢川	S26. 5. 4	411	須川
赤谷川	法師川	S26. 5. 4	411	永井
利根川	八幡沢・古城沢	S26. 6. 28	654	月夜野
赤谷川	赤谷川	S27. 1. 29	62	猿ヶ京
赤谷川	唐沢	S27. 1. 29	62	羽場
赤谷川	白孤沢川	S27. 1. 30	64	布施
赤谷川	西川	S27. 5. 14	553	猿ヶ京
赤谷川	須川川	S28. 5. 9	748	布施
赤谷川	原沢	S28. 6. 5	985	下津
赤谷川	梅沢	S28. 6. 5	985	羽場
赤谷川	貉沢	S29. 6. 22	1141	新巻
赤谷川	白孤沢川	S30. 11. 18	1321	須川
利根川	阿能川	S31. 9. 29	1537	阿能川
赤谷川	梅沢	S31. 9. 29	1530	新巻
赤谷川	白孤沢川	S32. 9. 7	1100	東峯須川
赤谷川	遠永沢	S34. 3. 25	531	入須川
赤谷川	下の沢	S35. 6. 1	1008	東峯須川
赤谷川	唐沢	S35. 6. 1	1008	羽場
赤谷川	中後沢	S36. 1. 9	4	下津
赤谷川	下の沢	S37. 11. 10	2813	西峯須川
赤谷川	白孤沢川	S37. 11. 10	2818	西峯須川
赤谷川	西の沢	S37. 12. 10	3008	新巻
利根川	立の沢川	S38. 9. 11	2356	師
赤谷川	中島沢	S38. 9. 11	2356	羽場
赤谷川	下の沢	S39. 6. 26	1610	東峯須川
赤谷川	原沢	S39. 9. 17	2689	上津
赤谷川	十二沢	S39. 9. 17	2688	新巻
赤谷川	原沢	S40. 5. 11	1346	上津
赤谷川	大洞沢	S40. 9. 6	2555	布施
赤谷川	堤沢	S40. 9. 6	2555	羽場
赤谷川	柳沼沢	S40. 9. 6	2555	新巻

幹川名	溪流名	指定年月日	告示番号	字
赤谷川	神楽沢	S41. 7. 6	2108	羽場
赤谷川	大洞沢	S41. 7. 6	2108	布施
赤谷川	唐沢	S41. 7. 6	2108	羽場
赤谷川	白孤沢川	S41. 7. 22	2307	西峯須川
利根川	吉平川	S41. 9. 5	3092	上牧
利根川	前の沢	S42. 3. 31	1157	小川
赤谷川	鳥の沢	S42. 3. 31	990	羽場
利根川	前の沢	S42. 9. 5	2801	小川
赤谷川	後沢	S42. 11. 30	3944	下津
赤谷川	花の木沢	S42. 11. 30	3944	羽場
赤谷川	宮沢	S42. 11. 30	3944	布施
赤谷川	箕輪沢	S42. 11. 30	3944	布施
赤谷川	遊神沢	S42. 11. 30	3944	入須川
赤谷川	どらが沢	S43. 11. 20	3418	下津
利根川	吉平川	S43. 11. 20	3418	上牧
利根川	立の沢川	S43. 11. 20	3418	師
利根川	寺沢	S45. 7. 7	1027	後閑
赤谷川	白孤沢川	S45. 7. 7	1027	須川
赤谷川	遊神沢	S45. 7. 7	1027	入須川
利根川	西沢	S46. 2. 22	194	小川
赤谷川	中の橋沢	S46. 2. 22	194	上津
赤谷川	倉沢・前の沢	S46. 2. 22	194	須川
赤谷川	柳沼沢	S46. 10. 6	1672	新巻
赤谷川	空堀沢	S47. 3. 31	721	猿ヶ京
赤谷川	砂原沢	S47. 3. 31	721	新巻
赤谷川	大洞沢	S47. 3. 31	721	布施
赤谷川	唐沢・上の沢	S47. 3. 31	721	新巻
赤谷川	奈女沢	S47. 3. 31	721	布施
赤谷川	法師川	S47. 3. 31	721	永井
赤谷川	箕の輪沢	S47. 3. 31	721	布施
赤谷川	唐沢	S47. 8. 4	1352	新巻
赤谷川	十二河原沢	S48. 1. 16	89	須川
赤谷川	損馬沢	S48. 1. 16	89	師田
利根川	名倉沢	S49. 5. 23	795	藤原
赤谷川	車沢	S49. 5. 23	795	羽場
赤谷川	大石沢	S49. 5. 23	795	西峰須川
利根川	諏訪沢	S50. 1. 31	65	下牧
利根川	吉平川	S50. 7. 2	1013	上牧
赤谷川	沢口沢	S50. 11. 4	1421	師田
利根川	小日向沢	S53. 4. 4	783	小日向
赤谷川	行岩沢	S53. 4. 4	783	新巻
赤谷川	押野沢	S54. 4. 13	848	西峰須川
赤谷川	下の沢	S54. 4. 13	848	東峯須川
赤谷川	砂原沢	S54. 4. 13	848	新巻

幹川名	溪流名	指定年月日	告示番号	字
利根川	勝浜沢	S55. 3. 21	343	上牧
赤谷川	高萩沢	S56. 4. 30	950	入須川
赤谷川	大峰沢	S56. 4. 30	950	相俣
赤谷川	西の沢	S57. 12. 13	1915	新巻
赤谷川	猪沢	S59. 3. 30	795	新巻
利根川	松葉沢	S59. 10. 31	1458	下牧
赤谷川	押野沢	S59. 10. 31	1458	西峰須川
赤谷川	車沢	S59. 10. 31	1458	羽場
赤谷川	柳沼沢	S59. 10. 31	158	新巻
利根川	塩沢	S60. 3. 25	65	石倉
利根川	古城沢	S60. 3. 25	665	月夜野
利根川	森原沢	S60. 3. 25	665	小川
利根川	深沢	S60. 3. 25	665	月夜野
利根川	真沢	S60. 3. 25	665	月夜野
利根川	諏訪沢	S60. 3. 25	665	月夜野
利根川	滝の沢	S60. 3. 25	665	月夜野
赤谷川	中の橋沢	S60. 3. 25	665	上津
利根川	八幡沢	S60. 3. 25	665	月夜野
利根川	阿能川	S60. 3. 25	665	阿能川
利根川	観音沢	S60. 10. 28	1435	後閑
利根川	戸倉沢	S62. 3. 16	658	上牧
利根川	寺沢	S62. 3. 16	658	下牧
利根川	深沢	S62. 3. 16	658	月夜野
利根川	粟生沢	S62. 3. 16	658	小仁田
赤谷川	須川川	S62. 3. 16	658	入須川
赤谷川	西の沢	S62. 3. 16	658	新巻
赤谷川	大峰沢	S62. 3. 16	658	相俣
利根川	吉平川	S63. 1. 26	126	上牧
赤谷川	詰坂沢	S63. 1. 26	126	入須川
赤谷川	車沢	S63. 1. 26	126	羽場
赤谷川	詰坂沢	S63. 10. 27	2096	入須川
赤谷川	詰坂沢	S63. 10. 28	1435	入須川
利根川	薬研堀沢	H1. 10. 6	1695	後閑
利根川	赤沢	H1. 10. 6	1695	阿能川
利根川	一の沢	H4. 3. 13	628	小日向
利根川	阿能川	H4. 12. 17	2005	阿能川
利根川	土宇沢	H4. 12. 17	2005	阿能川
利根川	土宇沢	H4. 12. 17	2005	阿能川
赤谷川	行岩沢	H4. 12. 17	2005	新巻
赤谷川	原沢	H5. 12. 22	2389	上津
赤谷川	原沢	H10. 11. 18	1975	上津
利根川	山口沢	H10. 11. 18	1975	藤原
利根川	保登野沢	H10. 11. 18	112	谷川
利根川	母谷沢	H10. 11. 18	1975	湯原

幹川名	溪流名	指定年月日	告示番号	字
赤谷川	西の沢	H11. 3. 17	659	新巻
赤谷川	七ツ釜沢	H12. 8. 9	1739	新巻
利根川	塩沢	H16. 9. 16	1132	小川
利根川	戸倉沢	H16. 12. 2	1493	戸倉
利根川	前沢	H17. 12. 23	1442	森ノ上、平方
赤谷川	宮沢	H17. 12. 23	1442	沢久保
利根川	西の沢	H17. 12. 23	1442	下原、経陵、西河原
赤谷川	大洞沢	H18. 2. 9	220	休石、大洞、竹ノ上、相俣
利根川	塩沢	H22. 1. 7	5	小川
利根川	真沢	H23. 4. 19	406	月夜野
利根川	勝浜沢	H23. 10. 11	1017	上牧
利根川	古城沢及び八幡沢	H23. 10. 11	1017	月夜野
利根川	塩沢	H24. 3. 7	224	小川
利根川	真沢	H24. 12. 13	1454	月夜野
利根川	西の沢	H25. 5. 20	505	綱子
赤谷川	中後沢	H25. 11. 20	1126	下津
利根川	大原沢	H26. 9. 16	904	上牧
赤谷川	井戸川	H29. 3. 3	152	湯宿温泉
赤谷川	芦ノ沢 2	H30. 6. 26	779	相俣

3-3 土石流危険溪流一覽表

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	市町村	字
445-I-001	I	利根川	利根川	湯舟沢左	みなかみ町	下津
445-I-002	I	利根川	利根川	東湯舟沢	みなかみ町	竹改戸
445-I-003	I	利根川	利根川	湯舟沢	みなかみ町	竹改所
445-I-004	I	利根川	利根川	西湯舟沢	みなかみ町	中村
445-I-005	I	利根川	利根川	後沢	みなかみ町	天神
445-I-006	I	利根川	赤谷川	境沢	みなかみ町	塚原
445-I-007	I	利根川	利根川	八幡沢	みなかみ町	橋下
445-I-008	I	利根川	利根川	南古城沢	みなかみ町	橋下
445-I-009	I	利根川	利根川	真沢	みなかみ町	真沢
445-I-010	I	利根川	利根川	西沢	みなかみ町	森原
445-I-011	I	利根川	利根川	西沢	みなかみ町	湊尻
445-I-012	I	利根川	利根川	北小川沢	みなかみ町	和名中
445-I-013	I	利根川	利根川	塩沢	みなかみ町	小和知
445-I-014	I	利根川	利根川	塩沢	みなかみ町	小和知
445-I-015	I	利根川	利根川	火之口沢	みなかみ町	竹ノ上
445-I-016	I	利根川	利根川	吉之入沢	みなかみ町	上石倉
445-I-017	I	利根川	利根川	西奈女沢川	みなかみ町	奈女沢
445-I-018	I	利根川	利根川	奈女沢川	みなかみ町	奈女沢
445-I-019	I	利根川	利根川	南奈女沢川	みなかみ町	奈女沢
445-I-020	I	利根川	吉平川	写保之沢	みなかみ町	吉平
445-I-021	I	利根川	吉平川	西吉平川	みなかみ町	吉平
445-I-022	I	利根川	吉平川	吉平川	みなかみ町	吉平
445-I-023	I	利根川	吉平川	四割ノ沢	みなかみ町	大沼
445-I-024	I	利根川	吉平川	南吉平沢	みなかみ町	吉平
445-I-025	I	利根川	吉平川	むけいりの沢	みなかみ町	吉平
445-I-026	I	利根川	吉平川	小野久保沢	みなかみ町	吉平
445-I-027	I	利根川	利根川	戸谷沢	みなかみ町	戸谷
445-I-028	I	利根川	利根川	戸倉沢	みなかみ町	下明
445-I-029	I	利根川	利根川	新田之沢	みなかみ町	戸倉
445-I-030	I	利根川	利根川	戸倉沢	みなかみ町	木ノ根
445-I-031	I	利根川	利根川	新田沢	みなかみ町	宮地
445-I-032	I	利根川	利根川	諏訪沢	みなかみ町	中組
445-I-033	I	利根川	利根川	松葉沢	みなかみ町	中組
445-I-034	I	利根川	利根川	十二沢	みなかみ町	下組
445-I-035	I	利根川	利根川	下牧沢	みなかみ町	下牧
445-I-036	I	利根川	利根川	穴切沢	みなかみ町	穴切
445-I-037	I	利根川	利根川	寺沢	みなかみ町	下牧
445-I-038	I	利根川	利根川	観音沢	みなかみ町	稗田
445-I-039	I	利根川	利根川	大沢田川左	みなかみ町	稗田
445-I-040	I	利根川	利根川	大沢田川	みなかみ町	上野原
445-I-041	I	利根川	利根川	南上野原沢	みなかみ町	青岳
445-I-042	I	利根川	利根川	立ノ沢	みなかみ町	下師
445-I-043	I	利根川	利根川	東立ノ沢	みなかみ町	下師

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	市町村	字
446-I-001	I	利根川	利根川	井戸上堰	みなかみ町	川上
446-I-002	I	利根川	利根川	ハイ沢	みなかみ町	川上
446-I-003	I	利根川	利根川	母谷沢	みなかみ町	湯原
446-I-004	I	利根川	利根川	北貝戸沢	みなかみ町	北貝戸
446-I-005	I	利根川	阿能川	土宇沢	みなかみ町	原
446-I-006	I	利根川	阿能川	阿能川沢	みなかみ町	阿能川
446-I-007	I	利根川	阿能川	阿能川沢	みなかみ町	阿能川
446-I-008	I	利根川	谷川	上谷川沢	みなかみ町	谷川
446-I-009	I	利根川	谷川	下谷川沢	みなかみ町	谷川
446-I-010	I	利根川	阿能川	保登野沢	みなかみ町	阿能川
446-I-011	I	利根川	谷川	恋沢	みなかみ町	谷川
446-I-012	I	利根川	利根川	ガニ沢	みなかみ町	湯原
446-I-013	I	利根川	利根川	ガニ沢	みなかみ町	湯原
446-I-014	I	利根川	利根川	小中沢	みなかみ町	大穴
446-I-015	I	利根川	利根川	大穴左沢	みなかみ町	大穴
446-I-016	I	利根川	利根川	大穴右沢	みなかみ町	大穴
446-I-017	I	利根川	利根川	大久保沢	みなかみ町	大穴
446-I-018	I	利根川	湯桧曾川	南湯ノ沢	みなかみ町	湯桧曾
446-I-019	I	利根川	湯桧曾川	中ノ沢	みなかみ町	湯桧曾
446-I-020	I	利根川	湯桧曾川	高沢	みなかみ町	湯桧曾
446-I-021	I	利根川	湯桧曾川	高沢右	みなかみ町	湯桧曾
446-I-022	I	利根川	利根川	下西ノ沢	みなかみ町	綱子
446-I-023	I	利根川	利根川	笹沢	みなかみ町	綱子
446-I-024	I	利根川	利根川	権言沢	みなかみ町	綱子
446-I-025	I	利根川	利根川	粟沢左	みなかみ町	粟沢
446-I-026	I	利根川	利根川	湯ノ沢	みなかみ町	宝川
446-I-027	I	利根川	利根川	湯ノ沢東北	みなかみ町	宝川
446-I-028	I	利根川	利根川	湯ノ沢東南	みなかみ町	宝川
446-I-029	I	利根川	利根川	十二沢西	みなかみ町	湯ノ小屋温泉
446-I-030	I	利根川	利根川	十二沢	みなかみ町	湯ノ小屋
446-I-031	I	利根川	利根川	大芦沢	みなかみ町	大芦
446-I-032	I	利根川	利根川	明川	みなかみ町	明川
446-I-033	I	利根川	利根川	名倉川	みなかみ町	関ヶ原
446-I-034	I	利根川	利根川	山口沢	みなかみ町	山口
446-I-035	I	利根川	利根川	ボナリ沢	みなかみ町	関ヶ原
446-I-036	I	利根川	利根川	原堰	みなかみ町	原
446-I-037	I	利根川	利根川	南原堰	みなかみ町	原
446-I-038	I	利根川	利根川	平出沢	みなかみ町	平出
446-I-039	I	利根川	利根川	平出沢	みなかみ町	平出
446-I-040	I	利根川	利根川	鹿野沢	みなかみ町	鹿野沢
446-I-041	I	利根川	利根川	小日向沢	みなかみ町	小日向
446-I-042	I	利根川	利根川	一の沢	みなかみ町	小日向
446-I-043	I	利根川	利根川	小日向沢	みなかみ町	小日向
447-I-001	I	利根川	赤谷川	沢口沢	みなかみ町	師田
447-I-002	I	利根川	赤谷川	宮沢	みなかみ町	布施

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	市町村	字
447-I-003	I	利根川	赤谷川	大洞沢	みなかみ町	布施
447-I-004	I	利根川	須川川	高萩沢	みなかみ町	入須川
447-I-005	I	利根川	須川川	詰坂沢	みなかみ町	入須川
447-I-006	I	利根川	須川川	遊神沢	みなかみ町	入須川
447-I-007	I	利根川	押野川	堰手沢	みなかみ町	西峰須川
447-I-008	I	利根川	白孤沢川	下の沢	みなかみ町	東峰須川
447-I-009	I	利根川	白孤沢川	漆原沢	みなかみ町	東峰須川
447-I-010	I	利根川	白孤沢川	白孤沢	みなかみ町	須川
447-I-011	I	利根川	白孤沢川	上白孤沢	みなかみ町	須川
447-I-012	I	利根川	赤谷川	前の沢	みなかみ町	須川
447-I-013	I	利根川	赤谷川	薄倉沢	みなかみ町	須川
447-I-014	I	利根川	西川	江戸沢	みなかみ町	永井
447-I-015	I	利根川	西川	所久保沢	みなかみ町	吹路
447-I-016	I	利根川	西川	落原沢	みなかみ町	吹路
447-I-017	I	利根川	西川	十二沢	みなかみ町	猿ヶ京
447-I-018	I	利根川	赤谷川	西空堀沢	みなかみ町	猿ヶ京
447-I-019	I	利根川	赤谷川	空堀沢	みなかみ町	猿ヶ京
447-I-020	I	利根川	赤谷川	水上沢	みなかみ町	猿ヶ京
447-I-021	I	利根川	赤谷川	富士新田沢	みなかみ町	相俣
447-I-022	I	利根川	赤谷川	赤谷北沢	みなかみ町	相俣
447-I-023	I	利根川	赤谷川	葦ノ沢	みなかみ町	相俣
447-I-024	I	利根川	赤谷川	北大洞沢	みなかみ町	相俣
447-I-025	I	利根川	赤谷川	寺沢	みなかみ町	相俣
447-I-026	I	利根川	赤谷川	西沢	みなかみ町	相俣
447-I-027	I	利根川	赤谷川	前ノ沢	みなかみ町	相俣
447-I-028	I	利根川	赤谷川	大峰沢	みなかみ町	相俣
447-I-029	I	利根川	赤谷川	西大峰沢	みなかみ町	相俣
447-I-030	I	利根川	赤谷川	十二河原沢	みなかみ町	須川
447-I-031	I	利根川	赤谷川	七ツ釜沢 1	みなかみ町	新巻
447-I-032	I	利根川	赤谷川	七ツ釜沢 2	みなかみ町	新巻
447-I-033	I	利根川	赤谷川	芹沢	みなかみ町	新巻
447-I-034	I	利根川	赤谷川	柳沼沢	みなかみ町	新巻
447-I-035	I	利根川	赤谷川	唐沢	みなかみ町	新巻
447-I-036	I	利根川	赤谷川	砂原沢	みなかみ町	新巻
447-I-037	I	利根川	赤谷川	東沢	みなかみ町	羽場
447-I-038	I	利根川	赤谷川	花木沢	みなかみ町	羽場
447-I-039	I	利根川	赤谷川	神楽沢	みなかみ町	羽場
447-I-040	I	利根川	赤谷川	東神楽沢	みなかみ町	羽場
447-I-041	I	利根川	赤谷川	中島沢	みなかみ町	羽場
447-I-042	I	利根川	赤谷川	損馬沢	みなかみ町	師田
447-I-043	I	利根川	赤谷川	西沢口沢	みなかみ町	師田
447-I-044	I	利根川	赤谷川	師田西沢	みなかみ町	師田
447-I-045	I	利根川	赤谷川	大谷沢	みなかみ町	新巻
447-I-046	I	利根川	赤谷川	上の沢	みなかみ町	新巻
445-II-001	II	利根川	赤谷川	神楽沢右	みなかみ町	月夜野

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	市町村	字
445-Ⅱ-002	Ⅱ	利根川	利根川	奈女沢	みなかみ町	奈女沢
445-Ⅱ-003	Ⅱ	利根川	利根川	西奈女沢川左	みなかみ町	奈女沢
445-Ⅱ-004	Ⅱ	利根川	利根川	木ノ根沢	みなかみ町	木ノ根
445-Ⅱ-005	Ⅱ	利根川	利根川	薬研堀沢	みなかみ町	稗田
445-Ⅱ-006	Ⅱ	利根川	利根川	勝浜沢	みなかみ町	上牧
446-Ⅱ-001	Ⅱ	利根川	谷川	西保登野沢	みなかみ町	谷川
446-Ⅱ-002	Ⅱ	利根川	利根川	十二沢	みなかみ町	湯原
446-Ⅱ-003	Ⅱ	利根川	利根川	下小中沢南	みなかみ町	大穴
446-Ⅱ-004	Ⅱ	利根川	利根川	下小中沢	みなかみ町	大穴
446-Ⅱ-005	Ⅱ	利根川	湯桧曾川	湯ノ沢	みなかみ町	湯桧曾
446-Ⅱ-006	Ⅱ	利根川	湯桧曾川	下後沢	みなかみ町	湯桧曾
446-Ⅱ-007	Ⅱ	利根川	利根川	栗沢	みなかみ町	栗沢
446-Ⅱ-008	Ⅱ	利根川	利根川	藤原沢	みなかみ町	綱子
446-Ⅱ-009	Ⅱ	利根川	利根川	小日向沢	みなかみ町	小日向
447-Ⅱ-001	Ⅱ	利根川	須川川	遠永沢	みなかみ町	入須川
447-Ⅱ-002	Ⅱ	利根川	須川川	盆ノ入沢	みなかみ町	入須川
447-Ⅱ-003	Ⅱ	利根川	押野川	ナケイリ川	みなかみ町	西峰須川
447-Ⅱ-004	Ⅱ	利根川	須川川	大倉沢	みなかみ町	布施
447-Ⅱ-005	Ⅱ	利根川	白狐沢川	岩花沢	みなかみ町	東峰須川
447-Ⅱ-006	Ⅱ	利根川	白狐沢川	南漆原沢	みなかみ町	東峰須川
447-Ⅱ-007	Ⅱ	利根川	西川	西所久保沢	みなかみ町	永井
447-Ⅱ-008	Ⅱ	利根川	押野川	東下の沢	みなかみ町	西峰須川
447-Ⅱ-009	Ⅱ	利根川	赤谷川	境野沢	みなかみ町	相俣
447-Ⅱ-010	Ⅱ	利根川	赤谷川	西の沢	みなかみ町	新巻
447-Ⅱ-011	Ⅱ	利根川	赤谷川	東中島沢	みなかみ町	羽場
445-J-001	J	利根川	赤谷川	東神楽沢右	みなかみ町	月夜野
445-J-002	J	利根川	赤谷川	南八幡沢	みなかみ町	月夜野
445-J-003	J	利根川	利根川	小川沢	みなかみ町	小川
446-J-001	J	利根川	谷川	南谷川沢	みなかみ町	谷川
446-J-002	J	利根川	谷川	谷川沢	みなかみ町	谷川
446-J-003	J	利根川	湯桧曾川	奥セツ沢	みなかみ町	湯桧曾
446-J-004	J	利根川	湯桧曾川	後沢	みなかみ町	湯桧曾

3-4 地すべり防止区域一覧表（土木関係）

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

番号	第一次 幹川名	第二次 幹川名	当該 河川名	地すべり防止 区域名	所在地	指定面積 (ha)	指定年月日
20	赤谷川	須川川	須川川	奥平	みなかみ町須川	33.71	S47.11.16
28	赤谷川	赤谷川	柳沼沢	堤	みなかみ町新巻	30.95	S55.4.4
43	赤谷川	赤谷川	井戸沢	湯宿	みなかみ町新巻	23.01	H2.3.31
54	赤谷川	赤谷川	柳沼川	柳沼	みなかみ町新巻	32.79	H8.3.18
59	赤谷川	—	—	大島	みなかみ町新巻	6.46	H14.3.25
63	利根川	赤谷川	—	鍛冶窪	みなかみ町新巻	5.62	H16.3.10

3-5 地すべり防止区域一覧表（環境森林部関係）

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

番号	第一次 幹川名	第二次 幹川名	当該 幹川名	地すべり防止 区域名	所在地	指定面積 (ha)	指定年月 日
4	赤谷川	中後沢	中後沢	羽場	みなかみ町羽場字芝	50.70	S37.8.17
28	利根川	後沢	後沢	小和知	みなかみ町小川字白根沢	22.60	S55.4.17
29	赤谷川	須川川	須川川	雨見山	みなかみ町西峰須川字雨見山	44.53	S55.4.17
31	赤谷川	須川川	須川川	小池	みなかみ町入須川字小池	77.58	S57.8.9
42	赤谷川	花ノ木沢川	花ノ木沢川	弁財天	みなかみ町羽場字弁財天	11.92	H3.9.10
43	利根川	—	—	大沼	みなかみ町大沼字梨ノ木	42.60	H6.11.4

3-6 地すべり危険箇所一覧表（土木関係）

（平成 10 年調査）

箇所名	河川名		所在地	面積 (ha)	指定の有無
	幹川名	溪流名			
松葉沢	利根川	松葉沢	下牧	20.5	無
吉平	利根川	吉平川	吉平	23.1	無
梨ノ木	利根川	—	上牧	16.4	無
宮前	利根川	—	綱子	24.4	無
粟沢	利根川	—	粟沢	13.2	無
奥平	赤谷川	須川川	入須川	37.5	有
下宿	赤谷川	須川川	入須川	19.3	無
湯宿	赤谷川	—	湯宿	76.8	有
堤	赤谷川	柳沼沢	新巻	55.5	有
押出	赤谷川	神楽沢	下羽場	21.8	無
柳沼	赤谷川	柳沼沢	柳沼	62.5	有

3-7 急傾斜地崩壊危険区域一覧表

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

整理 番号	区域名	市町村	大字	字	指定年月日	告示 番号
2	布施	みなかみ	布施、新巻	湯川原、湯宿、花水	S45. 10. 2	481
2-2	布施(追加)	みなかみ	新巻	湯宿	H1. 8. 22	747
2-3	布施(追加)	みなかみ	新巻	花水	H11. 4. 2	247
32	舟戸	みなかみ	後閑	舟戸、北入河原	S50. 12. 9	802
60	十二河原	みなかみ	新巻、須川	花水、十二河原	S52. 4. 19	337
74	岩瀬	みなかみ	後閑	岩瀬平、赤改戸、東後田、岩瀬	S52. 12. 27	952
129	今宿	みなかみ	新巻	今宿、中平	S54. 12. 11	910
129-2	今宿(追加)	みなかみ	新巻	今宿、船窪	H15. 3. 7	202
133	坂下	みなかみ	湯原、阿能川	上の原、坂下	S54. 12. 11	910
192	幸知	みなかみ	幸知	登道	S56. 4. 3	236
192-2	幸知(追加)	みなかみ	幸知	登道	S62. 6. 9	417
192-3	幸知(追加)	みなかみ	幸知	登道	H11. 7. 6	427
211	稗田	みなかみ	後閑	城山、上稗田	S56. 11. 27	917
212	小日向	みなかみ	小日向	大平、天神腰、堂本、天神前	S56. 11. 27	917
213	羽場	みなかみ	羽場	中嶋、押出シ	S56. 11. 27	917
296	塩原	みなかみ	新巻、羽場	村草	S61. 2. 7	68
297	広河原	みなかみ	相俣	後小根、富士新田	S61. 2. 7	68
360	四ツ谷	みなかみ	阿能川	蔦木平、二ノ向平、沢ノ平、目ノ久保、一ノ向平	S63. 4. 22	333
390	四ツ谷B	みなかみ	阿能川	笹比良、霧ヶ久保、蔦木比良、二ノ向平、三ノ向平	H1. 8. 22	747
409	清水	みなかみ	小日向	堂本、山口、清水	H2. 10. 5	790
444	稗田(B)	みなかみ	後閑、師	下稗田、上ノ原、大沢田	H4. 10. 2	728
444-2	稗田(B)(追加)	みなかみ	後閑	下稗田、外城山	H7. 8. 18	524
445	明川	みなかみ	藤原	明川、須田川	H4. 10. 2	728
466	石倉	みなかみ	石倉	沢田、鼬沢	H6. 8. 30	520
478	舟戸(B)	みなかみ	後閑	南入河原、上入	H7. 8. 18	524
492	上の平	みなかみ	湯原	上の平	H8. 12. 17	774
531	坂下	みなかみ	下牧	坂下、牧原	H12. 3. 14	162
603	道木	みなかみ	上牧	上道木、道木原、道木	H19. 11. 9	380
608	湯島	みなかみ	湯陰曾	湯島	H21. 10. 27	395
74-2	岩瀬(追加)	みなかみ	後閑	赤改戸、東後田、中峯	H26. 5. 13	165
636	浅地	みなかみ	相俣	浅地	H28. 10. 18	279

3-8 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

(平成 14 年度発表)

危険度区分	土木事務所	広域的斜面番号	箇所番号	大字	箇所名
I	沼田	56	1265	石倉	颯沢
I	沼田	56	1266	石倉	川角
I	沼田	56	1267	上牧	吉平
I	沼田	56	1268	月夜野	利根商
I	沼田	56	1269	月夜野	茂左エ門
I	沼田	56	1270	後閑	岩瀬
I	沼田	57	1271	後閑	稗田
I	沼田	57	1272	後閑	舟戸
I	沼田	57	1273	下津	内野
I	沼田	57	1274	下津	大平
I	沼田	57	1275	後閑	舟戸 (B)
I	沼田	57	1276	下牧	坂下
I	沼田	57	1277	後閑	稗田 (B)
I	沼田	57	1278	月夜野	町並
I	沼田	57	1279	月夜野	後沢
I	沼田	57	1280	石倉	石倉
I	沼田	57	1281	石倉	川角
I	沼田	57	1282	小川	湊尻
I	沼田	57	1283	上牧	勝浜
I	沼田	57	1284	小川	森原
I	沼田	57	1285	下津	大平 19
I	沼田	57	1286	月夜野	町組 1
I	沼田	57	1287	月夜野	沢入 9
I	沼田	57	1288	下牧	門前 1
I	沼田	57	1289	後閑	穴切 3
I	沼田	57	1290	川上	浦和
I	沼田	57	1291	小日向	清水
I	沼田	57	1292	小日向	小日向
I	沼田	57	1293	阿能川	坂下
I	沼田	57	1294	阿能川	坂下 (B)
I	沼田	57	1295	阿能川	四ッ谷
I	沼田	57	1296	湯原	上の平
I	沼田	57	1297	湯原	諏訪原
I	沼田	58	1298	湯原	芦間 (A)
I	沼田		1299	湯原	芦間 (B)
I	沼田		1300	谷川	横吹
I	沼田		1301	大穴	高平
I	沼田		1302	幸知	幸知
I	沼田		1303	湯檜曾	芳沢
I	沼田		1304	湯檜曾	湯島
I	沼田		1305	湯檜曾	高沢
I	沼田		1306	湯檜曾	湯吹山
I	沼田		1307	湯檜曾	土合

危険度区分	土木事務所	広域的斜面番号	箇所番号	大字	箇所名
I	沼田		1308	綱子	綱子
I	沼田		1309	藤原	夜子 (B)
I	沼田		1310	藤原	明川
I	沼田		1311	藤原	宝川
I	沼田		1312	藤原	湯ノ小屋 (A)
I	沼田		1313	藤原	湯ノ小屋 (B)
I	沼田		1314	藤原	湯ノ小屋 (C)
I	沼田		1315	藤原	関ヶ原
I	沼田		1316	湯原	アクト
I	沼田		1317	湯原	鹿の沢
I	沼田		1318	阿能川	四ツ谷 (B)
I	沼田		1319	湯原	湯原
I	沼田		1320	小日向	小日向 (C)
I	沼田		1321	藤原	原
I	沼田		1322	藤原	大滝沢
I	沼田		1323	栗沢	沢添
I	沼田		1324	栗沢	小向平
I	沼田		1325	藤原	向山
I	沼田		1326	川上	浦和 (B)
I	沼田		1327	阿能川	阿能川
I	沼田		1328	谷川	谷川
I	沼田		1329	藤原	湯ノ小屋 1
I	沼田		1330	藤原	大芦 1
I	沼田		1331	藤原	大沢 7
I	沼田		1332	藤原	上区 1
I	沼田		1333	谷川	谷川 1
I	沼田		1334	阿能川	谷川岳PA 1
I	沼田		1335	阿能川	谷川岳PA 2
I	沼田		1336	藤原	青木沢 2
I	沼田		1337	小日向	小日向 1
I	沼田		1338	湯原	湯原 3
I	沼田		1339	永井	永井宿
I	沼田		1340	相俣	広河原
I	沼田		1341	相俣	川古
I	沼田		1342	相俣	浅治
I	沼田		1343	須川	十二河原
I	沼田		1344	新巻	布施
I	沼田		1345	須川	坂下
I	沼田		1346	新巻	大島
I	沼田		1347	新巻	今宿
I	沼田		1348	西峰須川	白狐沢
I	沼田		1349	羽場	塩原
I	沼田		1350	羽場	羽場
I	沼田		1351	入須川	湯平
I	沼田		1352	相俣	白石

危険度区分	土木事務所	広域的斜面番号	箇所番号	大字	箇所名
I	沼田		1353	須川	笠原
I	沼田		1354	西峰須川	岩淵
I	沼田		1355	布施	箕輪
I	沼田		1356	新巻	湯宿
I	沼田		1357	永井	法師 1
I	沼田		1358	永井	法師 2
I	沼田		1359	永井	法師 3
I	沼田		1360	永井	法師 4
I	沼田		1361	永井	法師 5
I	沼田		1362	永井	無多子 1
I	沼田		1363	永井	無多子 2
I	沼田		1364	相俣	赤谷 2
I	沼田		1365	相俣	富士新田 1
I	沼田		1366	猿ヶ京	西畑 4
I	沼田		1367	布施	布施宿 1
I	沼田		1368	布施	新治 1
I	沼田		1369	永井	三国峠 1
I	沼田		1370	相俣	宮前 1
I	沼田		1371	相俣	相俣 3
I	沼田		1372	相俣	相俣 4
I	沼田		1373	猿ヶ京	新田浦 1
I	沼田		1374	猿ヶ京	猿ヶ京 1
I	沼田		1693	綱子	綱子区 1
I	沼田		1694	綱子	綱子区 2
I	沼田		1695	幸知	幸知区 2
II	沼田		3701	下津	関口
II	沼田		3702	下津	滝合 1
II	沼田		3703	下津	四ツ本 2
II	沼田		3704	下津	中村 17
II	沼田		3705	上牧	道木 1
II	沼田		3706	上牧	吉平 1
II	沼田		3707	上牧	吉平 2
II	沼田		3708	小川	淵尻 1
II	沼田		3709	小川	水沼 1
II	沼田		3710	小川	水沼 2
II	沼田		3711	奈女沢	奈女沢 1
II	沼田		3712	奈女沢	奈女沢 2
II	沼田		3713	奈女沢	奈女沢 3
II	沼田		3714	月夜野	大峯 1
II	沼田		3715	月夜野	橋下 1
II	沼田		3716	月夜野	沢入 7
II	沼田		3717	月夜野	沢入 8
II	沼田		3718	月夜野	沢入 10
II	沼田		3719	月夜野	上組 1
II	沼田		3720	月夜野	上組 2

危険度区分	土木事務所	広域的斜面番号	箇所番号	大字	箇所名
Ⅱ	沼田		3721	月夜野	月夜野 1
Ⅱ	沼田		3722	上津	田中 3
Ⅱ	沼田		3723	下津	竹改戸 1
Ⅱ	沼田		3724	下津	小川津 1
Ⅱ	沼田		3725	下津	四ツ本 1
Ⅱ	沼田		3726	下牧	下河原 1
Ⅱ	沼田		3727	後閑	穴切 1
Ⅱ	沼田		3728	後閑	穴切 2
Ⅱ	沼田		3729	湯原	長沢 1
Ⅱ	沼田		3730	鹿野沢	鹿野沢 1
Ⅱ	沼田		3731	谷川	谷川 2
Ⅱ	沼田		3732	谷川	谷川区 1
Ⅱ	沼田		3733	湯原	湯原 4
Ⅱ	沼田		3736	幸知	幸知区 1
Ⅱ	沼田		3738	藤原	中区 2
Ⅱ	沼田		3739	藤原	西 3
Ⅱ	沼田		3740	藤原	原 18
Ⅱ	沼田		3741	藤原	青木沢 3
Ⅱ	沼田		3742	藤原	平出 2
Ⅱ	沼田		3743	湯桧曾	土合 1
Ⅱ	沼田		3744	永井	法師 6
Ⅱ	沼田		3745	永井	永井宿 1
Ⅱ	沼田		3746	入須川	鷹御領 1
Ⅱ	沼田		3747	相俣	赤谷 3
Ⅱ	沼田		3748	相俣	伽立 1
Ⅱ	沼田		3749	相俣	伽立 2
Ⅱ	沼田		3750	相俣	茂倉 1
Ⅱ	沼田		3751	新巻	堤 1
Ⅱ	沼田		3752	新巻	新巻 1
Ⅱ	沼田		3753	須川	茅原 1
Ⅱ	沼田		3754	西峰須川	岩淵 1
Ⅱ	沼田		3755	相俣	伽立 3
Ⅱ	沼田		3756	相俣	相俣 1
Ⅱ	沼田		3757	相俣	相俣 5
Ⅱ	沼田		3758	猿ヶ京	新田浦 2
Ⅱ	沼田		3759	猿ヶ京	新田浦 3
Ⅲ	沼田	16	5193	奈女沢	奈女沢イ
Ⅲ	沼田	16	5194	上牧	道木イ
Ⅲ	沼田	16	5195	月夜野	月夜野イ
Ⅲ	沼田	16	5196	小川	小川イ
Ⅲ	沼田	16	5197	下津	奥ノ院イ
Ⅲ	沼田	16	5198	月夜野	大原イ
Ⅲ	沼田	16	5199	月夜野	大原口
Ⅲ	沼田	16	5200	下津	大平ニ
Ⅲ	沼田	16	5201	下津	竹改戸イ

危険度区分	土木事務所	広域的斜面番号	箇所番号	大字	箇所名
Ⅲ	沼田	16	5202	下津	三後沢イ
Ⅲ	沼田	16	5203	下牧	十二沢イ
Ⅲ	沼田	16	5207	谷川	谷川区イ
Ⅲ	沼田	16	5208	幸知	幸知区イ
Ⅲ	沼田	16	5209	幸知	幸知区イ
Ⅲ	沼田	17	5210	綱子	綱子区イ
Ⅲ	沼田	17	5211	鹿野沢	鹿野沢区イ
Ⅲ	沼田	17	5212	鹿野沢	鹿野沢区ロ
Ⅲ	沼田	17	5213	藤原	上区 2
Ⅲ	沼田	17	5214	藤原	中区 1
Ⅲ	沼田	17	5215	猿ヶ京	赤谷ハ
Ⅲ	沼田	21	5267	藤原	上区イ
Ⅲ	沼田	21	5268	藤原	上区ハ
Ⅲ	沼田	21	5269	藤原	上区ニ
Ⅲ	沼田	21	5270	藤原	上区ホ
Ⅲ	沼田	21	5271	藤原	中区ロ
Ⅲ	沼田	21	5272	藤原	下区イ
Ⅲ	沼田	21	5273	藤原	中区ハ
Ⅲ	沼田	21	5274	小日向	小日中区イ
Ⅲ	沼田	21	5275	永井	法師イ
Ⅲ	沼田	21	5276	永井	無田子イ
Ⅲ	沼田	21	5277	永井	無田子ロ
Ⅲ	沼田	21	5278	永井	無田子ハ
Ⅲ	沼田	21	5279	永井	無田子ニ
Ⅲ	沼田	21	5280	相俣	赤谷イ
Ⅲ	沼田	21	5281	相俣	川古イ
Ⅲ	沼田	21	5282	相俣	赤谷ロ
Ⅲ	沼田	21	5283	西峰須川	大石イ
Ⅲ	沼田	21	5284	相俣	相俣イ
Ⅲ	沼田	21	5285	須川	須川平イ
Ⅲ	沼田	21	5286	西峰須川	大石ロ
Ⅲ	沼田	21	5287	羽場	羽場イ
Ⅲ	沼田	21	5288	羽場	羽場ロ
Ⅲ	沼田	21	5289	新巻	新巻イ
Ⅲ	沼田	21	5290	新巻	新巻ロ
Ⅲ	沼田	21	5291	新巻	新巻ハ
Ⅲ	沼田	22	5292	東峰須川	東峰須川イ
Ⅲ	沼田	22	5293	東峰須川	東峰須川ロ
Ⅲ	沼田	22	5294	相俣	赤谷ニ
Ⅲ	沼田	22	5295	相俣	赤谷ホ
Ⅲ	沼田	22	5296	相俣	千畳平イ
Ⅲ	沼田	22	5297	相俣	千畳平ロ

3-9 雪崩危険箇所一覧表（土木関係）

（平成13年調査）

番号	土木事務所	箇所名	大字	危険斜面面積（㎡）
306	沼田	外坊	上牧	16,142
307	沼田	勝浜	上牧	39,202
308	沼田	湊尻	小川	12,160
309	沼田	岩瀬	後閑	80,309
310	沼田	稗田	後閑	86,111
311	沼田	小川島	下津	21,405
312	沼田	大平	下津	29,175
313	沼田	石畑	寺間	28,956
314	沼田	柳田 1	高日向	305,491
315	沼田	柳田 2	高日向	45,341
316	沼田	水口 1	小日向	44,310
317	沼田	水口 2	小日向	5,259
318	沼田	天狗下 1	小日向	11,063
319	沼田	清水 1	小日向	59,885
320	沼田	清水 2	小日向	45,674
321	沼田	天神前	小日向	34,137
322	沼田	大平	小日向	354,190
323	沼田	坂下 1	阿能川	15,078
324	沼田	坂下 2	阿能川	20,892
325	沼田	四ッ谷	阿能川	164,777
326	沼田	三の向平 1	阿能川	179,581
327	沼田	山地入山	阿能川	311,790
328	沼田	上の原 A	谷川	68,468
329	沼田	芦間 1	湯原	86,546
330	沼田	芦間 2	湯原	132,002
331	沼田	芦間 3	湯原	185,549
332	沼田	下川原	大穴	131,279
333	沼田	上の原 1	鹿野沢	54,541
334	沼田	鹿野橋	鹿野沢	96,178
335	沼田	アクト	鹿野沢	140,156
336	沼田	高平 1	湯桧曾	56,860
337	沼田	芳沢 1	湯桧曾	73,040
338	沼田	湯島 1	湯桧曾	120,714
339	沼田	芳沢 2	湯桧曾	28,190
340	沼田	湯島 2	湯桧曾	209,405
341	沼田	高沢 1	湯桧曾	82,600
342	沼田	湯吹山 1	湯桧曾	305,268
343	沼田	土合 1	湯桧曾	162,160
344	沼田	幸知	幸知	103,382
345	沼田	径陵	綱子	61,392
346	沼田	西河原 1	綱子	333,777
347	沼田	西河原 2	綱子	45,064
348	沼田	小向平	栗沢	80,078

番号	土木事務所	箇所名	大字	危険斜面面積 (㎡)
349	沼田	道上	栗沢	468,208
350	沼田	宮前 A	向山	327,051
351	沼田	宮前 B	向山	143,534
352	沼田	夜後 1	藤原	18,130
353	沼田	大滝沢	藤原	21,430
354	沼田	宝台樹	藤原	117,214
355	沼田	平出 1	藤原	301,037
356	沼田	宝川 1	藤原	30,166
357	沼田	関ヶ原	藤原	64,961
358	沼田	雨呼	藤原	18,545
359	沼田	明川 1	藤原	13,442
360	沼田	明川 2	藤原	16,840
361	沼田	大沢	藤原	42,356
362	沼田	大芦	藤原	20,120
363	沼田	湯ノ小屋 1	藤原	45,236
364	沼田	湯ノ小屋 2	藤原	37,992
365	沼田	湯ノ小屋 3	藤原	22,804
366	沼田	湯ノ小屋 4	藤原	10,774
367	沼田	法師	永井	73,735
368	沼田	官行	永井	74,035
369	沼田	永井宿	永井	118,545
370	沼田	川古	相俣	15,822
371	沼田	広川原	相俣	23,623
372	沼田	赤谷	相俣	107,242
373	沼田	浅地	相俣	21,715
374	沼田	十二河原	須川	74,051
375	沼田	湯宿	新巻	5,314
376	沼田	坂下	須川	26,419
377	沼田	湯平	入須川	51,941
378	沼田	大島	新巻	23,707
379	沼田	新巻小学校	新巻	25,117
380	沼田	今宿	新巻	11,963
381	沼田	塩原	新巻	9,716
382	沼田	押出下	新巻	61,134
383	沼田	中山	相俣	13,837
384	沼田	本谷 1	相俣	11,024
385	沼田	妙養寺	下津	7,888
429	沼田	湯ノ小屋 5	藤原	17,935
430	沼田	湯ノ小屋 6	藤原	35,365
431	沼田	須田貝発電所	藤原	38,610
432	沼田	大芦	藤原	52,075
433	沼田	宝川 2	藤原	51,150
434	沼田	畝田 1	藤原	27,740
435	沼田	原 1	藤原	14,545
436	沼田	原 2	藤原	18,585

番号	土木事務所	箇所名	大字	危険斜面面積 (㎡)
437	沼田	原 3	藤原	20,645
438	沼田	平出 2	藤原	21,960
439	沼田	新立岩トンネル	藤原	167,900
440	沼田	湯吹山 2	湯檜曾	53,580
441	沼田	大穴スキー場	大穴	152,270
442	沼田	高平 2	大穴	127,975
443	沼田	上の原 2	鹿野沢	45,727
444	沼田	谷川 1	谷川	59,430
445	沼田	谷川 2	谷川	222,615
446	沼田	谷川 3	谷川	84,235
447	沼田	坂下 3	阿能川	81,620
448	沼田	天狗下 2	小日向	22,500
449	沼田	赤谷高原	相俣	91,848
450	沼田	相俣宿	相俣	33,302

3-10 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧表

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域	特別警戒区域
446-I-001	井戸上堰	川上	H19. 3. 27	118	土石流	○	○
446-I-002	ハイ沢	川上	H19. 3. 27	118	土石流	○	○
446-新-712	寺間沢(支)	寺間	H19. 3. 27	118	土石流	○	○
K1290	浦和	川上	H19. 3. 27	118	急傾斜	○	○
K1326	浦和(B)	川上	H19. 3. 27	118	急傾斜	○	○
K7079	諏訪峡遊歩道上	川上	H19. 3. 27	118	急傾斜	○	○
K7081	浦和北	川上	H19. 3. 27	118	急傾斜	○	○
K7082	浦和南	川上	H19. 3. 27	118	急傾斜	○	○
K7083	川上南	川上	H19. 3. 27	118	急傾斜	○	○
K7084	小仁田	小仁田	H19. 3. 27	118	急傾斜	○	○
K7085	高日向	高日向	H19. 3. 27	118	急傾斜	○	○
446-I-003	母谷沢	湯原	H19. 8. 28	289	土石流	○	
446-I-004	北貝戸沢	湯原	H19. 8. 28	289	土石流	○	○
446-I-005	土宇沢	阿能川	H19. 8. 28	289	土石流	○	
446-I-006	阿能川沢	阿能川	H19. 8. 28	289	土石流	○	○
446-I-007	阿能川沢	阿能川	H19. 8. 28	289	土石流	○	○
446-I-012	ガニ沢	湯原	H19. 8. 28	289	土石流	○	○
446-I-013	ガニ沢	湯原	H19. 8. 28	289	土石流	○	○
446-I-041	小日向沢	小日向	H19. 8. 28	289	土石流	○	○
446-I-042	一の沢	小日向	H19. 8. 28	289	土石流	○	○
446-I-043	小日向沢	小日向	H19. 8. 28	289	土石流	○	○
446-II-002	十二沢	湯原	H19. 8. 28	289	土石流	○	
446-II-009	小日向沢	小日向	H19. 8. 28	289	土石流	○	○
446-新-709	四ツ谷沢	阿能川	H19. 8. 28	289	土石流	○	
446-新-710	清水沢	小日向	H19. 8. 28	289	土石流	○	○
446-新-711	上川原沢	小日向	H19. 8. 28	289	土石流	○	
446-新-713	阿能川沢西奥	阿能川	H19. 8. 28	289	土石流	○	○
446-新-714	阿能川沢西	阿能川	H19. 8. 28	289	土石流	○	○
446-新-717	天神腰沢	小日向	H19. 8. 28	289	土石流	○	○
K1291	清水	小日向	H19. 8. 28	289	急傾斜	○	○
K1292-1	小日向-1	小日向	H19. 8. 28	289	急傾斜	○	○
K1292-2	小日向-2	小日向	H19. 8. 28	289	急傾斜	○	○
K1293-1	坂下-1	湯原	H19. 8. 28	289	急傾斜	○	○
K1293-2	坂下-2	阿能川	H19. 8. 28	289	急傾斜	○	○
K1294	坂下(B)	阿能川	H19. 8. 28	289	急傾斜	○	○
K1295	四ツ谷	阿能川	H19. 8. 28	289	急傾斜	○	○
K1296	上の平	湯原	H19. 8. 28	289	急傾斜	○	○
K1297-1	諏訪原-1	湯原	H19. 8. 28	289	急傾斜	○	○
K1297-2	諏訪原-2	湯原	H19. 8. 28	289	急傾斜	○	○
K1298-1	芦間(A)-1	湯原	H19. 8. 28	289	急傾斜	○	○
K1298-2	芦間(A)-2	湯原	H19. 8. 28	289	急傾斜	○	○
K1299	芦間(B)	湯原	H19. 8. 28	289	急傾斜	○	○
K1318	四ツ谷(B)	阿能川	H19. 8. 28	289	急傾斜	○	○
K1319	湯原	湯原	H19. 8. 28	289	急傾斜	○	○
K1320	小日向(C)	小日向	H19. 8. 28	289	急傾斜	○	○
K1327	向ビラ	阿能川	H19. 8. 28	289	急傾斜	○	○

整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域	特別警戒区域
K1337	小日向1	小日向	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
K1338	湯原3	湯原	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
K3729	長沢1	湯原	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
K3733	湯原4	湯原	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
K5274	小日向区イ	小日向	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
K7063-1	二ノ原地東	阿能川	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
K7063-2	二ノ原地西	阿能川	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
K7064	芦間下	湯原	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
K7065	上の平北	湯原	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
K7066	上の平北東	湯原	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
K7067	上の平北西	湯原	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
K7068	湯原西	湯原	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
K7069-1	湯原南(A)	湯原	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
K7069-2	湯原南(B)	湯原	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
K7071	水上大橋下	小日向	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
K7072	清水南	小日向	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
K7074	山口	小日向	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
K7075	天狗下	小日向	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
K7076	原	小日向	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
K7077	諏訪峡大橋下	小日向	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
K7078	小日向南	小日向	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
K7086	四ツ谷西	阿能川	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
K7087	四ツ谷東	阿能川	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
K7088	西田	小日向	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
K7089	天神前北	小日向	H19.8.28	289	急傾斜	○	○
446-I-026	湯ノ沢	藤原	H20.1.25	22	土石流	○	○
446-I-027-1	湯ノ沢東北-1	藤原	H20.1.25	22	土石流	○	○
446-I-027-2	湯ノ沢東北-2	藤原	H20.1.25	22	土石流	○	○
446-I-028	湯ノ沢東南	藤原	H20.1.25	22	土石流	○	○
446-I-029	十二沢西	藤原	H20.1.25	22	土石流	○	○
446-I-030-1	十二沢-1	藤原	H20.1.25	22	土石流	○	○
446-I-030-2	十二沢-2	藤原	H20.1.25	22	土石流	○	○
446-I-031	大芦沢	藤原	H20.1.25	22	土石流	○	○
446-I-032-1	明川-1	藤原	H20.1.25	22	土石流	○	○
446-I-032-2	明川-2	藤原	H20.1.25	22	土石流	○	○
446-I-033-1	名倉川-1	藤原	H20.1.25	22	土石流	○	○
446-I-033-2	名倉川-2	藤原	H20.1.25	22	土石流	○	○
446-I-033-3	名倉川-3	藤原	H20.1.25	22	土石流	○	○
446-I-033-4	名倉川-4	藤原	H20.1.25	22	土石流	○	○
446-I-033-5	名倉川-5	藤原	H20.1.25	22	土石流	○	○
446-I-033-6	名倉川-6	藤原	H20.1.25	22	土石流	○	○
446-I-033-7	名倉川-7	藤原	H20.1.25	22	土石流	○	○
446-I-034	山口沢	藤原	H20.1.25	22	土石流	○	○
446-I-035	ボナリ沢	藤原	H20.1.25	22	土石流	○	○
446-I-036-1	原堰-1	藤原	H20.1.25	22	土石流	○	○
446-I-036-2	原堰-2	藤原	H20.1.25	22	土石流	○	○
446-I-037	南原堰	藤原	H20.1.25	22	土石流	○	○
446-I-038	平出沢	藤原	H20.1.25	22	土石流	○	○

整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域	特別警戒区域
446-I-039	平出沢 2	藤原	H20. 1. 25	22	土石流	○	○
446-新-701	金山沢	藤原	H20. 1. 25	22	土石流	○	○
446-新-702	大沢	藤原	H20. 1. 25	22	土石流	○	○
446-新-704	青木沢東	藤原	H20. 1. 25	22	土石流	○	○
446-新-705	青木沢中	藤原	H20. 1. 25	22	土石流	○	○
446-新-706	青木沢西	藤原	H20. 1. 25	22	土石流	○	○
446-新-707	平出沢北	藤原	H20. 1. 25	22	土石流	○	○
446-新-715	ホリット沢	藤原	H20. 1. 25	22	土石流	○	○
K1309	夜後	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K1310-1	明川-1	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K1310-2	明川-2	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K1310-3	明川-3	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K1311-1	宝川-1	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K1311-2	宝川-2	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K1312	湯ノ小屋 (A)	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K1313	湯ノ小屋 (B)	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K1314-1	湯ノ小屋 (C) -1	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K1314-2	湯ノ小屋 (C) -2	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K1314-3	湯ノ小屋 (C) -3	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K1315	関ヶ原	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K1321	原	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K1322-1	大滝沢-1	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K1322-2	大滝沢-2	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K1322-3	大滝沢-3	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K1329	湯ノ小屋 1	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K1330	大芦	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K1331	大沢 7	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K1332	上区 1	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K1336	青木沢 2	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K3738	中区 2	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K3739	西 3	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K3740	原 18	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K3741	青木沢 3	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K3742	平出 2	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K5214	中区 1	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K5270	上区ホ	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K5271	中区ロ	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K5272	下区イ	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K5273	中区ハ	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7010	新湯ノ小屋橋北	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7011	新湯ノ小屋橋東	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7012-1	湯ノ小屋西-1	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7012-2	湯ノ小屋西-2	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7013-1	大芦東-1	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7013-2	大芦東-2	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7014	大沢北	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7015	湯ノ沢向	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7016	久保北 (A)	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○

整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域	特別警戒区域
K7017-1	久保北 (B) -1	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7017-2	久保北 (B) -2	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7018-1	久保東-1	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7018-2	久保東-2	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7019-1	一畝田-1	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7019-2	一畝田-2	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7020	関ヶ原東 (A)	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7021	関ヶ原東 (B)	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7022	応永寺裏	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7023	山口西	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7024	山口北 (A)	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7025	山口北 (B)	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7026	原北	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7027	原中 (A)	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7028	原中 (B)	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7029	原南	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7030	平出北	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7031	藤原ダム	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7090-1	須田貝西-1	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7090-2	須田貝西-2	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7091	須田貝東	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7092	一畝田西	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7093	山口中	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7094	上ノ原西	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7095-1	上ノ原-1	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7095-2	上ノ原-2	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7096	上ノ原東	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7097	立岩	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7098	宝川奥 (A)	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7099	宝川奥 (B)	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7100	青木沢西	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
K7101	湯ノ小屋 (C) 下	藤原	H20. 1. 25	22	急傾斜	○	○
446-I-008	上谷川沢	谷川	H20. 6. 27	288	土石流	○	○
446-I-009	下谷川沢	谷川	H20. 6. 27	288	土石流	○	
446-I-010	保登野沢	谷川	H20. 6. 27	288	土石流	○	○
446-I-011	恋沢	谷川	H20. 6. 27	288	土石流	○	○
446-I-014	小中沢	大穴	H20. 6. 27	288	土石流	○	
446-I-015	大穴左沢	大穴	H20. 6. 27	288	土石流	○	○
446-I-016	大穴右沢	大穴	H20. 6. 27	288	土石流	○	○
446-I-017	大久保沢	大穴	H20. 6. 27	288	土石流	○	○
446-I-018	南湯ノ沢	湯桧曾	H20. 6. 27	288	土石流	○	○
446-I-019	中ノ沢	湯桧曾	H20. 6. 27	288	土石流	○	
446-I-020	高沢	湯桧曾	H20. 6. 27	288	土石流	○	○
446-I-021	高沢右	湯桧曾	H20. 6. 27	288	土石流	○	○
446-I-022	下西ノ沢	綱子	H20. 6. 27	288	土石流	○	○
446-I-023	笹沢	綱子	H20. 6. 27	288	土石流	○	○
446-I-024	権言沢	綱子	H20. 6. 27	288	土石流	○	○
446-I-025	栗沢左	栗沢	H20. 6. 27	288	土石流	○	○

整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域	特別警戒区域
446-I-040	鹿野沢	鹿野沢	H20. 6. 27	288	土石流	○	○
446-II-001	西保登野沢	谷川	H20. 6. 27	288	土石流	○	○
446-II-003	下小中沢南	大穴	H20. 6. 27	288	土石流	○	○
446-II-004	下小中沢	大穴	H20. 6. 27	288	土石流	○	
446-II-005	湯ノ沢	湯桧曾	H20. 6. 27	288	土石流	○	○
446-II-006	下後沢	湯桧曾	H20. 6. 27	288	土石流	○	○
446-II-007	栗沢	栗沢	H20. 6. 27	288	土石流	○	○
446-II-008	藤原沢	栗沢	H20. 6. 27	288	土石流	○	○
446-J-001	南谷川沢	谷川	H20. 6. 27	288	土石流	○	○
446-J-002	谷川沢	谷川	H20. 6. 27	288	土石流	○	○
446-J-003	奥セツ沢	湯桧曾	H20. 6. 27	288	土石流	○	○
446-J-004	後沢	湯桧曾	H20. 6. 27	288	土石流	○	○
446-新-708	仙ノ沢	湯桧曾	H20. 6. 27	288	土石流	○	○
K1300-1	横吹-1	谷川	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1300-2	横吹-2	谷川	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1301-1	高平-1	大穴	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1301-2	高平-2	大穴	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1301-3	高平-3	大穴	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1302	幸知	幸知	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1303	芳沢	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1304-1	湯島-1	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1304-2	湯島-2	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1304-3	湯島-3	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1304-4	湯島-4	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1305-1	高沢-1	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1305-2	高沢-2	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1306-1	湯吹山-1	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1306-2	湯吹山-2	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1307-1	土合-1	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1307-2	土合-2	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1307-3	土合-3	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1308	綱子	綱子	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1316	アクト	鹿野沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1317-1	鹿の沢-1	鹿野沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1317-2	鹿の沢-2	鹿野沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1323-1	沢添-1	栗沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1323-2	沢添-2	栗沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1324-1	小向平-1	栗沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1324-2	小向平-2	栗沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1324-3	小向平-3	栗沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1325-1	向山-1	栗沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1325-2	向山-2	栗沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1325-3	向山-3	栗沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1325-4	向山-4	栗沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1325-5	向山-5	栗沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1325-6	向山-6	栗沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1325-7	向山-7	栗沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1325-8	向山-8	栗沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○

整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域	特別警戒区域
K1328-1	谷川-1	谷川	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1328-2	谷川-2	谷川	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1333	谷川 1	谷川	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1693	綱子区 1	綱子	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1694	綱子区 2	綱子	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K1695	幸知区 2	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K3730-1	鹿の沢 1-1	鹿野沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K3730-2	鹿の沢 1-2	鹿野沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K3730-3	鹿の沢 1-3	鹿野沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K3731	谷川 2	谷川	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K3732	谷川区 1	谷川	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K3736	幸知区 1	幸知	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K3743	土合 1	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K5207	谷川区イ	谷川	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K5209	幸知区ロ	幸知	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K5210	綱子区イ	綱子	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K5211	鹿野沢区イ	鹿野沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K5212-1	鹿野沢区ロ-1	鹿野沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K5212-2	鹿野沢区ロ-2	鹿野沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7032-1	土合 3-1	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7032-2	土合 3-2	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7033	土合 2	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7034	土合橋西	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7036-1	高沢北-1	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7036-2	高沢北-2	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7036-3	高沢北-3	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7036-4	高沢北-4	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7037-1	湯島南-1	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7037-2	湯島南-2	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7037-3	湯島南-3	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7038-1	栗沢橋東-1	栗沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7038-2	栗沢橋東-2	栗沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7039	栗沢橋西	栗沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7040	綱子南	綱子	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7041	綱子西	綱子	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7042-1	綱子区南-1	綱子	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7042-2	綱子区南-2	綱子	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7043-1	向山下-1	向山	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7043-2	向山下-2	向山	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7044	高平東	大穴	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7045	高平南	大穴	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7046	下坪野北	大穴	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7047	下坪野南	大穴	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7048	アクト西	鹿野沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7049	鹿の沢北	鹿野沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7050	谷川橋左岸上	鹿野沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7051	谷川橋左岸下	鹿野沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7052	鹿の沢南	鹿野沢	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○

整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域	特別警戒区域
K7053	谷川 3	谷川	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7054	谷川 4	谷川	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7055	谷川 5	谷川	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7056	谷川 6	谷川	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7057	谷川 7	谷川	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7058-1	谷川 8-1	谷川	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7058-2	谷川 8-2	谷川	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7059	谷川 9	谷川	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7060-1	谷川 10-1	谷川	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7060-2	谷川 10-2	谷川	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7061-1	谷川 11-1	谷川	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7061-2	谷川 11-2	谷川	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7062-1	谷川 12-1	谷川	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7062-2	谷川 12-2	谷川	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7102	土合 4	湯桧曾	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7103-1	谷川 13-1	谷川	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
K7103-2	谷川 13-2	谷川	H20. 6. 27	288	急傾斜	○	○
445-I-007	八幡沢	月夜野	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-008	南古城沢	月夜野	H22. 3. 2	55	土石流	○	
445-I-009-1	真沢-1	小川	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-009-2	真沢-2	小川	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-009-3	真沢-3	小川	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-010	西沢 A	小川	H22. 3. 2	55	土石流	○	
445-I-012	北小川沢	小川	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-013	塩沢 A	小川	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-014	塩沢 B	小川	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-015	火之口沢	石倉	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-016	吉之入沢	石倉	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-017	西奈女沢川	上牧	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-018	奈女沢川	奈女沢	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-019	南奈女沢川	奈女沢	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-020	写保之沢	上牧	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-021	西吉平川	上牧	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-022	吉平川	上牧	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-023	四割ノ沢	大沼	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-024	南吉平沢	上牧	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-025	むけいりの沢	上牧	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-026	小野久保沢	上牧	H22. 3. 2	55	土石流	○	
445-I-027	戸谷沢	上牧	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-028	戸倉沢 A	上牧	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-029	新田之沢	上牧	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-030	戸倉沢 B	上牧	H22. 3. 2	55	土石流	○	
445-I-031	新田沢	下牧	H22. 3. 2	55	土石流	○	
445-I-032	諏訪沢	下牧	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-033	松葉沢	下牧	H22. 3. 2	55	土石流	○	
445-I-034	十二沢	下牧	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-035	下牧沢	下牧	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-036	穴切沢	後閑	H22. 3. 2	55	土石流	○	

整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域	特別警戒区域
445-I-037	寺沢	後閑	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-038	観音沢	後閑	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-039	大沢田川左	師	H22. 3. 2	55	土石流	○	
445-I-040	大沢田川	師	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-041	南上野原沢	師	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-042	立ノ沢	師	H22. 3. 2	55	土石流	○	
445-I-043	東立ノ沢	師	H22. 3. 2	55	土石流	○	
445-II-001	神楽沢右	月夜野	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-II-002	奈女沢	奈女沢	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-II-003	西奈女沢川左	上牧	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-II-004	木ノ根沢	上牧	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-II-005	薬研堀沢	後閑	H22. 3. 2	55	土石流	○	
445-II-006	勝浜沢	上牧	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-001	湯舟沢左	下津	H22. 3. 2	55	土石流	○	
445-I-002	東湯舟沢	下津	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-003	湯舟沢	下津	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-004	西湯舟沢	下津	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-005	後沢	下津	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-I-006	境沢	下津	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
445-J-003	小川沢	小川	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-001-2	沢口沢-2	師田	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-002	宮沢	布施	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-003	大洞沢	布施	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-004	高萩沢	入須川	H22. 3. 2	55	土石流	○	
447-I-005	詰坂沢	入須川	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-006	遊神沢	入須川	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-007	堰手沢	西峰須川	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-008	下の沢	西峰須川	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-009	療原沢	西峰須川	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-010-1	白狐沢 1	須川	H22. 3. 2	55	土石流	○	
447-I-010-2	白狐沢 2	須川	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-011	上白狐沢	須川	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-012	前の沢	須川	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-013	薄倉沢	須川	H22. 3. 2	55	土石流	○	
447-I-014	江戸沢	永井	H22. 3. 2	55	土石流	○	
447-I-015	所久保沢	吹路	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-016	麓原沢	吹路	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-017	十二沢	猿ヶ京	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-018	西空堀沢	猿ヶ京	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-019	空堀沢	猿ヶ京	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-020	水上沢	猿ヶ京	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-021	富士新田沢	相俣	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-022	赤谷北沢	相俣	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-023	葦ノ沢	相俣	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-024	北大洞沢	相俣	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-025	寺沢	相俣	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-026	西沢	相俣	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-027-1	前ノ沢 1	相俣	H22. 3. 2	55	土石流	○	○

整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域	特別警戒区域
447-I-027-2	前ノ沢 2	相俣	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-028	大峰沢	相俣	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-029	西大峰沢	相俣	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-030	十二河原沢	須川	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-031	七ツ釜沢 1	新巻	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-032	七ツ釜沢 2	新巻	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-033	芹沢	新巻	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-034-1	柳沼沢 1	新巻	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-034-2	柳沼沢 2	新巻	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-035	唐沢	新巻	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-036	砂原沢	新巻	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-037	東沢	羽場	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-038	花木沢	羽場	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-039	神楽沢	羽場	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-040	東神楽沢	羽場	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-041	中島沢	羽場	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-043	西沢口沢	師田	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-044	師田西沢	師田	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-045	大谷沢	新巻	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-I-046	上の沢	新巻	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-II-001	遠永沢	入須川	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-II-002	盆ノ入沢	入須川	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-II-003	ナケイリ沢	西峰須川	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-II-004	大倉沢	布施	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-II-005	岩花沢	東峰須川	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-II-006	南療原沢	東峰須川	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-II-007	西沢久保沢	永井	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-II-008	東下ノ沢	西峰須川	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-II-009	境野沢	相俣	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-II-010	西の沢	新巻	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
447-II-011	東中島沢	羽場	H22. 3. 2	55	土石流	○	○
K1265-1	鼬沢-1	石倉	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1265-2	鼬沢-2	石倉	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1266-2	川角 A-2	石倉	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1268-1	利根商-1	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1268-2	利根商-2	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1268-3	利根商-3	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1269	茂左エ門	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1270-1	岩瀬-1	後閑	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1270-2	岩瀬-2	後閑	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1270-3	岩瀬-3	後閑	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1270-4	岩瀬-4	後閑	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1271	稗田	後閑	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1272	舟戸	後閑	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1273	内野	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1274	大平	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1275-1	舟戸 (B) -1	後閑	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1275-2	舟戸 (B) -2	後閑	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○

整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域	特別警戒区域
K1276	坂下	下牧	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1277-1	稗田 (B) -1	後閑	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1277-2	稗田 (B) -2	後閑	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1278	町並	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1279	後沢	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1280	石倉	石倉	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1281	川角 B	石倉	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1282	湊尻	小川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1283	勝浜	上牧	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1284	森原	小川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1285	大平 19	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1286-1	町組 1-1	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1286-2	町組 1-2	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1286-3	町組 1-3	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1287-1	沢入 9-1	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1287-2	沢入 9-2	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1287-3	沢入 9-3	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1288-1	門前 1-1	下牧	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1288-2	門前 1-2	下牧	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1289	穴切 3	後閑	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1334	谷川岳 PA1	羽場	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1335	谷川岳 PA2	西峰須川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1339-1	永井宿-1	永井	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1339-2	永井宿-2	永井	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1340	広河原	相俣	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1341	川古	相俣	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1342	浅地	相俣	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1343	十二河原	新巻	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1344-1	布施 (1)	新巻	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1344-2	布施 (2)	新巻	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1345	坂下	須川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1346	大島	新巻	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1347	今宿	新巻	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1348-2	白狐沢-2	西峰須川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1348-3	白狐沢-3	西峰須川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1348-4	白狐沢-4	西峰須川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1349	塩原	羽場	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1350-1	羽場-1	羽場	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1350-2	羽場-2	羽場	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1351	湯平	入須川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1352	白石	相俣	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1353	笠原	須川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1354-1	岩淵-1	西峰須川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1354-2	岩淵-2	西峰須川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1355	箕輪	布施	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1356	湯宿	新巻	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1357	法師 1	永井	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1358	法師 2	永井	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○

整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域	特別警戒区域
K1359	法師 3	永井	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1360	法師 4	永井	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1361	法師 5	永井	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1362	無多子 1	永井	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1363	無多子 2	永井	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1364	赤谷 2	相俣	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1365	富士新田 1	相俣	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1366	西畑 4	猿ヶ京	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1367-1	布施宿 1-1	布施	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1367-2	布施宿 1-2	布施	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1368-1	新治 1-1	布施	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1369-2	三国峠 1-2	永井	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1370	宮前 1	猿ヶ京	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1371	相俣 3	相俣	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1372	相俣 4	相俣	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1373	新田浦 1	猿ヶ京	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K1374	猿ヶ京 1	猿ヶ京	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3701	関口	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3702	滝合 1	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3703	四ツ本 2	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3704	中村 17	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3705	道木 1	上牧	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3706-1	吉平 1-1	上牧	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3706-2	吉平 1-2	上牧	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3707	吉平 2A	上牧	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3708-1	淵尻 1-1	小川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3708-2	淵尻 1-2	小川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3709-1	水沼 1-1	小川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3709-2	水沼 1-2	小川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3710	水沼 2	小川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3711	奈女沢 1	奈女沢	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3712	奈女沢 2	上牧	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3713	奈女沢 3	奈女沢	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3714	大峯 1	小川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3715-1	橋下 1-1	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3715-2	橋下 1-2	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3716	沢入 7	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3717-1	沢入 8-1	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3717-2	沢入 8-2	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3717-3	沢入 8-3	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3717-4	沢入 8-4	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3717-5	沢入 8-5	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3718	沢入 10	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3719	上組 1	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3720-1	上組 2-1	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3720-2	上組 2-2	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3721	月夜野 1	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3722	田中 3	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○

整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域	特別警戒区域
K3723-1	竹改戸 1-1	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3723-2	竹改戸 1-2	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3724	小川津 1	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3725	四ツ本 1	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3726	下河原 1	下牧	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3727	穴切 1	後閑	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3728	穴切 2	後閑	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3744-1	法師 6-1	永井	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3744-2	法師 6-2	永井	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3745	永井宿 1	永井	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3746	鷹御領 1	入須川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3747	赤谷 3	相俣	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3748	伽立 1	相俣	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3749	伽立 2	相俣	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3750	茂倉 1	相俣	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3751	堤 1	新巻	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3752	新巻 1	新巻	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3753	茅原 1	須川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3754	岩淵 1	西峰須川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3755	伽立 3	相俣	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3756	相俣 1	相俣	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3757	相俣 5	相俣	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3758	新田浦 2	猿ヶ京	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K3759	新田浦 3	猿ヶ京	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5193	奈女沢イ	奈女沢	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5194	道木イ	上牧	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5195	月夜野イ	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5196	小川イ	小川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5197	奥ノ院イ	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5198	大原イ	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5199	大原口	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5200	大平二	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5201	竹改戸イ	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5202	三後沢イ	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5203	十二沢イ	下牧	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5215	赤谷ハ	猿ヶ京	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5275	法師イ	永井	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5276	無田子イ	永井	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5280	赤谷イ	相俣	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5281	川古イ	相俣	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5282	赤谷口	相俣	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5283	大石イ	西峰須川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5284	相俣イ	相俣	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5285-1	須川平イ-1	布施	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5285-2	須川平イ-2	布施	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5286	大石口	西峰須川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5287	羽場イ	羽場	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5289	荒巻イ	新巻	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○

整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域	特別警戒区域
K5290	荒巻口	新巻	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5292	東峰須川イ	東峰須川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K5293	東峰須川口	東峰須川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7116-1	下牧-1	下牧	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7116-2	下牧-2	下牧	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7116-3	下牧-3	下牧	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7117	下津	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7118	月夜野 2	月夜野	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7119	川角 C	石倉	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7120	川角 D	石倉	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7121-1	吉平 B-1	上牧	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7121-2	吉平 B-2	上牧	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7122	吉平 2B	上牧	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7123	大平 (2)	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7124	後沢 (2)	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7125	滝合 1 (2)	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7126	四ツ本 2 (2)	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7127	中村 17 (2)	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7128	奥ノ院イ (2)	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7129-1	大平二 (2) -1	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7129-2	大平二 (2) -2	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7129-3	大平二 (2) -3	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7130	竹改戸イ (2)	下津	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7131	今宿 (新規)	新巻	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7132	浅地 (新規)	相俣	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7133	赤谷イ (新規)	相俣	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7134	赤谷ロ (新規)	相俣	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7135	相俣イ (新規)	相俣	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7136	赤谷ハ (新規)	猿ヶ京	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7145	赤谷ヘ (新規)	相俣	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7146	今宿 (新規 2)	新巻	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7160-1	箕輪 1-1	須川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
K7160-2	箕輪 1-2	須川	H22. 3. 2	55	急傾斜	○	○
195	松葉沢	下牧	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
198	宮前	綱子	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
199	栗沢	栗沢	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
200	奥平 A	入須川	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
201	下宿	入須川	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
202	湯宿	湯宿温泉	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
203	堤	新巻	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
204	柳沼	柳沼	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
205	押出	下羽場	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
500	大島	新巻	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
501	鍛冶窪	新巻	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
445-001	白根沢	小川	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
445-003	大沼	大沼	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
446-001	明川	藤原	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
446-002	宝川	藤原	H25. 1. 18	8	地すべり	○	

整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	種類	警戒区域	特別警戒区域
447-001	芝	羽場	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
447-002	雨見山	西峰須川	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
447-004	須磨野	羽場	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
447-006	姉山	猿ヶ京温泉	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
447-007	大影 A	入須川	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
447-008	奥平 B	入須川	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
1045	大峰山	小川	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
1046	月夜野	月夜野	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
1048	新巻	新巻	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
1049	新巻羽場	羽場	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
1050・447-009	大影 B	入須川	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
1051	猿ヶ京	猿ヶ京温泉	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
1052	下ノ段	相俣	H25. 1. 18	8	地すべり	○	
1053	下羽場	羽場	H25. 1. 18	8	地すべり	○	

4 被害報告関係

4-1-1 町有財産被害状況報告

町有財産被害状況報告（概況・中間・確定）			
みなかみ町 所（院・学校） 月 日 時 分現在			
災害の原因		災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	みなかみ町		
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

その1 建物

種別	全壊（焼）		半壊（焼）		一部損壊		被害見込額 合計
	棟数	被害見込額 千円	棟数	被害見込額 千円	棟数	被害見込額 千円	

（注）種別は庁舎、公舎、学校、病棟、住宅等とする。

その2 土地

区分 地目	被害面積			被害見込額 千円
	流失 ha	埋没 ha	計 ha	
田				
畑				
宅地				
山林				
原野				

4-1-2 社会福祉施設（こども未来部所管分）被害報告

社会福祉施設（こども未来部所管分）被害報告（速報・確定）

災害発生日： 月 日

こども未来部 こども政策課

災害の種類：

月 日 時現在

区分		市町村名		みなかみ町			合計
		施設数	施設				
入 所 施 設	全壊	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
	半壊	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
	一部 破損	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
	床上 浸水	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
	床下 浸水	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
		被害金額	千円				
その 他	保育所	棟					
	被害金額	千円					

(注) 1 「入所人員」とは、被害を受けた棟等に入所している現員とする。

2 炊事場、浴場等が別棟になっている場合は、それぞれ1棟とし、「入所人員」欄には入所現員数を記入すること。

4-1-3 社会福祉施設被害報告

社会福祉施設被害報告 (速報・確定)

災害発生日： 月 日

健康福祉部 健康福祉課

災害の種類：

月 日 時現在

区分		市町村名		みなかみ町			合計
		施設数	施設				
入 所 施 設	全壊	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
	半壊	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
	一部 破損	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
	床上 浸水	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
	床下 浸水	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
		被害金額	千円				
その 他	保育所	棟					
	被害金額	千円					

(注) 1 「入所人員」とは、被害を受けた棟等に入所している現員とする。

2 炊事場、浴場等が別棟になっている場合は、それぞれ1棟とし、「入所人員」欄には入所現員数を記入すること。

4-1-4 医療関係被害状況報告

医療関係被害状況報告 (概況・中間・確定)					
みなかみ町					
月 日 時 分現在					
災害の原因		災害発生日時	年 月 日 時 分		
災害発生場所	みなかみ町				
報告の日時	日 時 現在	受信機関			
発信機関		受信者			
発信者					
被害状況					
区分	施設名 (市町床別)	施設数	被害程度	被害金額 (千円)	摘要
病院	公的				
	私的				
	計				
診療所	公的				
	私的				
	計				
歯科 診療所	公的				
	私的				
	計				
助産所	公的				
	私的				
	計				
その他	公的				
	私的				
	計				

(注) 公的は、国・県・市町村・公共立を含む。

4-1-5 防疫関係被害状況報告

防疫関係被害状況報告月報（日報）（概況・中間・確定）			
みなかみ町			
		月	日
		時	分
災害の原因		災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	みなかみ町		
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	
措 置	1 そ族昆虫駆除の地域指定の要否 2 代執行の必要の有無 3 災害救助法の適用の有無 4 感染症指定医療機関の被害状況の概要 5 応援の必要の有無（器材・人員等） 6 その他参考となる事項		
防 疫 活 動	1 患者発生数 病名 真症 名（累計 名）疑似 名（累計 名） 保菌者 名（累計 名）死者 名（累計 名） 2 防疫活動状況（市町村名） 検病調査戸数 戸（延 戸） 検診件数（人員） 名（延 名） 防疫活動従事者 保健福祉事務所 名（延 名） 本庁職員 名（延 名） 市町村関係 名（延 名） 3 清潔方法実施 消毒方法実施 戸（延 戸） そ族昆虫駆除実施 戸（延 戸） 集団避難所数及び収容人員 カ所 名（延 名） 汚染井戸及び消毒済井戸数 汚染 カ所 消毒済 カ所（延 カ所） 4 感染症法による生活用水の供給人員 名（延 名）地区名 5 災害救助法による飲料水の供給人員 名（延 名）地区名 6 その他		

4-1-6 清掃施設被害及び清掃関係事業等状況報告

清掃施設（含下水道終末処理場）被害及び清掃関係事業等状況報告（概況・中間・確定）									
みなかみ町									
月 日 時 分現在									
災害の原因					災害発生日時		年 月 日 時 分		
災害発生場所		みなかみ町							
発信機関					受信機関				
発信者					受信者				
災害の状況	施設名	区分	復旧工事内容	員数	単価	所要金額	備考		
					円	円			
災害のために特に必要となった清掃事業									
し尿処理					ごみ処理				
区分	員数	単価	金額	備考	区分	員数	単価	金額	備考
人夫賃				汲取戸数 戸 処理量 K1 清掃期間 月 日 ～ 月 日	人夫賃				処理量 t 清掃期間 月 日 ～ 月 日
借上料					借上料				
器具機材費					器具機材費				
桶					スコップ				
燃料費					燃料費				
ガソリン					ガソリン				
その他					その他				
合計				合計					
緊急応援の必要性									

4-1-7 水道施設被害状況報告

水道施設被害状況報告（概況・中間・確定）								
みなかみ町								
月 日 時 分現在								
災害の原因				災害発生日時	年 月 日 時 分			
災害発生場所								
発信機関				受信機関				
発信者				受信者				
飲 用 水 供 給 状 況 記 録 簿								
供給年月日	供給区域	供給戸数	供給人口	給水用機械器具			備考	
				名称	数量	所有者数		
災害の状況	施設名	区分	復旧工事内容	員数	単 位	所要金額	備考	
					千円	千円		
	災害状況			断減水の状況				
応急措置				緊急応援の必要性				

4-1-8 農地・農業用施設被害状況報告

(様式4 別紙)

災害名 月 日発生 災害

区 分	箇 所	金 額	今回災害の降雨量等	備 考
農地				
田	()			
畑	()			
わさび田	()			
農業用施設				
ため池				
頭首工				
水路				
揚水機				
堤防				
道路				
橋梁				
農地保全 施設				
合 計				

注) 農地については、被害面積 (ha) をカッコ書きで記入すること。

4-1-9(1) 農漁業被害調査報告要領（様式2 別紙1）

農作物被害状況（桑被害を含む。）

市町村名	作物名	総栽培面積 (ha)	被害面積 (ha)	被害程度別面積					皆無換算面積 (ha)	ha当たりの 平年収量 (t)	被害減収量 (t)	被害額		被害戸数 (戸)	備考 (町又は大字の名称)		
				30%未満 (ha)	30%以上 50%未満 (ha)	50%以上 70%未満 (ha)	70%以上 90%未満 (ha)	90%以上 (ha)				内30%以上の被害に係るもの	トン当たり単価 (千円)			金額 (千円)	内30%以上の被害に係るもの
みなかみ町															()		
															()		
															()		
															()		
小計															()		
															()		
															()		
															()		
小計															()		
															()		
															()		
															()		
小計															()		
															()		
小計															()		
合計															()		

- 注
- ① 市町村ごとに各欄の小計を記入すること。
 - ② 苗代は本ぼと区別し記載すること。(例：水稲と水稲(苗)とを区別する。)
 - ③ 皆無換算面積は、被害程度別面積に30%未満にあつては0.15、30%以上50%未満にあつては0.4、50%以上70%未満にあつては0.6、70%以上90%未満にあつては0.8、90%以上にあつては0.95を乗じた数(0.1ha未満は四捨五入)の合計を記入する。なお、被害面積の大部分30%未満の被害でその部分を0.15で計算すると被害の実態に適合しないと認められるときの皆無換算面積の算出割合は、0.15とは異なる実情に即した割合でその部分を被害程度別面積30%未満欄に()書きすること。
 - ④ 被害減収量を算出する場合のha当たりの平年収量は、原則として関東農政局前橋統計・情報センター公表の数値に基づき年度当初に定めたものを用いることとするが、豊凶差等により実体に添わない場合は別の方法によること。なお、別の方法による場合は、農政課にその旨連絡願いたいこと。
 - ⑤ 被害金額を算出する場合の単価は、農政課が指示した標準単価によるが、標準単価のないものは時価によること。
 - ⑥ 苗代についての被害面積はアール単位で記載すること。この場合「ha当たりの平年収量」は「a当たりの平年収量」と読み替えること。
 - ⑦ 面積の単位はhaとなっているが、小数点以下第1位まで記載し、小数点以下第1位未満は四捨五入すること。
 - ⑧ 被害戸数については、30%以上の被害を受けた戸数を()内に再掲すること。
 - ⑨ 皆無換算面積、被害減収量、被害金額については、30%以上の被害に係るものをそれぞれの欄に再掲すること。

4-1-9(2) 農漁業被害調査報告要領（様式2 別紙7）

農業関係共同利用施設被害状況

(単位：件、千円)

分類	施設名	農業協同組合名又は、農業協同組合連合会名	農業協同組合および同連合会所有のもの								その他所有のもの								合計		被害戸数(戸)			
			全壊		大破		中破		小破		計		全壊		大破		中破		小破			計		
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		件数	金額	件数
耕種関係																								
	計																							
畜産関係																								
	計																							
蚕糸関係																								
	計																							
園芸関係																								
	計																							
その他																								
	計																							
自然牧野																								
	計																							
合計																								

- 注
- ① 「分類」欄は、「耕種関係」、「畜産関係」、「蚕糸関係」、「園芸関係」、「その他」及び「自然牧野」に区分して記載すること。ただし、該当がない区分については、省略すること。
 - ② 「耕種関係」とは、水陸稲、麦類、雑穀、いも類、豆類等の保管、農耕等に供する関係施設をいうこと。
 - ③ 「園芸関係」には、工芸作物（たばこ、茶、こんにやく等）関係施設を含むこと。
 - ④ 「その他」には、「自然牧野」以外のもので、他の分類に属さないもの（有線放送、配電施設等）を記載すること。
 - ⑤ 用途が複数の施設については、その主たる用途に分類したうえ記載すること。
 - ⑥ 施設名は、別表を参考のうえ記載すること。（養殖施設を含む。）
 - ⑦ 「全壊」、「大破」、「中破」、「小破」については、別紙6注①のとおりであること。

4-1-10 商業関係被害状況報告

商業関係被害状況報告 (概況・中間・確定)			
		みなかみ町	
		月	日 時 分現在
災害の原因		災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	みなかみ町		
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	
区分	被害件数	被害金額	備考 (店舗であって、住所と別である) (ゲバキ住宅) (街灯、ウインドー、広告等) (アーケード、ゲージ等)
建物	棟	千円	
施設	件	千円	
共同施設	件	千円	
商品		千円	
その他		千円	

(注)「その他」は具体的に記入すること。

4-1-11 公共土木施設関係被害報告

県		県等コード	第 報	報告者	平成 年 月 日 時現在				
異常気象名		災害発生月日		自 月 日	至 月 日	調査率	%	気象コード	
気象データ	市町村名	連続雨量最大:			被災中心地:				
	連続雨量	mm	日 時~	日 時	mm	日 時~	日 時		
	最大日雨量	mm	日 時~	日 時	mm	日 時~	日 時		
	最大時間雨量	mm	日 時~	日 時	mm	日 時~	日 時		
	最大平均風速	m/秒	日 時 分~	時 分	m/秒	日 時 分~	時 分		
その他									
一般被害等	人的被害				住家被害				
	区分	人数	市町村名	原因 (がけ崩れ、転落等)	区分	戸数	主な市町村名	原因 (破堤、溢水、内水等)	
	死者				全壊				
	行方不明				半壊				
	負傷者				一部損壊				
	避難者				床上浸水				
	避難勧告				床下浸水				
災害救助法適用市町村名(発令月日)									
工 期	県 工 事			市 町 村 工 事			計		
		箇所数	金額(千円)	箇所数	金額(千円)	箇所数	金額(千円)		
	河川								
	海岸								
	砂防設備								
	地すべり防止施設								
	急傾斜地崩壊防止施設								
	道路								
	橋梁								
	下水道								
公園									
計									
道路・橋梁を除く主な施設被害	区分	被災位置 (市町村名)	被災延長 m	被害額 千円	応急工法の概要 (期間)	被害状況等 (原因、状況等)			
	河川・海岸名等								
主な道路・橋梁施設	区 分	被災位置 (市町村名)	被災延長 m	被害額 千円	応急工法の概要 (期間)	迂回路 の有無	交通規制 月 日 全面・一部	被害状況等 (原因、状況、バス路線・孤立集落の有無)	
	路線名								
全 面 通行止	県管理国道	路線 箇所	市町村道	路線 箇所	一 部 通行規制	県管理国道	路線 箇所	市町村道	路線 箇所
	都道府県道	路線 箇所	計	路線 箇所		都道府県道	路線 箇所	計	路線 箇所

4-1-12 公立学校教育施設被害状況報告

公立学校教育施設被害状況報告 (概況・中間・確定)														
みなかみ町														
月 日 時 分現在														
災害の原因				災害発生日時				年 月 日 時 分						
災害発生場所		みなかみ町												
通信機関				受信機関										
通信者				受信者										
被害状況										工 作 物 被 害 金 額	土 地 被 害 金 額	設 備 被 害 金 額	被 害 金 額 合 計	
被 害 学 校 名	建 物													
	要 新 築				要 補 修				計					
	全 壊		半 壊		大・中 破		小 破		面 積					金 額
	面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額						
	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円				
応 急 対 策 そ の 他														

4-2-1(1) 火災等即報（第1号様式 火災）

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

※爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所	みなかみ町					
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症	人				
	中等症	人				
	軽症	人				
建物の概要	構造	建築面積		m ²		
	階層	延べ面積		m ²		
焼損程度	焼損程度	全焼棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
		半焼棟			建物焼損表面積	m ²
		部分焼			林野焼損面積	a
		ぼや				
り災世帯数	世帯		気象情報			
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他	台	人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

4-2-1(2) 火災等即報（第2号様式 特定の事故）

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()					
施設の概要	危険物施設 の 区 分					
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等	人 (人)		
			重症	人 (人)		
			中等症	人 (人)		
			軽症	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
	事 業 所			自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
			消防本部 (署)	台 人		
			消 防 団	台 人		
			海上保安庁	人		
			自 衛 隊	人		
		そ の 他	人			
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

4-2-2 救急・救助事故等即報

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

4-2-3(1) 災害即報（第4号様式 その1）

第4号様式（その1）
（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重症		人	住家被害	全壊		人	床上浸水		棟
		不明	人	軽症	人	半壊			人	床下浸水		棟		
						一部破損			人	未分類		棟		
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)								
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

4-2-3(2) 災害即報（第4号様式 その2）

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県			区 分			被 害		
災 害 名 ・ 報告番号	災害名		第	報	田	流失・埋没	h a	
						冠 水	h a	
報告者名			畑		文 教 施 設	流失・埋没	h a	
						冠 水	h a	
						病 院	箇所	
						道 路	箇所	
						橋 り よ う	箇所	
						河 川	箇所	
						港 湾	箇所	
						砂 防	箇所	
						清 掃 施 設	箇所	
						崖 く ず れ	箇所	
						鉄 道 不 通	箇所	
						被 害 船 舶	隻	
						水 道	戸	
						電 話	回線	
						電 気	戸	
						ガ ス	戸	
						ブ ロ ッ ク 塀	箇所	
						り 災 世 帯 数	世帯	
						り 災 者 数	人	
						火 災 発 生	建 物	件
							危 険 物	件
							そ の 他	件
住 家 被 害	全 壊	棟			そ の 他	火 災 発 生	建 物	件
		世帯						
		人						
半 壊	棟				火 災 発 生	建 物	件	件
	世帯							
	人							
一 部 破 損	棟				火 災 発 生	建 物	件	件
	世帯							
	人							
床 上 浸 水	棟				火 災 発 生	建 物	件	件
	世帯							
	人							
床 下 浸 水	棟				火 災 発 生	建 物	件	件
	世帯							
	人							
非 住 家	公 共 建 物	棟			火 災 発 生	建 物	件	件
		棟						
		棟						

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都道府県	市 町 村
公立文教施設	千円					
農林水産業施設	千円					
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害市町村数		団体				
そ の 他	農業被害	千円		災 適 害 用 救 市 助 町 法 村 名	計	団体
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	その他	千円				
被害総額		千円		119 番通報件数 件		
災害の概況						
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)				
	自衛隊の災害派遣	その他				

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119 番通報の件数は、10 件単位で、例えば約 10 件、30 件、50 件（50 件を超える場合は多数）と記入すること。

5 協定関係

5-1 消防相互応援協定書

消防相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第2項の規定に基づき、群馬県沼田市、群馬県利根郡白沢村・利根村・片品村・川場村・月夜野町・水上町・新治村・昭和村(以下「協定市町村」という。)との間において、消防の相互応援に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(相互応援)

第2条 協定市町村の消防機関は、所轄の地域内においてこの協定に該当する災害が発生したときは、相互に応援してこれに対処するものとする。

(応援対象の災害)

第3条 相互応援の対象となる災害は次のとおりとする。

- (1) 大規模な火災、爆発、風水害、地震、山崩れ、または汽車電車、航空機もしくは危険物、高圧ガスの大事故等の発生により、所轄消防機関の消防力のみでは、被害の軽減または応急措置が困難と認められる非常災害
- (2) 協定市町村の指定する密集地及び大規模防火対象物で発生した火災
- (3) 協定市町村相互間の近接地域に発生した火災

(応援要請)

第4条 前条第1号の規定に該当する非常災害が発生した災害地の所轄消防機関は、協定市町村消防機関に対し、その災害の概況を通報するとともに、必要とする消防隊及び水防隊の種別隊数及び資器材等の数量ならびに到着地点を明示して応援派遣を要請するものとする。

2 前項の応援要請に係る消防隊、資器材等の数量は、応援市町村消防機関の現有消防力の三分の一を越えないものであることを原則とする。

(応援派遣)

第5条 前条第1項の応援要請を受けた消防機関は、緊急に要請数の消防隊(資器材等を含む。)を応援派遣するものとする。ただし応援市町村側消防機関において現に所轄の地域内に発生し、または発生しようとしている災害に対処するため応援派遣が不可能な場合もしくは要請数にかかわらず応援可能な限度において消防隊を派遣する場合は、その旨を受援市町村消防機関に急報するものとする。

2 第3条第2号及び第3号に定める災害の発生を覚知した協定市町村消防機関は、災害地の所轄消防機関に通報するとともに緊急に消防隊の応援派遣を行い所轄消防隊の活動に協力するものとする。

3 協定市町村消防機関の一方において、他方の協定市町村の地域内に発生した火災等の災害を覚知し、火煙、気象または地域の状況等により第3条第1号の規定に該当する非常災害と認められる場合において、災害地の所轄消防機関との急速な連絡がとれない状況にあるときは、応援要請を待つことなく独自の判断に基づき適当と認める消防隊の応援派遣を行うことができる。

(応援隊の誘導)

第6条 第4条第1項に定める応援要請を行った消防機関は、応援隊の指定到着地点に所要の誘導隊員を配置し応援消防隊をその活動部署へ誘導するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、受援市町村消防機関の長とする。

ただし、応援隊の個々の活動部署についての指揮は、応援隊の長に委任することができる。

2 応援隊の長は、前項の規定により指揮の委任を受けたときは、随時活動部署の状況移動、撤収、その他の所要事項について受援市町村消防機関の指揮者に対し緊密に報告または連絡を行い、その指揮に従って有効な応援活動に努めるものとする。

(経費の負担区分)

第8条 応援活動に要した経費は次の方法により処理するものとする。

(1) 応援市町村側の負担

応援に要した消防職団員の諸手当・災害補償費・車両または機械器具等の破損修理費もしくは燃料等の一般的経費

(2) 受援市町村側の負担

化学消火薬剤または水防資器材等を使用したときの所要経費

(3) 本条に規定した事項または規定以外の事項で特に必要があるときは、その都度協定市町村消防機関相互の協議により決定するものとする。

(通信方法の指定)

第9条 協定市町村消防機関は、相互応援に関する通信連絡の敏速化を図るため通信方法の指定を行い、またはこれを変更したときは相互に通報するものとする。

(資料の交換)

第10条 協定市町村の消防機関は、次に掲げる資料を整備し、相互に交換するものとする。

(1) 通信方法指定表

(2) 管内図(道路、水利、消防施設、危険物、高圧ガス施設、重要防火対象物等を記入したもの。)

(3) 現有消防力の状況

(4) 化学消火薬剤の備蓄量

(5) 地域防災計画

(6) その他必要と認める資料

(協議・連絡)

第11条 協定市町村消防機関は相互の緊密な連携と良好な協力関係を保持するため必要に応じ随時協議または連絡を行うものとする。

附 則

1 この協定は、昭和44年4月1日から施行する。

2 この協定の締結を証するため協定市町村長が記名捺印のうえ、それぞれの消防機関において各一通を保管するものとする。

昭和44年4月1日

沼田市長 木村信作

白沢村長 中村敏男

利根村長 星野銀次郎

片品村長 大竹竜蔵

川場村長 永井鶴二

月夜野町長 西山保之助

水上町長 小野里茂作

新治村長 原沢祐治

昭和村長 萩原正治

5-2 火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定書

火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、市町村長(以下「甲」という。)が火災又は地震等の災害時(以下「災害時」という。)の消火活動に関し、群馬県北部生コンクリート協同組合(以下「乙」という。)に水の供給応援を要請する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(応援業務の内容)

第2条 この協定は、災害時において火災の消火のために甲が必要があると認めるときは、乙に属する組合員の所有するコンクリートミキサー車の積載水を消防隊の消火活動に活用するため、防火水槽等の消防水利への補水作業等の応援業務を行うものとする。

(応援の要請)

第3条 甲は、次に掲げる事項を明示して、乙の応援を別記様式1の要請書により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする事由
- (2) 応援を必要とする車両数及び人数
- (3) 応援を必要とする日時及び補水場所
- (4) その他参考となる事項

(業務の優先)

第4条 乙は、甲からの要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り優先して実施するものとする。

(報告)

第5条 乙は、前条の規定により応援に従事した場合は、速やかに甲に対し次に掲げる事項を別記様式2の実施報告書により報告するものとする。

- (1) 応援に従事した組合員(会社)名
- (2) 応援に従事した車両数及び人数
- (3) 応援に従事した日時及び補水場所
- (4) その他必要事項

(経費の負担)

第6条 第2条の業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 業務に要した費用は、甲乙協議のうえ決定する。

(事故等)

第7条 乙の供給した応援コンクリートミキサー車が故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該コンクリートミキサー車を交換してその活動を継続するものとする。

2 災害現場への往復についての事故等、運行に際しての責任は乙にあるものとする。

3 乙は運行に際して事故等が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(災害補償)

第8条 応援業務のための運行を行った従事者が災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等の関係法令に基づき補償するもののほか、消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3の規定に基づき、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより補償するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、甲乙が記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成 10 年 3 月 1 日

- (甲) 群馬県沼田市西倉内町 7 8 0 番地
沼田市長 西 田 洽 司
- 群馬県利根郡白沢村大字高平 1 番地
白沢村長 小 野 武 男
- 群馬県利根郡利根村大字迫貝 3 7 番地
利根村長 金 子 武
- 群馬県利根郡片品村大字鎌田 3 9 6 7 番地 3
片品村長 梅 澤 羊 太
- 群馬県利根郡川場村大字谷地 2 3 9 0 番地 2
川場村長 横 坂 太 一
- 群馬県利根郡月夜野町大字後閑 3 1 8 番地
月夜野町長 小 林 雅 男
- 群馬県利根郡水上町大字湯原 6 4 番地
水上町長 腰 越 孝 夫
- 群馬県利根郡新治村大字布施 3 6 5 番地
新治村長 鈴 木 和 雄
- 群馬県利根郡昭和村大字糸井 3 8 8 番地
昭和村長 林 秀 英
- (乙) 群馬県沼田市東原新町 1 8 2 6 番地
群馬県北部生コンクリート協同組合
理事長 金 子 福 一

群馬県北部生コンクリート協同組合
理事長 様

各市町村長 ○ ○ ○ ○

要 請 書

「火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定」に基づき、下記のとおり補水作業等消火用水供給応援を要請します。

記

- 1 災害の状況及び補水作業等応援の要請を必要とする事由

- 2 応援車両数及び従事者数
 - (1) 車両数

 - (2) 従事者数

- 3 補水日時・場所
 - (1) 補水日時

 - (2) 補水場所

- 4 その他参考事項

各市町村長 ○ ○ ○ ○ 様

群馬県北部生コンクリート協同組合
理事長

実 施 報 告 書

「火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定」に基づき、下記のとおり補水作業等消火用水供給応援を実施しましたので報告します。

記

1 業務実施結果

実施日時 (期 間)	補水場所 (搬送距離)	組合員名 (会社名)	出動車両実数 (延べ数)	従事者実数 (延べ数)	備 考

* 各車両の運行記録を添付のこと。

2 その他必要な事項（活動内容を簡記のこと。）

5-3 災害時の医療救護活動についての協定書

災害時の医療救護活動についての協定書

災害時において、沼田市地域防災計画、白沢村地域防災計画、利根村地域防災計画、片品村地域防災計画、川場村地域防災計画、月夜野町地域防災計画、水上町地域防災計画、新治村地域防災計画、昭和村地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき沼田市、白沢村、利根村、片品村、川場村、月夜野町、水上町、新治村、昭和村(以下「甲」という。)が実施する医療救護の万全を期するため、甲と社団法人沼田利根医師会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定する。

(総則)

第1条 この協定は、防災計画に基づき甲が行う医療救護活動(以下「活動」という。)に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

(救護班の派遣)

第2条 甲は、防災計画に基づく活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は直ちに医師・看護婦等からなる救護班を編成し、甲の指定する場所に派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は救護班を派遣した後、すみやかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

(災害医療救護計画)

第3条 乙は、前条の規定による活動の円滑な実施を図るため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(救護班の義務)

第4条 第2条第1項の規定に基づく救護班の義務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対するトリアージ、応急処置及び医療

(2) 医療機関への収容

(3) 死亡の確認及び検案

(4) その他

(救護班の通行)

第5条 甲は、活動が円滑に実施できるよう、救護班の通行につき、必要な措置を講ずるものとする。

(指揮命令等)

第6条 甲は、救護班に係る指揮命令及び活動の連絡調整を乙の長を通じて行う。

(医療材料品等)

第7条 救護班の活動に要する医療材料品等については、原則として乙が調達するものとし、乙又はその会員の手持ちのものを使用するものとする。

(救護所の設置)

第8条 甲は、災害の態様により必要に応じて避難所及び被災地周辺の活動が可能な場所に救護所を設置する。

(収容医療機関の選定)

第9条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を選定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費等)

第10条 第8条に規定する救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

3 前項につき特別の事情がある場合には、甲乙協議のうえ必要な措置を講ずるものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 救護班の編成、派遣に要する経費

(2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(3) 救護班の医師等が活動において、負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めていない事項について又は、この協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定の期間は、平成12年8月1日から平成13年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれか一方がなんらかの意思表示を行わないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書10通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成12年8月1日

甲 群馬県沼田市西倉内町780番地
沼田市長 西田 洽 司

群馬県利根郡白沢村大字高平1番地
白沢村長 中 村 玉 樹

群馬県利根郡利根村大字追貝37番地
利根村長 金 子 武

群馬県利根郡片品村大字鎌田3967番地3
片品村長 梅 澤 羊 太

群馬県利根郡川場村大字谷地2390番地2
川場村長 横 坂 太 一

群馬県利根郡月夜野町大字後閑318番地
月夜野町長 小 林 雅 男

群馬県利根郡水上町大字湯原64番地
水上町長 腰 越 孝 夫

群馬県利根郡新治村大字布施365番地
新治村長 鈴 木 和 雄

群馬県利根郡昭和村大字糸井388番地
昭和村長 加 藤 秀 光

乙 群馬県沼田市高橋場町2219番地
社団法人沼田利根医師会
会長 国府田 坦

沼田利根医師会医療救護計画

(社)沼田利根医師会は、「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づき、災害、その他の集団的に多数の傷病者が発生する大規模な事故(航空機事故、列車事故等)に備えて、救護活動を円滑に実行し、指揮系統を明確化するため、「沼田利根医師会災害医療救護計画」を整備する。

(目的)

第1条 利根沼田地域で災害時、沼田利根医師会及び医療機関は、被災地の医療救護活動に協力する。
(派遣要請)

第2条「災害発生時の医療救護活動の協定」に基づき、利根沼田市町村長(以下「首長」という。)から要請があった場合、沼田利根医師会長(以下「会長」という。)は、医療救護班を派遣する。

2 首長からの要請がない場合でも、消防本部、医師会員からの要請、あるいは緊急事態に基づく会長の独自判断により、医療救護班を派遣する。

3 特別な事態により、会長からの司令が得られない場合は、医師会理事の判断で医療救護班を派遣する。

(医療機関の登録)

第3条 各医療機関は、病院長または施設長の承認を得て、あらかじめ医療救護班に登録する。

2 会長は、医療機関の派遣順位をリストアップしておき、迅速に対応できるようにしておく。

(医療機関への出動要請)

第4条 医療救護班の派遣要請があった場合、会長はあらかじめ順位付けしている医療機関に、被災地への派遣要請を行う。

2 初期出動は、病院群で編成される医療救護班が出動する。

3 次期出動は、診療所群による医療救護班が出動する。

4 事故の規模により、隣接地区、さらには全域が順次出動する。その場合の出動指示は、沼田利根医師会副会長、先発班の班長または現地対策本部によるが、指示がなくても入手した情報に基づき、必要に応じて未出動班の班長が独自に判断し行動をおこすこと。

5 自らの医療救護班では対応できない場合は、群馬県医師会並びに近隣地区医師会に対して、医療救護班の派遣を要請する。応援班は、現地対策本部長の指揮のもとに活動する。

(関係機関との協力)

第5条 沼田利根医師会は、本事業の円滑な遂行のため、医師会および関係行政機関と密接な関係を保つ。

災害時医療救護班派遣内規

(目的)

第1条 この内規は、沼田利根医師会(以下「医師会」という。)が災害時において医療救護活動を行うことを目的とする。

(職員の義務)

第2条 医師会会員及び職員は、災害のため医療救護の必要があるときは、医師会からの連絡により又は連絡がないときでも必要があると判断したときは、自主的に医療機関へ出勤し、速やかに対応しなければならない。

(諸規定との関係)

第3条 医療救護については、他の規定に定めがある場合を除き、この内規の定めるところによる。

(医療救護委員会)

第4条 医師会で医療救護に関する重要事項を審議するため、災害医療救護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営については、別に定める。

(受入れ協力等)

第5条 災害その他緊急事態の必要に応じ、医師会が召集する委員会医師会の議を経て、各医療機関における受入れ患者の医療救護範囲を定める。

2 病院長又は施設長は、災害等で医療救護が必要と認められる場合(被災地への派遣を含む。)医療救護班の編制その他医療救護協力を円滑に行うために必要な措置を講じるものとする。

(災害医療救護班)

第6条 災害時の医療救護を円滑に行うために、各医療機関に医療救護班を置く。

2 各医療機関で医療救護を行う医療救護班については、各診療科(部)等の医療従事者により随時編成するものとし、各医療機関における緊急対策マニュアルは、別に定める。

3 被災地からの要請により、各医療機関から派遣する医療救護班の編成等については、別に定める。

附 則

この内規は、平成12年11月1日から施行する。

医療救護委員会内規

(設置)

第1条 この内規は、「災害発生時の医療救護活動の協定」に基づき、沼田利根医師会医療救護委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、災害に伴う危機管理時における医療救護に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 医療救護計画に関すること。
- (2) 医療救護に関する諸規定等の制定及び改廃に関すること。
- (3) 医療救護用設備の改善に関すること。
- (4) 医療救護意識の普及及び高揚に関すること。
- (5) 災害時の医療救護の訓練に関すること。
- (6) その他医療救護に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び次の各号に掲げる委員会をもって組織する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 救急理事
- (4) 地域医療理事
- (5) 休日急患診療所理事
- (6) その他委員長が必要と認める者 若干名

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、救急理事をもって、副委員長は地域医療理事をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期等)

第5条 委員は、会長が委嘱する。

2 第3条第1号及び第2号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(召集)

第6条 委員長は、委員会を召集する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、医師会事務長において処理する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成12年11月1日から施行する。

医療救護班派遣内規

(目的)

第1条 この内規は、医療救護班(以下「医療救護班」という。)の編成及び任務等について定めるものとする。

(出動範囲等)

第2条 災害その他の緊急事態の必要に応じ、医師会長の要請により各医療機関から医療救護班を派遣するときは、病院長又は施設長が、派遣を決定するものとする。

2 医療救護班の出動は、次の各号の場合による。

(1) 利根沼田の官公署、学校、地方公共団体等の災害で重大と認めるとき

(2) その他必要と認めるとき

(編制)

第3条 医療救護班の編制は、原則として1班あたり次のとおりとする。

(1) 医師 若干名

(2) 看護婦 若干名

(3) 事務職員 若干名

(4) その他必要とする者

(任務)

第4条 班員の任務は、次のとおりとする。

(1) 医師のうち1名を班長とし、班員を統轄する。

(2) 医師は、班長の指示により診療に従事する。

(3) 看護婦は、医師の指示を受け看護業務に従事する。

(4) 事務職員は、所用物品を整備し、事務に従事する。

(召集等)

第5条 班の召集及び出動は、病院長又は施設長の命による。

2 召集を受けた班員は、各々分担の準備を整え、即時、各医療機関に集合し、出動命令があれば直ちに被災地に到達の上、救護にあたる。

(備品)

第6条 班に医療救護のため常時、次の器具及び材料等を備えるほか、診療用薬品、機械器具、衛生材料及び事務用品等については、別に準備する。

(1) 標識旗

(2) 通信機器

(3) ヘルメット

(4) 軽便担架(毛布を含む)

(5) 非常用袋(リュック)

(6) 携帯電灯

(7) 作業衣上下・手袋

(8) 腕章

(9) その他救急セットで必要とするもの

(事務)

第7条 医療救護班の事務は、事務職員が担当するものとする。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、医療救護班の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成12年11月1日から施行する。

5-4 群馬県水道災害相互応援協定

群馬県水道災害相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、群馬県及び県内各水道事業者(以下「会員」という。)が協力して実施する群馬県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織構成)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内の会員を11地区(以下「地区」という。)に分け、地区を県央、西毛、東毛の3ブロック(以下「ブロック」という。)に分ける。

2 各地区及び各ブロックには、それぞれ代表都市及び副代表都市を置く。

3 前項の地区代表都市は、群馬県の各保健福祉事務所所在市町を充て、地区副代表都市は各地区で選任する。

また、各ブロック代表都市及び各ブロック副代表都市は地区代表都市から選出し、県央ブロックについては、前橋市を代表都市とする。

4 群馬県(以下「県」という。)は、各ブロック代表都市と連携を密にし、必要ある場合は、他都道府県及び関係機関への応援要請等の連絡調整を行うものとする。

また、県は、県内及び他の都道府県において水道災害が発生し、他都道府県及び関係機関からの要請に基づき、この協定に基づく応援活動を実施する場合は、ブロック代表都市に応援協力の要請を行うものとする。

5 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、群馬県保健福祉部衛生食品課が担当し、群馬県企業局と連携のもとに行う。

(応援内容)

第3条 応援活動は原則として、被災会員の応急給水及び復旧計画に基づき、その指示(様式第1号)に従って作業に従事するものとする。

2 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 応急給水作業

(2) 応急復旧工事

(3) 応急復旧用資機材の供出

3 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災会員、応援会員及び県の協議による。

4 他の都道府県等への応援活動は、前各項に準ずるものとする。

(応援要請等)

第4条 応援要請は、原則として次の各号により行うものとする。

(1) 被災会員は、所属する地区の代表都市へ応援を依頼する。

(2) 地区代表都市は、地区内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、ブロック代表都市に応援を要請する。

(3) ブロック代表都市は、さらに必要と認めるときは、他のブロック代表都市に応援を要請する。

(4) ブロック代表都市は、さらに必要と認めるときは、県へ応援を要請する。

2 応援要請を受けた会員は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第5条 被災会員が応援要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、電話等迅速かつ正確に伝達できる通信手段により要請し、後日速やかに文書(様式第2号及び第3号)を提出するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量

- (3) 必要とする職種別人員
- (4) 応援期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) その他必要な事項
(応援体制)

第6条 応援会員が派遣する職員(以下、「応援職員」という。)は、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

- 2 応援職員は、応援会員等の名を表示する標識を着用するものとする。
(被応援体制)

第7条 被応援会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舍の斡旋、その他必要な便宜を供与するものとする。

- 2 被応援会員は、資機材等の応援を受ける場合、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。
(費用負担)

第8条 応援に必要な経費は、法令等に別段定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援給水、応援復旧、応援復旧用資機材に要する費用は、被応援会員が負担する。
- (2) 応援職員の派遣に要する経費は、応援会員が負担する。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援会員が、また、被応援会員への往復途中に生じたものについては応援会員がその賠償の責に任ずる。

- 2 前項各号の定めにより難しいときは、関係会員等が協議して定めるものとする。
(応援物資等の調査)

第9条 会員は応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに県に提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等(様式第4号)
- (2) 応急資機材の保有状況(様式第5号)
- (3) 応援に従事できる職員数(様式第6号)
- (4) 水道配管等の標準施工図又はこれに準ずるもの

- 2 県は前項の調査票を取りまとめ、整理のうえ会員に送付するものとする。
(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(訓練)

第11条 会員は、この協定に基づき相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(実施期日)

第12条 この協定は、平成13年2月9日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書1通を作成し、協定者が記名押印のうえ原本を県が保有し、その写しを各事業体が保有する。

平成13年2月9日

群馬県知事 小寺 弘之

前橋市長 萩原 弥惣治

富士見村長 齋藤 啓治

大胡町長 横堀 文雄

宮城村長 櫻井 敏道

粕川村長 松村 慶作

高崎市長 松浦 幸雄	榛名町長 石井 清一	倉渕村長 阿久津 正
箕郷町長 秋月 保教	群馬町長 清水 稔	碓氷上水道企業団企業長 中島 博範
桐生市長 大澤 善隆	新里村長 小池 仍壽	黒保根村長 高澤 勲夫
東村長 高畑 彰	藪塚本町長 小川 喜一	大間々笠懸上水道企業団企業長 近藤 昭次
伊勢崎市長 高橋 基樹	赤堀町長 金井 昇	東村長 松原 宣夫
境町長 長沼 和幸	玉村町長 井田 金七	太田市長 清水 聖義
尾島町長 相澤 邦衛	新田町長 山崎 昭	沼田市長 西田 洽司
白沢村長 中村 玉樹	利根村長 小林 市郎	片品村長 梅澤 羊太
川場村長 横坂 太一	月夜野町長 小林 雅男	水上町長 腰越 孝夫
新治村長 鈴木 和雄	昭和村長 加藤 秀光	館林市長 中島 勝敬
板倉町長 針ヶ谷 照夫	明和町長 斎藤 憲	千代田町長 襟川 幸雄
大泉町長 高野 和男	邑楽町長 神藤 茂	渋川市長 登坂 秀
北橋村長 小林 幸男	赤城村長 齋藤 光雄	子持村長 阿久津 貞司
小野上村長 村上 三衛	伊香保町長 石坂 稔	榛東村長 一倉 登
吉岡町長 高野 一男	藤岡市長 塚本 昭次	新町長 高橋 功
鬼石町長 関口 茂樹	吉井町長 武藤 恒正	万場町長 宮前 鍬十郎
中里村長 小林 一夫	上野村長 黒澤 丈夫	富岡市長 今井 清二郎
妙義町長 伊丹 良純	下仁田町長 神戸 文夫	南牧村長 工藤 増猪一
甘楽町長 黒沢 常五郎	中之条町長 小渕 光平	東村長 唐沢 保八郎
吾妻町長 一場 貞	長野原町長 田村 守	嬭恋村長 松本 先
草津町長 市川 紘一郎	六合村長 本多 秀里	高山村長 割田 良次

5-5 群馬県防災航空支援隊支援協定

群馬県防災航空隊支援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震・台風・水火災及び事故等の災害の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長及び消防長(以下「市町村長等」という。)が群馬県防災航空隊(以下「防災航空隊」という。)の支援出動を求める場合の必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第2条 本協定は、市町村長等の求めに応じ、防災航空隊が支援出動した場合において、当該市町村長等の管轄区域についてのみ適用する。

(支援出動の要請)

第3条 この協定に基づく支援出動の要請は、災害発生地を管轄する市町村長等が、次のいずれかに該当し、群馬県防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の運航が必要と認める場合に、群馬県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 市町村等の消防力によっては、災害の防除または軽減が困難と認められる場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (3) 防災ヘリの運航により災害の予防・改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合
- (4) その他救急搬送等緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(支援出動の要請の方法)

第4条 支援出動の要請は、防災航空隊に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 支援の種別
- (2) 災害発生(又は覚知)の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の場所及び地上支援体制
- (6) その他の必要事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により支援出動の要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 前条の規定による支援出動の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに市町村長等に回答するものとする。

(市町村長等と防災航空隊との連携)

第6条 前条第1項の規定により支援出動した場合の防災航空隊は、災害現場を管轄する市町村長等との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 支援出動の要請に基づき防災航空隊員(消防本部派遣職員に限る)が消防活動に従事する場合には、非常事態発生地の消防長から隊員を派遣している消防長に対し、消防相互応援協定(昭和50年12月8日付締結)第3条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担等)

第8条 この協定に基づく支援出動に要する派遣経費は、県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、県及び市町村長等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成18年3月27日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年3月27日

群馬県
群馬県知事 小寺弘之

(市町村等)
群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地
みなかみ町長 鈴木和雄

5-6 豪雪時・雪おろし登録制度に関する覚書

豪雪時・雪おろし登録制度に関する覚書

利根沼田県民局長(以下甲という)と沼田市及び利根郡内の町村(以下利根沼田地域という)の長(以下乙という)と雪おろし登録者(以下丙という)は次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、利根沼田地域において豪雪があったとき、甲、乙、丙が共同し、その地域の速やかな除雪作業を行うために必要な事項を定めることとする。

(豪雪)

第2条 豪雪とは、利根沼田地域の各市町村に豪雪対策本部が設置されたとき、または同様の警戒態勢がとられたときとする。

(適用)

第3条 乙は、豪雪となったとき、甲に雪おろし登録制度の適用開始を要請し、甲は適用開始を決定し、乙と丙に通知するものとする。

- 2 乙は、制度の適用の必要がなくなったときは、甲に通知することとする。甲は丙にこれを通知するものとする。

(単価決定)

第4条 丙は、適用開始の通知を受けたときは、速やかに作業員1時間あたりの単価を決定し、甲と乙に通知することとする。

(単価公表)

第5条 甲と乙は、丙から単価の通知を受けたときは、速やかに住民に公表することとする。

(除雪計画)

第6条 甲と乙は、豪雪のあったときは速やかに次の除雪計画を定めるものとする。

- 1 連絡系統の整備
- 2 排雪場所の指定
- 3 運搬経路の指定
- 4 その他必要な事項

(その他)

第7条 この覚書に定めのない事項は、別途、甲、乙、丙が協議して定める。

附則

この覚書は平成18年12月25日から施行する

甲 利根沼田県民局長 矢島 裕



乙 沼田市長 星野巳喜雄



片品村長 千明 金達



川場村長 関



昭和村長 加藤 秀光



みなかみ町長 鈴木 和雄



丙 (代表)群馬県建設業協会沼田支部長



5-7 「道の駅」の防災総合利用に関する基本協定書

「道の駅」の防災総合利用に関する基本協定書

群馬県（以下「甲」という。）と群馬県「道の駅」協議会員である みなかみ町長 鈴木和雄（以下「乙」という。）とは、乙が管理する「道の駅」の防災対策を目的とした総合利用に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法に基づく県及び市町村の地域防災計画に定める災害応急対策又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づく県及び市町村の国民の保護に関する計画に定める国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急対策等」という。）を適正かつ円滑に行うため、必要な事項について定めるものとする。

（防災利用する内容）

第2条 乙は、災害（武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を含む。）が発生し甲から要請を受けた時、又は、自ら必要と認めた時は、その管理する「道の駅」の施設において、次に掲げる応急対策等の業務のための利用（以下「防災利用」という。）を行うよう努めるものとする。

- (1) 避難施設（臨時入浴施設を含む）の提供
- (2) 救援物資の提供及び保管
- (3) 救援物資の運送に係る拠点・中継施設の提供
- (4) 防災関係機関の活動拠点場所（現地調整所を含む）の提供
- (5) 道路情報、被災情報等の発信
- (6) 広域避難における中継・休憩施設の提供
- (7) その他、甲又は乙が必要と認める業務

（防災関係機関等からの要請による利用）

第3条 乙は、甲以外の防災関係機関や他の市町村長から前条に掲げる防災利用について要請があった場合においても、必要な協力を行うよう努めるものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定により乙が行う防災利用に要する費用については、災害救助法第33条の規定により県が支弁することとなる費用、災害対策基本法第93条の規定により県が負担することとなる費用並びに国民保護法第164条、第166条及び第167条の規定により県知事又は県が支弁することとなる費用を除いて、原則として乙の市町村がこれを負担するものとする。

（要請の手続き）

第5条 甲は、乙に第2条の防災利用を要請する場合は、別に定める様式により行うものとする。

ただし、急を要する場合は電話等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

(関係者の責務)

第6条 甲は、乙が防災利用を円滑に実施できるよう、情報の提供を行うものとする。
2 乙は、防災利用を円滑に実施するために必要な施設や体制の整備等に努めるものとする。

(平素の連携等)

第7条 甲、乙は、平素から連携、協力し、災害発生時に防災利用を適正かつ円滑に実施するために必要な取組みを行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、甲乙が協議の上協定を廃止する場合を除いて、その効力を継続するものとする。
なお、乙が統括する組織名称が変更した場合及び乙が変更した場合については、効力を継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通保有する。

平成20年11月5日

甲 前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県
群馬県知事

大澤 正明



乙 利根郡みなかみ町後閑318
群馬県「道の駅」協議会員
みなかみ町長

鈴木 和夫



5-8 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

みなかみ町（以下「甲」という。）とJA利根沼田（以下「乙」という。）は災害時における町民生活の安定を図るため、応急生活物資供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、みなかみ町内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲と乙が相互に協力して、被災した町民等に対して行う応急生活物資の供給に関する協力事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有する商品の供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話により申請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力を積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、応急生活物資（精米、即席麺、ミネラルウォーター、缶詰、乾麺等）の供給可能な体制を保持するものとする。

（運搬）

第4条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第5条 前2条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、物資の数量を確認のうえ引き取るものとする。

(情報の提供等)

第7条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して町民に対して迅速かつ的確に物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

(実施に関し必要な事項等の決定)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(発効)

第9条 この協定は、平成22年 2月 1日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年 2月 1日

甲 群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地

みなかみ町長 岸 良 昌

乙 群馬県沼田市東原新町1940番地1

利根沼田農業協同組合

代表理事組合長 嶋 本 暢 一

5-9 災害時の情報交換に関する協定

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修(以下「甲」という。)と、みなかみ町長 岸良昌(以下「乙」という。)とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、みなかみ町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等(以下、情報交換という)について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。



(情報交換の開始時期)

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 みなかみ町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 みなかみ町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

(情報交換の内容)

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設(道路、河川、ダム、砂防、都市施設等)の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要な事項

(情報連絡員(リエゾン)の派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成 23年 2月 16日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局長

下 保

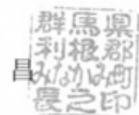


乙) 群馬県利根郡みなかみ町後閑318

みなかみ町長

岸

良



5-10 災害時における生活物資の供給協力に関する協定

災害時における生活物資の供給協力に関する協定

みなかみ町（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して町民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- (1)日用品等の生活必需品
- (2)災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2. 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2. 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2. 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2. 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2. 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 24 年 4 月 / 日

甲 群馬県利根郡みなかみ町後溝318番地
みなかみ町長 岸 良昌



乙 群馬県高崎市高関町380
株式会社カインズ

代表取締役社長 土 屋 裕 雅



5-11 災害時における物資供給に関する協定書

災害時における物資供給に関する協定書

群馬県みなかみ町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年7月1日

甲 群馬県利根郡みなかみ町後閑3-1-8
みなかみ町長 岸 良 昌



新潟県新潟市南区清水4-5-0-1番地1
乙 NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢



別表
災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

5-12 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定

廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、廃棄物と環境を考える協議会（以下「協議会」という。）に加盟する団体を構成する市町村（以下「加盟団体」という。）において災害が発生し、被災した加盟団体が独自では被災者の救済その他の応急措置を十分に実施できない場合に、加盟団体が相互に応援協力し、被災団体への災害応援を行うことを目的として、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資及び資機材の提供
- (2) 応急及び復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(幹事団体)

第3条 円滑な応援を実施するため、次のとおり加盟団体の中から代表幹事団体及び副代表幹事団体（以下「幹事団体」という。）を定める。

- (1) 代表幹事団体は、協議会の会長を務める団体とする。
 - (2) 副代表幹事団体は、協議会の副会長を務める団体とする。
- 2 幹事団体は、加盟団体間の連絡調整を行うため、あらかじめ連絡体系を定めるものとする。

(応援の要請)

第4条 応援を要請しようとする加盟団体（以下「応援要請団体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は電信等により応援を要請するものとする。この場合において、後日速やかに当該事項を記載した文書を送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
 - (2) 第2条第1号に規定する応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量、搬入場所及び搬入経路等
 - (3) 第2条第2号に規定する応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項
- 2 前項に規定する応援の要請は、第3条第2項の連絡体系に基づいて行うものとする。
- 3 幹事団体は、第1項に規定する応援の要請があった場合は、当該要請に対して必要な事項を決定し、関連する加盟団体に速やかに通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された加盟団体（以下「応援実施団体」という。）は、可能な範囲において応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援要請団体が負担とするものとする。ただし、応援要請団体及び応援実施団体の協議によって負担の割合を定める場合は、この限りでない。

(災害補償等)

第7条 応援に従事した職員が、その業務中又はその業務に起因して負傷、疾病又は死亡した場合における当該職員又はその遺族に対する補償は、応援実施団体が負担するものとする。

2 応援に従事した職員が、その業務上第三者に損害を与えた場合における補償は、応援要請団体への往復途中に生じたものを除き、応援要請団体が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、相互の情報交換が速やかに行えるよう、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

(情報の交換)

第9条 加盟団体は、この協定に基づく応援が円滑に実施できるよう、地域防災計画その他の参考資料等の災害対策に係る情報を相互に交換し、災害対策の研究に努めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、加盟団体が既に締結している災害時の相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、加盟団体が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、平成25年7月12日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、協定団体が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年7月12日

	茨城県 北茨城市	北茨城市長	豊田 稔
那須地区広域行政事務組合	栃木県 大田原市	大田原市長	津久井 富雄
那須地区広域行政事務組合	栃木県 那須町	那須町長	高久 勝
南那須地区広域行政事務組合	栃木県 那須烏山市	那須烏山市長	大谷 範雄
南那須地区広域行政事務組合	栃木県 那珂川町	那珂川町長	大金 伊一
佐野地区衛生施設組合	栃木県 佐野市	佐野市長	岡部 正英
佐野地区衛生施設組合	栃木県 栃木市	栃木市長	鈴木 俊美
佐野地区衛生施設組合	栃木県 岩舟町	岩舟町長	市村 隆
筑西広域市町村圏事務組合	茨城県 筑西市	筑西市長	須藤 茂
筑西広域市町村圏事務組合	茨城県 桜川市	桜川市長	中田 裕
筑西広域市町村圏事務組合	茨城県 結城市	結城市長	前場 文夫
	茨城県 鹿嶋市	鹿嶋市長	内田 俊郎
	茨城県 潮来市	潮来市長	裕田 千春
	茨城県 牛久市	牛久市長	池辺 勝幸
	茨城県 常陸太田市	常陸太田市長	大久保 太一
	茨城県 神栖市	神栖市長	保立 一男
	茨城県 高萩市	高萩市長	草間 吉夫
	茨城県 東海村	東海村長	村上 達也
	茨城県 城里町	城里町長	阿久津 藤男
新治地方広域事務組合	茨城県 かすみがうら市	かすみがうら市長	宮嶋 光昭
新治地方広域事務組合	茨城県 土浦市	土浦市長	中川 清
新治地方広域事務組合	茨城県 石岡市	石岡市長	久保田 健一郎
常総衛生組合	茨城県 常総市	常総市長	高杉 徹
常総衛生組合	茨城県 守谷市	守谷市長	会田 真一
常総衛生組合	茨城県 つくばみらい市	つくばみらい市長	片庭 正雄
常総衛生組合	茨城県 坂東市	坂東市長	吉原 英一
大宮地方環境整備組合	茨城県 常陸大宮市	常陸大宮市長	三次 真一郎
大宮地方環境整備組合	茨城県 那珂市	那珂市長	海野 徹
茨城地方広域環境事務組合	茨城県 茨城町	茨城町長	小林 宣夫
茨城地方広域環境事務組合	茨城県 水戸市	水戸市長	高橋 靖
茨城地方広域環境事務組合	茨城県 笠間市	笠間市長	山口 伸樹
茨城地方広域環境事務組合	茨城県 小美玉市	小美玉市長	島田 穰一

	千葉県 浦安市	浦安市長	松崎 秀樹
	千葉県 野田市	野田市長	根本 崇
	千葉県 四街道市	四街道市長	佐渡 斉
	千葉県 鴨川市	鴨川市長	長谷川 孝夫
	千葉県 流山市	流山市長	井崎 義治
山武郡市広域行政組合を組織する	千葉県	東金市長 山武市長 大網白里市長 九十九里町長 芝山町長 横芝光町長	志賀 直温 椎名 千収 金坂 昌典 川島 伸也 相川 勝重 佐藤 晴彦
	千葉県 我孫子市	我孫子市長	星野 順一郎
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	千葉県 柏市	柏市長	秋山 浩保
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	千葉県 白井市	白井市長	伊澤 史夫
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	千葉県 鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市長	清水 聖士
	東京都 昭島市	昭島市長	北川 穰一
中巨摩地区広域事務組合	山梨県 中央市	中央市長	田中 久雄
中巨摩地区広域事務組合	山梨県 南アルプス市	南アルプス市長	中込 博文
中巨摩地区広域事務組合	山梨県 昭和町	昭和町長	角野 幹男
中巨摩地区広域事務組合	山梨県 市川三郷町	市川三郷町長	久保 眞一
中巨摩地区広域事務組合	山梨県 甲斐市	甲斐市長	保坂 武
中巨摩地区広域事務組合	山梨県 富士川町	富士川町長	志村 学
	山梨県 上野原市	上野原市長	江口 英雄
	山梨県 笛吹市	笛吹市長	倉嶋 清次
	群馬県 大泉町	大泉町長	村山 俊明
	群馬県 みなかみ町	みなかみ町長	岸 良昌
館林衛生施設組合	群馬県 館林市	館林市長	安楽岡 一雄
館林衛生施設組合	群馬県 板倉町	板倉町長	栗原 実
館林衛生施設組合	群馬県 明和町	明和町長	恩田 久
館林衛生施設組合	群馬県 千代田町	千代田町長	大谷 直之
多野藤岡広域市町村圏振興整備組合	群馬県 藤岡市	藤岡市長	新井 利明
多野藤岡広域市町村圏振興整備組合	群馬県 高崎市	高崎市長	富岡 賢治

5-13 災害応急対策業務に関する基本協定



災害応急対策業務に関する基本協定

みなかみ町長（以下「甲」という。）とみなかみ町建設業協会（以下「乙」という。）とは災害発生時における町民の安全を確保するための応急措置（以下「応急対策業務」という。）に関して次のとおり基本協定を定めるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設及び公共建築物等に災害が発生したときの応急対策業務に関する甲と乙との基本事項を定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、応急対策を行う必要が生じた場合は、乙に対し応急対策業務の協力を要請することができる。

2 乙は、要請があった時は甲に対し速やかに協力するものとする。

（担当区域）

第3条 甲と乙は応急対策業務を円滑にするために、乙の所属会員（以下「会員」という。）の応急対策業務の担当する実施区間及び区域を別表のとおり定める。

ただし、甲は災害の状況をみて、業務実施要請の変更ができるものとする。

（資材等の報告）

第4条 乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に稼働可能な資機材、労力等を把握し、甲に報告しておくものとする。

（要請手続き）

第5条 甲は乙に対し、日時を指定して協力を要請するとともに、災害の場所、被害状況、実施内容等について連絡するものとする。

また、乙は担当区域等の災害の場所、被害状況を速やかに甲に報告するものとする。

2 災害により通信手段等が途絶し、連絡が不可能なときは、甲の要請を待つことなく第3条の定めにより応急対策業務を実施できるものとする。

この場合、第2条の要請があったものとみなす。

（実施、完了報告）

第6条 業務を実施した乙、又は別表に定める会員はその状況を速やかに甲に報告するものとする。

また、業務が完了したときは直ちに甲に報告するものとする。

（請負契約）

第7条 甲と業務を実施した会員とは、業務完了後、みなかみ町財務規則に基づく手続きにより速やかに請負契約を締結するものとする。



(雑則)

第8条 この協定に定めない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成20年10月1日から適用する。
- 2 この協定は、平成21年4月1日より変更し適用する。
- 3 この協定は、平成23年7月1日より変更し適用する。
- 4 この協定は、平成25年12月1日より変更し適用する。
- 5 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成25年11月30日

甲 利根郡みなかみ町後閑 318
みなかみ町長 岸 良 昌



乙 利根郡みなかみ町布施 378-3
みなかみ町建設業協会
会長 杉 木 寿 一



5-14 災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書

災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書

みなかみ町（以下「甲」という。）と一般社団法人群馬県LPガス協会利根・沼田支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるLPガスの供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、みなかみ町において地震等の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙とが相互に協力して、被災者にLPガスを供給するために必要な事項を定め、住民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要とするときは、乙に対し避難場所等へのLPガスの供給について、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請をうけたときは、速やかに possible の限り優先的に協力するものとする。

2 乙は、緊急時に際し、甲の要請に円滑に対応するために、LPガス及びLPガス資機材の調達並びに要員の確保を行うこととし、備蓄物資の内容及び数量については、甲と乙が事前に協議のうえ定めることとする。

（引渡し）

第4条 甲は、乙に供給要請を行う際、予め引き渡し場所を指定し、当該場所へ職員を派遣し、引き受けるものとする。

（費用負担）

第5条 前条の規定により、乙が供給したLPガスの代金については、甲が負担するものとする。

（情報の提供等）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に機能するため、地域防災にかかわる情報収集や支援活動のあり方について、平時から協議を行うものとする。

(協 議)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとし、期間満了1ヶ月前までに、甲・乙のいずれからこの協定の解除又は変更について意思表示がないときは、さらに1年延長するものとし、以降も又同様とする。



この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年12月27日

甲 群馬県利根郡みなかみ町後閑318

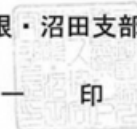
みなかみ町長 岸 良 昌



乙 沼田市戸鹿野町248-4

一般社団法人群馬県LPガス協会利根・沼田支部

支 部 長 高 野 晃 一



5-15 災害時におけるダム施設の使用に関する協定書

災害時におけるダム施設の使用に関する協定書

独立行政法人水資源機構沼田総合管理所長（以下「甲」という。）とみなかみ町長（以下「乙」という。）とは、災害発生時における対応のためのダム施設使用について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、みなかみ町において災害が発生した際に、みなかみ町の住民及びみなかみ町に来訪している者（以下「住民等」という。）の安全を確保するため、甲の管理するダム施設を避難施設として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（ダム施設）

第2条 甲が、乙に使用させるダム施設は、次のとおりとする。

- 一 矢木沢ダム管理施設（ネイチャービュー矢木沢）
- 二 奈良俣ダム管理施設（ヒルトップならまた）

（使用の要請等）

第3条 乙は、災害発生時において、住民等の安全を確保するため必要があると認める場合は、甲に対し、ダム施設の使用を要請するものとする。

2 甲は、前項の要請を受けた場合には、ダム管理に支障がない範囲において、ダム施設の使用を許可するものとする。

（ダム施設の使用）

第4条 乙は、被災者等の救援等の応急措置が実施できない場合は、乙の要請により、甲が施設の使用状況及び使用人員を乙へ報告するものとする。

2 乙が、第3条第2項によりダム施設を使用した際、施設に破損が生じた場合において、復旧に係る費用については、原因者の負担を原則とする。

（備蓄品の保管）

第5条 乙は、災害発生時対応のため備品の保管が必要となる場合は、ネイチャービュー矢木沢またはヒルトップならまたに保管できるものとする。

2 乙は、備品の保管場所について、事前に甲と協議するものとする。

（連絡責任者）

第6条 第3条及び前条に係る甲の連絡責任者は、管理課長とし、乙の連絡責任者は、総務課長とする。

(使用料)

第7条 甲はこの協定に基づく乙のダム施設使用に係る使用料については、徴収しない。

(地域防災計画への位置づけ)

第8条 乙は、この協定締結後すみやかに、当該ダム施設を、みなかみ町地域防災計画に定める指定避難場所に位置づけるものとする。

(協定の有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。なお、有効期間満了の1か月前までに双方において、本協定書の継続の意思が確認された場合には、再度協定書を締結するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年4月1日

甲 群馬県沼田市上原町1682

独立行政法人水資源機構

沼田総合管理所長

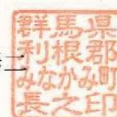
杉尾 俊治



乙 群馬県利根郡みなかみ町後閑318

みなかみ町長

鬼頭 春二



5-16 大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する協定書

大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する協定書

(申し合わせ)

国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所（以下、「甲」という。）とみなかみ町（以下、「乙」という。）とは、その行政地区において大規模土砂災害等に備えた相互協力について次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模土砂災害時等に備え甲乙相互に協力し、有事における減災活動や災害対応等が円滑に進むことを目的とする。

(協力内容)

第2条 相互に協力する内容については、次の通りとする。

- (1) 危機管理計画の作成（情報収集・伝達）
- (2) 防災に関する資料等の企画作成（防災業務計画の見直し、ハザードマップの作成等）
- (3) 防災訓練等の実施
- (4) 平常時における防災意識向上に関する活動（講演会等）
- (5) その他相互に必要と認めた活動

なお、この具体的内容については、相互に協議し、段階的に進めることとする。

(体制)

第3条 甲と乙は、第2条を進めるに当たって協議会等を設置し、情報交換を行うこととする。

(有効期限)

第4条 この協定期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間とする。

ただし、期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって1年間延長するものとし、以後この例により、継続するものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたとき、更にこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 26年 4月 /日

甲 国土交通省 関東地方整備局 利根川水系砂防事務所長

神野 忠広



乙 群馬県 みなかみ町長

岸 良昌



5-17 災害時における飲料水等の供給に関する協定書

災害時における飲料水等の供給に関する協定書

みなかみ町（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、大規模な災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における飲料水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時において、乙が甲に対し、飲料水の提供を行うことにつき必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲にみなかみ町災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、乙に対して要求を行った時をもって発動するものとする。

（飲料水の提供）

第 3 条 甲は災害時に、被災者に対して飲料水の提供が必要となるときには、乙の営業拠点で保有する在庫飲料の提供協力を要請することができる。

2 前項の協力を要請するときは、救援物資（飲料水）供給要請書（別記様式）をもって行なうものとする。ただし、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 甲は災害時に、甲乙契約にかかる災害用自動販売機（以下「対象自販機」という。）内の商品の無償提供を乙に要請することができる。

（協力の要請）

第 4 条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

（鍵の管理）

第 5 条 乙は、災害時の対応を迅速に行うため、対象自販機の鍵を甲に貸与する。

2 甲は、対象自販機の鍵の保管及び商品の提供を甲の責任により行う。

3 甲の過失による鍵の紛失、盗難、不正使用等に起因して、対象自販機本体、商品及び売上金に損害が起こった場合、甲は乙に対して全ての賠償責任を負う。

（通知義務）

第 6 条 第 3 条第 3 項に基づき商品の無償提供を行った場合、甲は速やかにその旨並びに日付及び数量等を乙に通知しなければならない。

(費用負担)

第7条 第3条第1項に定める飲料水の提供により発生した費用は、原則として甲が負担するものとし、価格は、引渡しまでの運賃を含む災害等の発生直前時における適正な価格（災害等発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準とする。

2 災害等について、その規模が著しく大きい場合は、甲乙協議の上前項に定める費用負担割合について変更することができる。

(運搬)

第8条 第3条第1項に定める飲料水提供に伴う運搬は、甲乙相互の協力の下、これを行なう。

2 甲は乙に対して、必要とする飲料の種類、日時、運搬場所等について文書をもって指示し、飲料の提供を求めることができるものとする。ただし、乙の営業拠点の在庫状況又は交通事情等により、乙がその変更を求める場合は、原則としてこれに応ずるものとする。

(不可抗力等)

第9条 災害等発生時における飲料水提供であることを鑑み、乙が不可抗力等により、第3条、第4条及び第6条に定める乙の義務を履行できない場合であっても、乙はその責めを負わないものとする。

(代金の支払)

第10条 第3条第1項の規定に基づき乙が提供した飲料水の代金は、甲が負担する。

2 第3条第3項の規定に基づき乙が提供した飲料水の代金については無償提供とする。

第11条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は有効なものとする。

2 前項に定める終了の通知は、期間満了日の3箇月前までに相手方に申し出るものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成26年4月3日

甲 群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地 乙 東京都渋谷区本町3丁目47番10号

みなかみ町長 岸良昌



株式会社 伊藤園
総務部 川本 正人



災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

みなかみ町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープぐんま（以下「乙」という。）は、災害時における町民生活の安定を図るため、災害時における応急生活物資供給等に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、みなかみ町内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に甲と乙が相互に協力して、被災した町民等に対して行う応急生活物資（以下「物資」という。）の供給、輸送、ボランティア活動等に関する協力事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が乙に対して要請を行った時をもって発動するものとする。

（協力要請）

第3条 災害時において、甲が物資を必要とする時は、乙に対し商品の供給、輸送について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、急を要する場合で文書をもって要請することができない時は、口頭又は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 災害時に必要な物資の調達及び安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて必要な措置を講ずるものとする。

（費用）

第5条 前条の規定により、乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規程する物資の対価については、災害時直前に組合員に供給していた生活物資の対価を参考にし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、指定場所への輸送は乙が責任をもって行うものとする。甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、物資の数量等を確認の上、引取るものとする。

（情報の収集及び提供）

第7条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して町民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

(実施に関し必要な事項等の決定)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力の発生日)

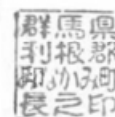
第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 4月23日

甲 群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地

みなかみ町長 岸 良昌



乙 群馬県桐生市相生町一丁目111番地

生活協同組合コープぐんま

理事長 梅澤 義夫



5-19 災害時における相互応援に関する協定

災害時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、沼田市、片品村、川場村、昭和村及びみなかみ町（以下「協定自治体」という。）において、地震、風水雪害等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）、被災自治体独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、相互応援及び協力を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 前条に規定する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び復旧・復興等に必要な職員の派遣
- (2) 応急対策及び復旧・復興等に必要な物資、資機材の提供
- (3) 被災者及び避難者の受け入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の要請)

第3条 災害時に応援を要請する協定自治体は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに文書を提出することができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合は、職員の職種、人員及び従事内容
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請する場合は、物資等の品名及び数量
- (4) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合は、人員
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(経費負担)

第4条 相互応援に要する費用（輸送に要する費用を含む。）は、原則として要請側が負担するものとし、その額は、要請側及び要請を受けた側が協議のうえ、決定するものとする。

(災害補償)

第5条 相互応援のために派遣された職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償については、援助側の負担とする。

2 前項に規定する職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が相互応援の業務従事中に生じたものであるときは要請側が、その損害が要請側の区域との往復の移動中に生じたものであるときは援助側が、それぞれその補償の責めを負うものとする。

(連絡担当部署の設定等)

第6条 協定自治体は、相互援助に関する連絡を円滑に行うため、あらかじめ担当部署を定めるものとする。

2 協定自治体は、災害時において、前項に規定する連絡担当部署を通じて、支援要請、必要な情報の伝達等を行うものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項及び、この協定に定めのない事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定書5通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年1月13日

沼田市長 横山 公



片品村長 千明 金



川場村長 関



昭和村長 堤 盛



みなかみ町長 岸 良



5-20 災害発生時におけるみなかみ町とみなかみ町内郵便局の協力に関する協定

災害発生時におけるみなかみ町とみなかみ町内郵便局の協力に関する協定

みなかみ町（以下「甲」という。）とみなかみ町内郵便局（別表に掲げる郵便局をいう。以下「乙」という。）は、みなかみ町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、みなかみ町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時的郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項（避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。）
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 みなかみ町 総務課長
- 乙 日本郵便株式会社 月夜野郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

甲 みなかみ町後閑318
みなかみ町長

岸 良 昌



乙 みなかみ町月夜野270-1
みなかみ町内郵便局代表
日本郵便株式会社
月夜野郵便局長

渡 辺 哲 二



5-21 地域における協力に関する協定

地域における協力に関する協定

みなかみ町（以下「甲」という。）は、みなかみ町内郵便局（別表に掲げる郵便局をいう。以下「乙」という。）と、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、みなかみ町内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

(1) 高齢者、障害者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合

(2) 道路の異状を発見した場合

(3) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

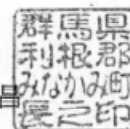
第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

甲 みなかみ町後閑318
みなかみ町長

岸 良



乙 みなかみ町月夜野270-1
みなかみ町内郵便局代表
日本郵便株式会社
月夜野郵便局長

渡辺 哲



災害応急対策業務に関する基本協定

みなかみ町とみなかみ町水道設備業協会とは、地震その他の災害等が町内に発生し、又は発生のおそれがある場合、みなかみ町の所管する水道施設の応急処置に関し、次のとおり協定する。

(協力要請)

- 第1条 みなかみ町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、みなかみ町のみでは応急措置等を施行することが困難であるときは、みなかみ町水道設備業協会に対し、その協力を要請することができるものとする。
- 2 みなかみ町水道設備業協会はみなかみ町から前項規定による協力要請を受けたときは、速やかに協力するものとする。

(要請手続)

- 第2条 前条に定める要請は、みなかみ町が災害の状況、場所、活動内容、必要とする人員及び機材等について、みなかみ町水道設備業協会に対して連絡することをもって行うものとする。

(協力の実施)

- 第3条 みなかみ町水道設備業協会は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに別表に定める会員（人員）及び機材等を出動させ、みなかみ町の行う応急措置等に協力するものとする。

(費用の負担)

- 第4条 みなかみ町水道設備業協会がこの協定に基づく応急措置等のために要した経費については、みなかみ町が負担するものとする。

(体制確立)

- 第5条 みなかみ町水道設備業協会は、みなかみ町との協議のうえ応急措置の体制確立のための連絡体制並びに応急措置のための最大限の人員及び機材等について、みなかみ町に報告するものとする。

(協議)

- 第6条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めない事項については、必要に応じて、みなかみ町・みなかみ町水道設備業協会の協議のうえ決定する。



(他都市の災害)

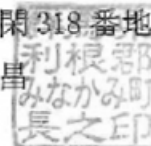
第7条 他都市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他都市へ応援するときは、この協定の例によりみなかみ町・みなかみ町水道設備業協会の協議のうえ、実施する。

(適用)

第8条 この協定は、平成29年7月18日から適用する。

この協定の成立を証するため、みなかみ町を「甲」とし、みなかみ町水道設備業協会を「乙」として本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

甲 群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地
みなかみ町長 岸 良 昌



乙 みなかみ町水道設備業協会長
群馬県利根郡みなかみ町布施1624番地
有限会社 佐藤建材店
代表取締役 佐藤 彰



災害時における相互応援に関する協定書

東京都中野区（以下、「中野区」という。）と群馬県利根郡みなかみ町（以下、「みなかみ町」という。）とは、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、いずれかの地域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、被害を受けた自治体のみでは応急対策及び復旧対策を実施することができない場合の相互の応援体制について定めるため、協定を締結する。

（連絡担当部署）

第2条 中野区及びみなかみ町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材等の提供又は貸与
- (2) 被災者の救出、救護、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材等の提供又は貸与
- (3) 救護、救助、応急復旧活動及び災害復興に必要な職員の派遣
- (4) 被災者の受入れ及び一時収容のための施設の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請する自治体は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにして電話等による応援の要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の具体的な内容及び必要量
- (3) 応援場所、応援場所への経路、集結地及び担当者名
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に必要とする事項

（物資の輸送等）

第5条 救援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として応援を行う自治体を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として要請自治体が負担する。

- 2 応援自治体の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する事務及び経費は、応援自治体の負担とする。
- 3 応援自治体の職員が応援業務の遂行中に第三者に損害を与えた場合は、要請自治体が賠償の責を負うものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、中野区及びみなかみ町が協議して定めるものとする。

(情報の交換)

第7条 中野区及びみなかみ町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、防災に関する情報等を相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、中野区及びみなかみ町が協議して定めるものとする。

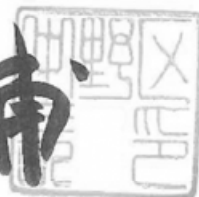
上記のとおり、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名の上各自1通を保有する。

平成30年2月6日

東京都中野区中野四丁目8番1号

東京都中野区長

田中大輔



群馬県利根郡みなかみ町後閑318

群馬県みなかみ町長

菊田 善成



5-24 大規模災害時における避難所・救援物資の提供に関する協定

大規模災害時における避難所・救援物資の提供に関する協定

みなかみ町（以下「甲」という。）と一般社団法人みなかみ町観光協会（以下「乙」という。）及びみなかみ町商工会（以下「丙」という。）は、大規模災害時における避難所・救援物資の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲・乙・丙が協力し、町が行う避難所確保や救援物資確保の取り組みを支援することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 災害発生時、甲は乙・丙に対し次に掲げる事項について、協力を要請することができる。

- (1) 乙・丙の会員が所有する宿泊施設の避難所としての提供。
- (2) 物資の可能な限りの提供。
 - 2 前項の規定による甲の要請は、町長が行う。
 - 3 前項の要請は、文書により行うものとする。
 - 4 前項の規定に関わらず、緊急の場合は、口頭によりこれを行うことができる。

（要請への回答）

第3条 乙・丙は、甲から、第2条第1項各号に掲げる事項について、同条第2項による要請があった場合は、乙・丙の会員への調査を行い、提供可能な宿泊施設名、受け入れ可能人員数又は援助物資の品目、数量を甲に文書又は口頭で回答するものとする。

（協力内容）

第4条 第2条第1項第1号に掲げる乙・丙の協力は、宿泊施設及び食事の提供を原則とするが、宿泊施設の稼働体制等により、宿泊のみとすることも可能とする。

- 2 第2条第1項第2号に掲げる乙・丙の協力は、次に掲げるもののうち同条第2項による要請時点で乙・丙の会員が保有し、提供可能な物資とする。
 - (1) 飲料水
 - (2) 食料
 - (3) 衛生用品
 - (4) 寝具（毛布等）
 - (5) その他甲が要請するもの

(受け入れ方法等)

第5条 第2条第1項各号に掲げる乙・丙の協力について、甲は、3条の回答に基づき、被災した町民及び町が受け入れ可能な被災地の市区町村（以下「被災市区町村」という。）に対し、受け入れ先となる宿泊施設及び物資の情報提供をするものとする。

2 乙・丙の会員への利用申込は、甲及び被災市区町村が行うものとする。

3 避難者の宿泊施設への受け入れや救援物資の運搬は、被災状況に応じて甲及び被災市区町村と乙・丙が連携して行う。

(受け入れ対象期間)

第6条 宿泊施設への受け入れ対象期間は、乙・丙が受け入れ可能となった日から宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなる日までとする。

(報告)

第7条 乙・丙は、前条までの規定により協力を行った場合は、次の各号に掲げる事項を電話等により甲に報告し、その後、速やかに文書により報告するものとする。

(1) 宿泊施設名、受け入れ避難者数、期間

(2) 提供した物資の品名及び数量

(3) 搬入日、搬入場所

(4) 運搬方法

(5) その他必要事項

(費用等)

第6条 第2条第1項各号に掲げる事項に係る費用は甲の負担とし、金額については別途乙・丙と協議するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の一箇月前までに、甲・乙・丙から何ら意思表示がないときは、有効期限満了の翌日から起算して1年間延長されるものとする。その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じたときは、その都度、甲・乙・丙協議のうえ、決定するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲・乙・丙押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月27日

群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地

みなかみ町長

前田善成



群馬県利根郡みなかみ町月夜野1744番地1

一般社団法人みなかみ町観光協会

代表理事

深津卓也



群馬県利根郡みなかみ町月夜野1744番地1

みなかみ町商工会

会長

小野里光敏



5-25 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定

災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書

みなかみ町（以下「甲」という）と、ダイドードリンコ株式会社（以下「乙」という）とは、災害時における飲料水等の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、みなかみ町内で地震・風水害その他大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請等）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要と認められるときは、乙に対し、飲料水等の供給について協力を要請することができるものとする。
2. 乙は、飲料水等の商品を可能な範囲内で、甲に優先的に供給するものとする。

（要請方法）

第3条 甲は、飲料水等の供給を求めるときは、災害時における飲料水等供給要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請することができることとし、事後、速やかに要請書を提出する。

（飲料水等の運搬及び引き渡し）

第4条 飲料水等の引き渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引き渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。
2. 甲は前項の引き渡し場所に職員を派遣し、当該場所において当該職員が乙の納品書等に基づき、飲料水等を確認し、引き渡しを受けるものとする。

（実績の報告）

第5条 乙は、飲料水等を供給したときは、飲料水等供給報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（要請に基づく責務）

第6条 乙は、災害により重大な被害が発生したとき、速やかに対応体制を整えるよう万全を期すものとする。ただし、道路の寸断、停電等により飲料水等の供給に支障を生じるときは、甲乙協議により対策を講ずるものとする。

（経費の負担）

第7条 この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料水等の対価については、甲が負担するものとする。
2. 前項の規定する経費の負担額は、災害が発生する直前における通常の価格を基準として、算出する。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲及び乙は、応急活動を確実かつ円滑に実施するため、それぞれの責任者を定め、書面（様式第3号）により相互に届け出しておくものとする。

（協定の期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該契約日が属する年度末の末日までとする。ただし、期間完了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも解約その他の申し出がない場合には、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第10条 この協定書に関する疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印のうえ、各自1通を保有する。

2018年11月22日

甲 群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地

みなかみ町長 鬼頭 春二



乙 埼玉県さいたま市北区宮原町1-311-2

ガイドドリンコ株式会社

首都圏第二営業部長 小田 敏明



6 ヘリポート関係

6-1 災害時ヘリポート適地一覧表

(平成 30 年 11 月 25 日現在)

○ 災害時ヘリポート適地一覧表 (町管理)

No.	名称	住所	面積	備考
1	赤谷川総合運動広場	みなかみ町月夜野 98-2	4,049 m ²	県ドクターヘリ ランデブーポイント
2	月夜野北部運動広場	みなかみ町上牧 1821-1	60m×80m	
3	月夜野南部運動広場	みなかみ町政所 933-1 地内	70m×80m	
4	大穴多目的広場	みなかみ町大穴 270	110m×85m	県ドクターヘリ ランデブーポイント
5	水上小学校	みなかみ町湯原 968	100m×70m	
6	水上中学校	みなかみ町湯原 222	160m×100m	
7	みなかみ町ヘリポート	みなかみ町寺間 479-20	50m×50m	県ドクターヘリ ランデブーポイント
80	赤沢スキー場 (駐車場)	みなかみ町永井 620	7,300 m ²	県ドクターヘリ ランデブーポイント
9	新治中央運動公園	みなかみ町須川 1362-1	114m×94m	県ドクターヘリ ランデブーポイント
10	新治小学校	みなかみ町新巻 208	112m×60m	県ドクターヘリ ランデブーポイント
11	新治中学校	みなかみ町布施 238	130m×80m	県ドクターヘリ ランデブーポイント

○ 災害時ヘリポート適地一覧表 (その他管理/指定管理含む)

No.	名称	住所	備考
1	奈良俣ダム	みなかみ町藤原字洗の沢 6322-24	県ドクターヘリ ランデブーポイント
2	水上高原ホテル 200 (ヘリポート)	みなかみ町藤原 6152-1	県ドクターヘリ ランデブーポイント
3	水上高原スキーリゾート (従業員寮前駐車場)	みなかみ町藤原 6152-1	県ドクターヘリ ランデブーポイント
4	水上高原藤原スキー場 (多目的グラウンド)	みなかみ町藤原 4957-1	県ドクターヘリ ランデブーポイント
5	宝台樹スキー場 (第 3 駐車場)	みなかみ町藤原 3839-1	県ドクターヘリ ランデブーポイント
6	藤原湖畔公園 (西) 多目的広場	みなかみ町藤原字西地内	
7	藤原ダム (ヘリポート)	みなかみ町夜後 26	県ドクターヘリ ランデブーポイント
8	奥利根スノーパーク (駐車場)	みなかみ町向山 39	県ドクターヘリ ランデブーポイント
9	みなかみ町駐車場 (土合)	みなかみ町湯桧曾字湯吹山 11	県ドクターヘリ ランデブーポイント
10	湯桧曾公園	みなかみ町湯桧曾 215-3	
11	みなかみ町駐車場 (湯原)	みなかみ町湯原 1681	県ドクターヘリ ランデブーポイント
12	ノルンスキー場 (第 6 駐車場)	みなかみ町寺間 479-139	県ドクターヘリ ランデブーポイント
13	相俣ダム (ヘリポート)	みなかみ町相俣 1493	県ドクターヘリ ランデブーポイント
14	群馬サイクルスポーツセンター (野外ステージ前広場)	みなかみ町新巻 3853	県ドクターヘリ ランデブーポイント

7 避難関係

7-1 指定緊急避難場所一覧表

(平成 31 年 3 月 26 日現在)

No.	名称	所在地	電話	指定避難所 との重複	災害種別ごとの適否				備考
					洪水	土砂災害	地震	大規模火災	
1	古馬牧小学校	みなかみ町 後閑 1064	0278- 62-2414	■	○	○	○	○	
2	大中島公園	みなかみ町 後閑字大中島地内	-		×	○	○	○	
3	みなかみ町中央公民館	みなかみ町 後閑 321-1	0278- 25-5025		○	×	○	○	
4	みなかみ町月夜野多目的 広場	みなかみ町 後閑 38	-		×	○	○	○	
5	月夜野南部体育館	みなかみ町 政所 463-1		■	○	○	○	○	
6	月夜野南部運動広場	みなかみ町 政所 933-1 地内	-		×	○	○	○	
7	真政河原児童公園	みなかみ町 政所 1021	-		×	○	○	○	
8	月夜野総合公園(野球場)	みなかみ町 下津字沼田地先	-		×	○	○	○	
9	月夜野総合公園(人口芝 サッカー場)	みなかみ町 下津字沼田地先	-		×	○	○	○	
10	月夜野総合公園(ゲート ボール場)	みなかみ町 下津字沼田地先	-		×	○	○	○	
11	月夜野総合公園 (ターゲットバードゴルフ場)	みなかみ町 下津字沼田地先	-		×	○	○	○	
12	月夜野名胡桃体育館	みなかみ町 上津 1244	-		○	○	×	○	
13	月夜野総合公園(人工芝 ホッケー場)	みなかみ町 月夜野 143 地先	-		○	○	○	○	
14	月夜野中学校	みなかみ町 月夜野 80	0278- 62-1605	■	○	○	○	○	
15	つきよのこども園	みなかみ町 月夜野 464	25-8400		○	○	○	○	
16	桃野小学校	みなかみ町 月夜野 583	0278- 62-2416	■	○	▲	○	○	校庭東側土砂災害 警戒区域(急傾斜)
17	利根商業高等学校	みなかみ町 月夜野 591	0278- 62-2116	■	○	▲	○	○	校舎土砂災害警戒 区域(急傾斜)
18	月夜野総合体育館	みなかみ町 月夜野 135-3	0278- 62-2461	■	○	○	○	○	

No.	名称	所在地	電話	指定避難所 との重複	災害種別ごとの適否				備考
					洪水	土砂災害	地震	大規模火災	
19	旧月夜野幼稚園	みなかみ町 月夜野 3273-2		■	○	○	○	○	
20	蟹杵児童公園	みなかみ町 月夜野 3272-4	-		○	○	○	○	
21	月夜野矢瀬親水公園	みなかみ町 月夜野 2936	0278- 20-2123		○	○	○	○	
22	小川多目的集会場	みなかみ町 小川 460-2	0278- 62-3486	■	○	○	○	○	
23	小和知公民館	みなかみ町 小川 3811-1	-	■	○	×	×	○	
24	月夜野北小学校	みなかみ町 上牧 880	0278- 72-3352	■	○	×	○	○	
25	みなかみ町 カルチャーセンター	みなかみ町 上牧 1735	0278- 20-4040	■	○	○	○	○	
26	上牧公民館	みなかみ町 上牧 1715	0278- 72-4833	■	○	×	○	○	
27	月夜野北部体育館	みなかみ町 上牧 1735	0278- 20-4040		○	○	×	○	
28	月夜野北部運動広場	みなかみ町 上牧 1821-1	-		×	○	○	○	
29	下牧公民館	みなかみ町 下牧 682-1		■	○	×	○	○	
30	ヒルトップならまた	みなかみ町 藤原字洗ノ沢	0278- 75-2511	■	○	○	○	○	
31	坂東会館	みなかみ町 藤原 5817-3	0278- 75-2454	■	○	×	×	○	
32	国民休養施設	みなかみ町 藤原 6000	-	■	○	×	○	○	
33	藤原小・中学校体育館	みなかみ町 藤原 3491	0278- 75-2103	■	○	○	○	○	
34	藤原湖畔公園（蟹掛）	みなかみ町 藤原字蟹掛地内	-		×	○	○	○	
35	藤原湖畔公園（西） 多目的広場	みなかみ町 藤原字西地内	-		×	○	○	○	
36	藤原湖畔公園（横山） 多目的広場	みなかみ町 藤原字横山地内	-		×	○	○	○	
37	水上農業者 トレーニングセンター （北部）	みなかみ町 藤原 4053	-		○	○	○	○	
38	栗沢会館	みなかみ町 栗沢 262-1	0278- 72-8545	■	○	○	×	○	

No.	名称	所在地	電話	指定避難所 との重複	災害種別ごとの適否				備考
					洪水	土砂災害	地震	大規模火災	
39	水上農林漁業者等健康増進施設(中部)	みなかみ町綱子 165-1	-	■	○	×	○	○	
40	旧幸知小学校(校庭)	みなかみ町幸知 101	-		○	○	○	○	
41	湯桧曾公園	みなかみ町湯桧曾 215-3	-		○	×	○	○	
42	水上中部コミュニティセンター	みなかみ町大穴 270-4	-	■	○	○	○	○	
43	大穴多目的広場	みなかみ町大穴 270	-		○	○	○	○	
44	鹿野沢会館	みなかみ町鹿野沢 98	0278-72-3653	■	○	○	×	○	
45	小日向林業集会所	みなかみ町小日向 473	0278-72-6161	■	○	×	×	○	
46	高日向会館	みなかみ町高日向 96-3		■	○	○	○	○	
47	寺間運動公園(野球場)	みなかみ町寺間 479-5	-		○	○	○	○	
48	寺間運動公園(サッカー場)	みなかみ町寺間 479-5	-		○	○	○	○	
49	水上農業者等健康増進施設(南部)	みなかみ町川上 402-1	0278-72-4944	■	○	○	×	○	
50	活性化センター(水紀行館)	みなかみ町湯原 1681-1	0278-72-1425		○	×	○	○	
51	水産学習館(水紀行館)	みなかみ町湯原 1681-1	0278-72-1425		○	×	○	○	
52	みなかみ町駐車場(湯原)	みなかみ町湯原 1681-1	0278-72-1425		○	×	○	○	
53	水上公民館	みなかみ町湯原 441	0278-72-3707		○	○	×	○	
54	水上社会体育館	みなかみ町湯原 441	0278-72-3707	■	○	○	×	○	
55	水上中学校	みなかみ町湯原 222	0278-72-2124	■	○	×	○	○	
56	水上小学校	みなかみ町湯原 968	0278-72-2054	■	○	×	○	○	
57	みなかみ町高齢者婦人センター	みなかみ町阿能川 1059-1	0278-72-8707	■	○	○	○	○	
58	湯テルメ谷川	みなかみ町谷川 514-12	0278-72-2619		○	×	○	○	

No.	名称	所在地	電話	指定避難所 との重複	災害種別ごとの適否				備考
					洪水	土砂災害	地震	大規模火災	
59	永井宿郷土館	みなかみ町 永井 452-1	0278- 66-1343	■	○	○	○	○	
60	猿ヶ京多目的集会施設	みなかみ町 猿ヶ京温泉 254	0278- 66-1346	■	○	×	○	○	
61	猿ヶ京温泉交流公園 (まんでん星の湯)	みなかみ町 猿ヶ京温泉 1150-1	0278- 66-1126		○	○	○	○	
62	赤谷公民館	みなかみ町 相俣 2173	0278- 66-1411	■	○	×	×	○	
63	旧猿ヶ京小学校	みなかみ町 相俣 1744-15	-	■	○	×	○	○	
64	新治農村環境 改善センター	みなかみ町 湯宿温泉 2272-49	-	■	○	×	○	○	
65	新治高齢者会館	みなかみ町 須川 1346-3	0278- 64-1035	■	○	○	○	○	
66	新治中央運動公園 (野球場)	みなかみ町 須川 1362-1	0278- 64-2388		×	×	○	○	
67	新治中央運動公園 (多目的広場)	みなかみ町 須川 1362-1	0278- 64-2388		×	○	○	○	
68	新治中央運動公園 (テニスコート)	みなかみ町 須川 1362-1	0278- 64-2388		×	○	○	○	
69	新治 B&G 海洋センター	みなかみ町 須川 1275-1	0278- 64-2388		×	×	○	○	
70	農林漁業体験実習館 (豊楽館)	みなかみ町 須川 847	0278- 64-2210		○	○	○	○	
71	にいはるこども園	みなかみ町 須川 774-1	0278- 64-0931	■	○	○	○	○	
72	入須川社会体育館	みなかみ町 入須川 1924	-	■	○	×	○	○	
73	農村交流公園 (遊神館)	みなかみ町 入須川 378	0278- 64-2626		×	×	○	○	
74	新治公民館 (新治支所)	みなかみ町 布施 365	0278- 64-0111		○	×	×	○	
75	新治中学校	みなかみ町 布施 238	0278- 64-0351	■	○	○	○	○	
76	新治小学校	みなかみ町 新巻 208	0278- 64-0023	■	○	▲	○	○	校舎及び校庭北側 土砂災害警戒区域 (急傾斜)
77	みなかみフルーツランド モギトーレ	みなかみ町 新巻 5-10	0278- 64-2800		○	○	○	○	
78	下羽場 多目的集会施設	みなかみ町 羽場 139-3	-	■	○	×	○	○	

No.	名称	所在地	電話	指定避難所 との重複	災害種別ごとの適否				備考
					洪水	土砂災害	地震	大規模火災	
79	師田集会所	みなかみ町 師田 183-1	-	■	○	○	○	○	

7-2 指定避難所一覧表

(平成 31 年 3 月 26 日現在)

No.	行政区	名称	所在地	電話
1	後閑区	古馬牧小学校	みなかみ町後閑 1064	0278-62-2414
2	後閑区	後閑公民館	みなかみ町後閑 1244-7	0278-62-6670
3	師区	師公民館	みなかみ町師 473-1	0278-62-6116
4	真政区	真政公民館	みなかみ町政所 753-1	0278-62-6270
5	真政区	月夜野南部体育館	みなかみ町政所 463-1	
6	小川島区	小川島公民館	みなかみ町下津 1314-1	
7	南区	南区集落センター	みなかみ町下津 451-6	0278-62-6890
8	竹改戸区	竹改戸交流センター	みなかみ町下津 4343-4	0278-62-1402
9	中村区	中村集落センター	みなかみ町下津 2419	0278-62-6411
10	下区	下区集落センター	みなかみ町上津 2019-1	0278-62-3455
11	上区	上区多目的集会施設	みなかみ町上津 1437-1	0278-62-1747
12	町組区	月夜野会館	みなかみ町月夜野 581-11	0278-62-3446
13	町組区	月夜野中学校	みなかみ町月夜野 80	0278-62-1605
14	町組区	桃野小学校	みなかみ町月夜野 583	0278-62-2416
15	町組区	利根商業高等学校	みなかみ町月夜野 591	0278-62-2116
16	町組区	月夜野総合体育館	みなかみ町月夜野 135-3	0278-62-2461
17	町組区	旧月夜野幼稚園	みなかみ町月夜野 3273-2	
18	上組区	上組公民館	みなかみ町月夜野 1777-2	-
19	小川区	小川多目的集会場	みなかみ町小川 460-2	0278-62-3486
20	湊尻区	湊尻公民館	みなかみ町小川 2307-12	-
21	和名中区	和名中公民館	みなかみ町小川 2669	-
22	小和知区	小和知公民館	みなかみ町小川 3811-1	-
23	下石倉区	下石倉多目的施設	みなかみ町石倉 718-4	-
24	上石倉区	上石倉多目的集会施設	みなかみ町石倉 209-1	-
25	上牧区	上牧公民館	みなかみ町上牧 1715	0278-72-4833
26	上牧区	月夜野北小学校	みなかみ町上牧 880	0278-72-3352

No.	行政区	名称	所在地	電話
27	上牧区	みなかみ町カルチャーセンター	みなかみ町上牧 1735	0278-20-4040
28	下牧区	下牧公民館	みなかみ町下牧 682-1	
29	大沼区	大沼公民館	みなかみ町大沼 145-1	-
30	奈女沢区	奈女沢集会場	みなかみ町奈女沢 146-1	-
31	藤原上区	ネイチャービュー矢木沢	みなかみ町藤原字矢木沢	0278-75-2081
32	藤原上区	ヒルトップならまた	みなかみ町藤原字洗ノ沢	0278-75-2511
33	藤原上区	坂東会館	みなかみ町藤原 5817-3	0278-75-2454
34	藤原上区	国民休養施設	みなかみ町藤原 6000	-
35	藤原中区	水上北部改善センター	みなかみ町藤原 2254-3	0278-75-2543
36	藤原中区	藤原小・中学校	みなかみ町藤原 3491	0278-75-2103
37	藤原下区	平出会館	みなかみ町藤原 796	-
38	栗沢区	栗沢会館	みなかみ町栗沢 262-1	0278-72-8545
39	綱子区	水上中部生活改善センター	みなかみ町綱子 106-1	-
40	綱子区	水上農林漁業者等健康増進施設(中部)	みなかみ町綱子 165-1	-
41	幸知区	幸知会館	みなかみ町幸知 205-1	-
42	湯桧曽区	湯桧曽会館	みなかみ町湯桧曽 147	0278-72-5879
43	大穴区	大穴会館	みなかみ町大穴 431-2	-
44	大穴区	水上中部コミュニティセンター	みなかみ町大穴 270-4	-
45	鹿野沢区	鹿野沢会館	みなかみ町鹿野沢 98	0278-72-3653
46	小日向区	小日向林業集会所	みなかみ町小日向 473	0278-72-6161
47	高日向区	高日向会館	みなかみ町高日向 96-3	
48	寺間区	寺間会館	みなかみ町寺間 325	0278-72-6923
49	寺間区	ノルン水上スキー場	みなかみ町寺間 479-139	0278-72-6688
50	小仁田区	小仁田会館	みなかみ町小仁田 259-1	
51	川上区	水上南部生活改善センター	みなかみ町川上 169 外	0278-72-8450
52	川上区	水上農業者等健康増進施設(南部)	みなかみ町川上 402-1	0278-72-4944
53	湯原区	湯原会館	みなかみ町湯原 636-1	0278-72-5343
54	湯原区	水上社会体育館	みなかみ町湯原 441	0278-72-3707
55	湯原区	水上中学校	みなかみ町湯原 222	0278-72-2124
56	湯原区	水上小学校	みなかみ町湯原 968	0278-72-2054
57	阿能川区	阿能川林業集会所	みなかみ町阿能川 551-1	
58	阿能川区	みなかみ町高齢者婦人センター	みなかみ町阿能川 1059-1	0278-72-8707

No.	行政区	名称	所在地	電話
59	谷川区	谷川会館	みなかみ町谷川 514-4	-
60	永井区	永井宿郷土館	みなかみ町永井 452-1	0278-66-1343
61	吹路区	吹路多目的集会施設	みなかみ町吹路 295	0278-66-1348
62	猿ヶ京区	猿ヶ京多目的集会施設	みなかみ町猿ヶ京温泉 254	0278-66-1346
63	赤谷区	赤谷公民館	みなかみ町相俣 2173	0278-66-1411
64	相俣区	相俣公民館	みなかみ町相俣 14	0278-66-1340
65	相俣区	旧猿ヶ京小学校	みなかみ町相俣 1744-15	-
66	浅地区	浅地多目的集会施設	みなかみ町相俣 1291-1	-
67	湯宿区	湯宿生活改善センター	みなかみ町湯宿温泉 600-1	0278-64-1374
68	湯宿区	新治農村環境改善センター	みなかみ町湯宿温泉 2272-49	-
69	笠原区	笠原生活改善センター	みなかみ町須川 1613	0278-64-1358
70	笠原区	新治高齢者会館	みなかみ町須川 1346-3	0278-64-1035
71	須川区	須川公民館	みなかみ町須川 780	0278-64-1039
72	須川区	にいはるこども園	みなかみ町須川 774-1	0278-64-0931
73	谷地区	谷地公民館	みなかみ町須川 343-1	-
74	東峰区	東峰会館	みなかみ町東峰 7	0278-64-1055
75	恋越区	恋越公民館	みなかみ町西峰須川 1417	-
76	入須川区	入須川公民館	みなかみ町入須川 1827	-
77	入須川区	入須川社会体育館	みなかみ町入須川 1924	-
78	塩原区	塩原集会所	みなかみ町西峰須川 449-1	-
79	布施区	布施農事研修所	みなかみ町布施 1629-4	0278-64-1057
80	布施区	布施宿会館	みなかみ町布施 290	0278-64-1054
81	布施区	新治中学校	みなかみ町布施 238	0278-64-0351
82	新巻区	池の原多目的集会施設	みなかみ町新巻 1246	0278-64-1979
83	新巻区	今宿生活改善センター	みなかみ町新巻 111-3	0278-64-1038
84	新巻区	新治小学校	みなかみ町新巻 208	0278-64-0023
85	下新田区	下新田公民館	みなかみ町新巻甲 479	-
86	上羽場区	上羽場集会所	みなかみ町羽場 1848	0278-64-1488
87	下羽場区	下羽場多目的集会施設	みなかみ町羽場 139-3	-
88	下羽場区	花の木公民館	みなかみ町羽場 1494	0278-64-1068
89	下羽場区	廻戸公民館	みなかみ町羽場 812-4	-
90	師田区	師田集会所	みなかみ町師田 183-1	-

7-3 福祉避難所一覧表

(平成 31 年 3 月 26 日現在)

No.	名称	所在地	電話
1	みなかみ町保健福祉センター	みなかみ町月夜野 118	0278-20-2300
2	みなかみ町カルチャーセンター	みなかみ町上牧 1735	0278-20-4040
3	藤原小・中学校	みなかみ町藤原 3491	0278-75-2103
4	水上中学校	みなかみ町湯原 222	0278-72-2124
5	水上デイサービスセンター	みなかみ町阿能川 1059-1	0278-72-4524
6	にいはるこども園	みなかみ町須川 774-1	0278-64-0931
7	新治小学校	みなかみ町新巻 208	0278-64-0023
8	みなかみ町福祉センター	みなかみ町新巻 301-1	0278-64-2366

7-4 要配慮者利用施設

(平成31年3月26日現在)

No	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域 ^{※1}	土砂災害警戒区域 ^{※2}
1	古馬牧小学校	みなかみ町後閑 1064	0278-62-2414		
2	月夜野中学校	みなかみ町月夜野 80	0278-62-1605		
3	桃野小学校	みなかみ町月夜野 583	0278-62-2416		○
4	月夜野北小学校	みなかみ町上牧 880	0278-72-3352		○
5	利根沼田学校組合立 利根商業高等学校	みなかみ町月夜野 591	0278-62-2202		○
6	藤原小学校	みなかみ町藤原 3491	0278-75-2102		○
7	藤原中学校	みなかみ町藤原 3491	0278-75-2102		○
8	水上小学校	みなかみ町湯原 968	0278-72-2054		○
9	水上中学校	みなかみ町湯原 222	0278-72-2124		○
10	新治小学校	みなかみ町新巻 208	0278-64-0023		○
11	新治学童クラブ	みなかみ町新巻 144-2	0278-64-0840		○
12	新治中学校	みなかみ町布施 238	0278-64-0351		
13	通所介護おりづる	みなかみ町上牧 1893-1	0278-50-7001		○
14	みなかみ町立第三保 育園	みなかみ町藤原 3461-1	-		○
15	みなかみ町立にいは るこども園	みなかみ町須川 774-1	0278-64-0931		
16	私立つきよのこども 園	みなかみ町月夜野 464	0278-25-8400		
17	水上わかくりこども 園／わかくりキッズ クラブ	みなかみ町湯原 985	0278-72-4120		○
18	デイサービスセンタ ー福寿草	みなかみ町下津 3194	0278-62-6621		
19	和みの家	みなかみ町下牧 303-1	0278-62-0753		
20	そよかぜデイサービ ス	みなかみ町下牧 405	0278-25-3967		
21	名胡桃の城	みなかみ町下津 1962-3	0278-25-3722		
22	デイホーム 2910	みなかみ町下津 3194	0278-25-8708		

No	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域※1	土砂災害警戒区域※2
23	月夜野デイサービスセンター	みなかみ町石倉 150-1	0278-72-8585		
24	デイサービスセンターほたるの苑	みなかみ町月夜野 118	0278-62-0081		
25	月夜野の里デイサービスセンター	みなかみ町真庭 363	0278-62-3348		
26	水上デイサービスセンター	みなかみ町阿能川 1059-1	0278-72-4524		
27	新治ふれあいセンター	みなかみ町新巻 301-1	0278-64-2366		
28	西嶺の郷デイサービスセンター	みなかみ町西峰須川 472-1	0278-64-2430		
29	月夜野病院通所リハビリテーション	みなかみ町真庭 316	0278-62-6317		
30	小規模多機能月夜野の里	みなかみ町真庭 308-1	0278-25-3636		
31	特別養護老人ホームやまぶきの苑	みなかみ町石倉 150-1	0278-72-8585		
32	特別養護老人ホーム西嶺の郷	みなかみ町西峰須川 472-1	0278-64-2430		
33	介護老人保健施設草笛の里水上	みなかみ町小仁田 623-2	0278-72-1212		
34	草笛の里水上(ユニット)	みなかみ町小仁田 623-2	0278-72-1212		
35	グループホームやまぶきの苑	みなかみ町石倉 150-1	0278-72-8585		
36	グループホーム月夜野宿	みなかみ町下牧 1128-3	0278-62-1101		
37	グループホーム月夜野の里	みなかみ町真庭 363	0278-62-3348		
38	グループホーム今宿の太助さん	みなかみ町新巻 29	0278-20-6000		
39	有料老人ホームつくし	みなかみ町真庭 441	0278-25-8161	○	
40	たかだクリニック	みなかみ町下牧 188-2	0278-25-3000		
41	水上医院	みなかみ町鹿野沢 196	0278-72-2031		

No	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域※1	土砂災害警戒区域※2
42	田中内科医院	みなかみ町新巻 33-1	0278-64-1118		
43	山本医院	みなかみ町湯宿温泉 5 7 3	0278-64-0440		○
44	竹内医院	みなかみ町下津 2095	0278-25-3117		
45	上牧温泉病院	みなかみ町石倉 198-2	0278-72-5858		
46	月夜野病院	みなかみ町真庭 316	0278-62-2011		

※1：水防法第十五条の三より、浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設の所有者及び管理者は避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている

※2：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第八条の二より、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設の所有者及び管理者は避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。

8 応急仮設住宅関係

8-1 応急仮設住宅建設予定地一覧表

(平成 31 年 3 月 26 日現在)

名称	所在地	面積 (㎡)
みなかみ町老人福祉センター	みなかみ町後閑 5	4,952
月夜野南部運動広場	みなかみ町政所 933-1 地内	10,331
蟹杵児童公園	みなかみ町月夜野 3272-4	2,200
みなかみ町カルチャーセンター	みなかみ町上牧 1735	12,945
月夜野北部運動広場	みなかみ町上牧 1821-1	9,200
藤原湖畔公園 (西) 多目的広場	みなかみ町藤原字西地内	6,500
旧幸知小学校校庭	みなかみ町幸知 101	9,003
大穴多目的広場	みなかみ町大穴 270	6,000
新治中央運動公園 (多目的広場)	みなかみ町須川 1354	7,500
みなかみ町福祉センター脇資材置場	みなかみ町新巻 1705-1	2,362
計		70,993

9 ダム・ため池関係

9-1 みなかみ町内ダム一覧表

ダム名	所在地	河川名	湖沼名	完成年度	目的	型式	堤高(m)	堤頂長(m)	総貯水量(m ³)	管理機関
藤原ダム	みなかみ町藤原	利根川	藤原湖	S32	FNP	重力式コンクリート	95	230	52,490,000	国土交通省
相俣ダム	みなかみ町相俣	赤谷川	赤谷湖	S34	FNP	重力式コンクリート	67	80	25,000,000	国土交通省
矢木沢ダム	みなかみ町藤原	利根川	奥利根湖	S42	FNA WP	アーチ式コンクリート	131	352	204,300,000	独立行政法人水資源機構
奈良俣ダム	みなかみ町藤原	檜俣川	ならまた湖	H2	FNA WIP	ロックフィル	158	520	90,000,000	独立行政法人水資源機構
須田貝ダム	みなかみ町藤原	利根川	洞元湖	S30	P	重力式コンクリート	72	194.4	28,500,000	東京電力パワーグリッド株式会社
小森ダム	みなかみ町粟沢	利根川	小森調整池	S33	P	重力式コンクリート	33	107.4	855,000	東京電力パワーグリッド株式会社
赤三調整池ダム	みなかみ町相俣	赤谷川	赤三調整池	S36	P	重力式コンクリート	17.1	27.2	26,000	東京発電パワーグリッド株式会社

■目的欄の記号

F：洪水調節・農地防災

N：不特定用水・河川維持用水

A：かんがい用水

W：上水道用水

I：工業用水

P：発電

9-2 みなかみ町内農業用ため池一覧表

【月夜野地区】

No.	ため池 名称	所在地	管理団体(者)	受益面積 (ha)	貯水量 (m ³)	堤体			
						形式	堤高	堤長	天端幅
1	三峰第1	みなかみ町師 三峰山国有林 255 林班	師区長	15.0	12,000	均一型	H=7.3m	L=150m	B=3.4m
2	三峰第2	みなかみ町師 三峰山国有林 255 林班	師区長	15.0	4,000	均一型	H=5.0m	L=100m	B=11.3m
3	藤塚	みなかみ町下津 字藤塚 2557	中村区長	9.0	4,700	均一型 (コンクリート壁護岸)	H=5.7m	L=134m	B=2.5m
4	中島	みなかみ町下津字 中島 4657	竹改戸区長	4.0	575	ゾーン型 (傾斜遮水ゾーン・ 張ブロック護岸)	H=5.6m	L=27.5m	B=3.0m
5	勝久保	みなかみ町上津 字不動 3339	上区区長	25.0	5,640	均一型 (張ブロック護岸)	H=8.2m	L=43.0m	B=3.5m
6	権現下	みなかみ町月夜野 字藪田 1694	上組区長・ 橋下農事組合	14.0	2,700	ゾーン型 (傾斜遮水ゾーン・ 玉石張護岸)	H=7.8m	L=50.0m	B=3.5m
7	権現上	みなかみ町月夜野 字日影山 1591-3 外	上組区長・ 橋下農事組合	14.0	5,000	ゾーン型 (傾斜遮水ゾーン)	H=7.6m	L=56.0m	B=1.6m
8	沢入	みなかみ町月夜野 字藪田 1691-15 外	戊申会	4.0	2,070	均一型	H=5.7m	L=86.0m	B=2.5m
9	須磨野下	みなかみ町月夜野 字須磨野 2061	上組区長	18.0	5,060	ゾーン型 (傾斜遮水ゾーン・ 張ブロック護岸)	H=5.9m	L=85.0m	B=2.6m
10	須磨野上	みなかみ町月夜野 字須磨野 2082-30	上組区長	18.0	8,630	中心遮水ゾーン型	H=5.7m	L=86.0m	B=6.0m
11	新堤	みなかみ町小川字 上ノ段 1442	小川区長	3.0	820	中心遮水ゾーン型	H=4.5m	L=45.0m	B=1.8m
12	長谷池下	みなかみ町大峰山 国有林 252 林班	小川区長	8.0	6,270	中心遮水ゾーン型	H=3.7m	L=43.0m	B=3.0m
13	長谷池上	みなかみ町大峰山 国有林 252 林班	小川区長	8.0	23,400	中心遮水ゾーン型 (空石積護岸)	H=6.5m	L=120.0m	B=4.0m
14	新田	みなかみ町下牧 字馬立 3190-2	利用者代表	2.0	1,170	中心遮水ゾーン型	H=8.8m	L=54.7m	B=3.0m
15	大峰沼	みなかみ町小川 大峰山国有林 253 林班	和名中区組頭	16.0	70,000	均一型 (張ブロック護岸)	H=3.2m	L=23.8m	B=3.0m
16	和見堤	みなかみ町石倉 字和見 936	水利組合長	5.0	6,650	中心遮水ゾーン型	H=7.7m	L=59.0m	B=1.6m
17	小川原	みなかみ町石倉 字小川原 1596-9	水利組合長	3.2	620	表面遮水型	H=3.8m	L=30.0m	B=6.8m
18	藁野	みなかみ町下津 字藁野 5064 外	藁野・中野ため池 管理組合	12.0	6,550	中心遮水ゾーン型	H=5.9m	L=87.0m	B=3.0m
19	池田	みなかみ町上津字 不動 2800-1 地先	上区区長	17.5	33,000	傾斜遮水ゾーン型	H=10.0m	L=143.5m	B=3.5m
20	田中	みなかみ町上津 字天神 2494-2 外	田中溜池 管理組合	10.0	2,000	表面遮水壁型	H=3.0m	L=63.0m	B=6.5m
21	中野	みなかみ町下津 字中野 2869 外	藁野・中野ため池 管理組合	8.7	6,000	表面遮水壁型	H=4.0m	L=52.0m	B=7.1m
22	見山	みなかみ町下津 字見山 4771	中村区長	9.0	2,440	中心遮水ゾーン型	H=4.7m	L=39.0m	B=3.0m

No.	ため池 名称	所在地	管理団体(者)	受益面積 (ha)	貯水量 (m ³)	堤体			
						形式	堤高	堤長	天端幅
23	曲田	みなかみ町下津 字岡田 2649-1	利用者代表	4.0	200	均一型	H=0.8m	L=18.0m	B=3.0m

【水上地区】

No.	ため池 名称	所在地	管理団体(者)	受益面積 (ha)	貯水量 (m ³)	堤体			
						形式	堤高	堤長	天端幅
24	川上	みなかみ町川上字 元立 607-1	川上農事組合	15.0	3,000	傾斜遮水ゾーン型	H=6.5m	L=23.0m	B=3.5m
25	高日向	みなかみ町高日向 字柳田 31 外	高日向 農事組合	6.0	1,500	均一型	H=3.1m	L=90.0m	B=3.0m

【新治地区】

No.	ため池 名称	所在地	管理団体(者)	受益面積 (ha)	貯水量 (m ³)	堤体			
						形式	堤高	堤長	天端幅
26	師田	みなかみ町師田 字浅貝原 282	師田堤管理組合	5.0	6,550	均一型	H=8.2m	L=70.5m	B=2.0m
27	小堤	みなかみ町羽場 字弁財天 2385	溜井組合・ 上羽場区長	30.0	5,400	均一型	H=7.2m	L=345m	B=3.0m
28	弁財天	みなかみ町羽場 字弁財天 2384	溜井組合・ 上羽場区長	30.0	17,900	均一型	H=5.4m	L=155.0m	B=3.6m
29	金比羅	みなかみ町羽場 字天神 2229	溜井組合・ 上羽場区長	30.0	5,400	均一型	H=7.2m	L=38.0m	B=5.0m
30	柳沼の堤	みなかみ町新巻字 堤 3039	用水池水利用 組合	8.0	12,000	均一型	H=5.6m	L=19.0m	B=1.0m
31	田ノ入	みなかみ町布施 字田ノ入 1329-1	利用者代表	5.0	1,000	均一型	H=1.6m	L=48.0m	B=3.7m
32	大清水	みなかみ町新巻 大峰山国有林 251 林班	上羽場区長	40.0	2,300	均一型	H=3.0m	L=30.0m	B=9.0m
33	小池	みなかみ町入須川 字小池 1463 地先	入須川区長	0.1	2,000	均一型	H=0.8m	L=43.0m	B=1.0m

10 文化財関係

10-1 みなかみ町内指定文化財一覧表

(平成30年4月1日現在)

No.	区分	種類	指定年月日	指定等名称	所在地(保管先)	管理者	所有者
1	国	重要文化財	S45. 6. 17	旧戸部家住宅	みなかみ町 湯原 443	みなかみ町	みなかみ町
2	県	重要文化財	S27. 11. 11	旧大庄屋役宅書院	みなかみ町 東峰 220	個人	個人
3	県	重要文化財	S28. 8. 25	泰寧寺山門	みなかみ町 須川 93	泰寧寺	泰寧寺
4	県	重要文化財	S59. 12. 25	子持神社本殿	みなかみ町 上牧 528-1	氏子一同	子持神社
5	町	重要文化財	S46. 7. 24	中村天満宮舞殿	みなかみ町 下津 2332-1	中村区	中村天満宮
6	町	重要文化財	S50. 5. 21	茂左衛門の奥之院本堂	みなかみ町 上津 807-14	茂左衛門 千日堂委員会	嶽林寺
7	町	重要文化財	S52. 10. 22	大峰神社本殿	みなかみ町 小仁田 74-1	氏子総代	大峰神社
8	町	重要文化財	S52. 10. 22	富士浅間神社中宮	みなかみ町 谷川 556-43	氏子総代	富士浅間神社
9	町	重要文化財	S52. 10. 22	菅原神社本殿	みなかみ町 小日向 473	氏子総代	菅原神社
10	町	重要文化財	S56. 2. 26	藤原諏訪神社 歌舞伎舞台並びに観覧席	みなかみ町 藤原 3419	氏子総代	藤原諏訪神社
11	町	重要文化財	S59. 7. 1	月夜野神社本殿	みなかみ町 月夜野 1259-1	月夜野神社	月夜野神社
12	町	重要文化財	H20. 4. 1	羽場日枝神社の下座	みなかみ町 羽場 588-1	羽場日枝神社	羽場日枝神社
13	国	重要文化財	S17. 6. 26	紫紙金字華嚴経巻六十五	みなかみ町 永井 653	個人	個人
14	国	重要文化財	S17. 6. 26	紺紙銀字華嚴経巻第一	みなかみ町 永井 653	個人	個人
15	国	重要文化財	S25. 8. 29	大般若経巻第二百五十七	みなかみ町 永井 653	個人	個人
16	県	重要文化財	S26. 10. 5	泰寧寺本堂欄間 及び須弥壇	みなかみ町 須川 93	泰寧寺	泰寧寺
17	県	重要文化財	S48. 4. 25	綱子の宝篋印塔	みなかみ町 綱子 37	みなかみ町	綱子区
18	県	重要文化財	S56. 5. 6	明德寺の木造聖観音坐像	みなかみ町 後閑 1478	明德寺	明德寺
19	町	重要文化財	S45. 4. 1	貞享の水帳	みなかみ町 後閑 318 (役場)	みなかみ町	みなかみ町
20	町	重要文化財	S45. 4. 1	上杉謙信の供養塔	みなかみ町 上津 2578	如意寺	如意寺
21	町	重要文化財	S46. 7. 24	名胡桃の芭蕉句碑	みなかみ町 下津 2439-1	地元関係者	中村薬師堂
22	町	重要文化財	S46. 7. 24	月夜野の芭蕉句碑	みなかみ町 月夜野 488-2	茂左衛門 千日堂委員会	嶽林寺
23	町	重要文化財	S46. 7. 24	下牧の芭蕉句碑	みなかみ町 下牧 1248-1	下牧区	下牧区
24	町	重要文化財	S48. 6. 1	貞治の宝篋印塔	みなかみ町 上津 1610-1	上津区	見沢馬廻堂
25	町	重要文化財	S48. 6. 1	明徳の宝篋印塔	みなかみ町 下津 4061	三重院	三重院
26	町	重要文化財	S48. 7. 1	応永の宝篋印塔	みなかみ町 上牧 1623	個人	個人
27	町	重要文化財	S49. 3. 18	赤谷十二神社の絵馬	みなかみ町 相俣 2170-1	氏子総代	赤谷十二神社
28	町	重要文化財	S49. 3. 18	羽場日枝神社の間引絵馬	みなかみ町 羽場 588-1	氏子総代	羽場日枝神社

No.	区分	種類	指定年月日	指定等名称	所在地(保管先)	管理者	所有者
29	町	重要文化財	S49. 3. 18	羽場日枝神社の獅子頭	みなかみ町 羽場 588-1	氏子総代	羽場日枝神社
30	町	重要文化財	S49. 3. 18	猿ヶ京神明神社の 雨宮神額	みなかみ町 猿ヶ京温泉 1500-2	氏子総代	猿ヶ京 神明神社
31	町	重要文化財	S50. 5. 21	龍谷寺の十六羅漢像	みなかみ町 師 1668-1	龍谷寺	龍谷寺
32	町	重要文化財	S50. 5. 21	長野神社の棟札	みなかみ町 下牧 618-1	下牧区	牧野神社
33	町	重要文化財	S50. 5. 21	村主八幡神社の算額	みなかみ町 上津 1233	村主八幡神社	村主八幡神社
34	町	重要文化財	S52. 10. 22	北貝戸の宝篋印塔	みなかみ町 湯原 1169	みなかみ町	みなかみ町
35	町	重要文化財	S52. 10. 22	一畝田の 双体道祖神（塞神）	みなかみ町 藤原 4375	個人	個人
36	町	重要文化財	S52. 12. 1	櫛淵虚冲軒の練手石	みなかみ町 下牧 2390	玉泉寺	玉泉寺
37	町	重要文化財	S52. 12. 1	松井市兵衛の越訴状控え	みなかみ町 月夜野 1814-1 (郷土歴史資料館)	みなかみ町	個人
38	町	重要文化財	S52. 12. 1	徒渉万葉歌碑	みなかみ町後閑 (利根川河川敷)	地元関係者	後閑区
39	町	重要文化財	S55. 6. 1	玉泉寺の禁芸碑	みなかみ町 後閑 2920-2	玉泉寺	玉泉寺
40	町	重要文化財	S55. 6. 1	貞和の板碑	みなかみ町 月夜野 1814-1 (郷土歴史資料館)	みなかみ町	個人
41	町	重要文化財	S55. 6. 1	永仁の板碑	みなかみ町 上津 2313-1	大重院	大重院
42	町	重要文化財	S56. 2. 26	富士浅間神社の懸仏	みなかみ町 湯原 809-6	みなかみ町	富士浅間神社
43	町	重要文化財	S56. 2. 26	大穴の石幢六地藏尊	みなかみ町 大穴 187	みなかみ町	大穴区
44	町	重要文化財	S56. 2. 26	応永寺の十王（閻魔王）	みなかみ町 藤原 4002	応永寺	応永寺
45	町	重要文化財	S56. 7. 5	村主八幡神社の絵馬	みなかみ町 上津 1233	村主八幡神社	村主八幡神社
46	町	重要文化財	H16. 3. 19	火縄銃銘 「安政二年三月吉日 上州沼田住今井定利」	みなかみ町 月夜野 495-7	個人	個人
47	町	重要文化財	H20. 4. 1	羽場日枝神社の 拝殿欄間彫刻	みなかみ町 羽場 588-1	羽場日枝神社	羽場日枝神社
48	町	重要文化財	H24. 3. 1	武田勝頼の朱印状	みなかみ町 布施 1532-1	個人	個人
49	町	重要文化財	H26. 9. 1	子持神社覆屋	みなかみ町 上牧 528-1	氏子一同	子持神社
50	町	重要文化財	H26. 9. 1	河合家住宅	みなかみ町 東峰 220	個人	個人
51	町	重要文化財	H27. 6. 2	但馬院の天井絵	みなかみ町 新巻 3587-1	但馬院	但馬院
52	町	重要文化財	H27. 6. 2	廣福寺の天井絵	みなかみ町 羽場 1792	廣福寺	廣福寺
53	町	重要文化財	H27. 6. 2	羽場日枝神社の天井絵	みなかみ町 羽場 588-1	羽場日枝神社	羽場日枝神社
54	町	重要文化財	H28. 3. 17	如意寺の天井絵	みなかみ町 上津 2578	如意寺	如意寺
55	町	重要文化財	H28. 3. 17	龍谷寺の天井絵	みなかみ町 師 1668	龍谷寺	龍谷寺
56	国	重要有形 民俗文化財	H9. 12. 15	上州藤原（旧雲越家）の 生活用具及び民家	みなかみ町 藤原 3688	みなかみ町	みなかみ町
57	県	重要有形 民俗文化財	S58. 2. 22	小川島の歌舞伎舞台	みなかみ町 下津 1314	小川島区	若宮八幡宮

No.	区分	種類	指定年月日	指定等名称	所在地(保管先)	管理者	所有者
58	県	重要無形民俗文化財	S58. 2. 22	古馬牧の人形浄瑠璃(附人形)	みなかみ町 下牧 610-2	下牧人形芝居保存会	下牧区
59	県	重要無形民俗文化財	H7. 3. 24	東峰須川の小池祭り	みなかみ町 東峰 1373	個人	個人
60	町	重要無形民俗文化財	S45. 4. 1	小高諏訪神社の獅子舞	みなかみ町 後閑 2531	獅子舞保存会	小高諏訪神社
61	町	重要無形民俗文化財	S45. 4. 1	小川神社の太々神楽	みなかみ町 小川森原 1049-1	太々神楽保存会	小川神社
62	県	重要無形民俗文化財	H29. 3. 10	羽場日枝神社の獅子舞	みなかみ町 羽場 5 8 8	氏子総代	日枝神社
63	町	重要無形民俗文化財	S49. 3. 18	猿ヶ京神明神社の神道修成派太々神楽	みなかみ町 猿ヶ京温泉 1500-2	神道修成派太々神楽講	猿ヶ京神明神社
64	町	重要無形民俗文化財	S49. 3. 18	布施稲荷神社太々郷神楽	みなかみ町 布施 2013	神道修成派太々神楽講	布施稲荷神社
65	町	重要無形民俗文化財	S49. 3. 18	新治村盆踊り「四ッ足・六ッ足・よいやさ足」	みなかみ町 布施 365	みなかみ町	みなかみ町
66	町	重要無形民俗文化財	S60. 7. 19	藤原の獅(師)子舞	みなかみ町 藤原地区	藤原の獅子舞保存会	藤原の獅子舞保存会
67	町	重要無形民俗文化財	H4. 2. 4	村主八幡神社の太々神楽	みなかみ町 上津 1233	御神楽保存会	村主八幡神社
68	町	重要無形民俗文化財	H5. 12. 14	小松八幡宮の太々神楽	みなかみ町 下津 4299-2	太々神楽保存会	竹改戸 小松八幡宮
69	国	史跡	S19. 11. 13	水上石器時代住居跡	みなかみ町 大穴 705・537	みなかみ町	みなかみ町
70	国	史跡	H9. 3. 17	矢瀬遺跡	みなかみ町 月夜野 2939-1 外	みなかみ町	みなかみ町
71	県	史跡	S24. 12. 20	名胡桃城址	みなかみ町 下津 3437 外	みなかみ町	みなかみ町
72	県	史跡	S26. 6. 19	猿ヶ京関所跡並びに旧役(附関係資料)	みなかみ町 猿ヶ京温泉 1145	三国路与謝野晶子紀行文学館	(株)東日本セレモ
73	県	史跡	S52. 4. 1	梨の木平敷石住居跡	みなかみ町 月夜野 1805-6 外	みなかみ町	みなかみ町
74	町	史跡	S45. 4. 1	明德寺城址	みなかみ町 後閑 1717-1 外	地元関係者	地元関係者
75	町	史跡	S45. 4. 1	小川城址	みなかみ町 月夜野 1125 外	小川城址保存会	地元関係者
76	町	史跡	S45. 4. 1	石倉城址	みなかみ町 石倉 1788 外	地元関係者	地元関係者
77	町	史跡	S49. 3. 18	永井宿本陣跡	みなかみ町 永井 467	個人	個人
78	町	史跡	S50. 5. 21	後閑館址	みなかみ町 後閑 466 外	地元関係者	地元関係者
79	町	史跡	S53. 4. 1	八束脛洞窟遺跡	みなかみ町 後閑 3430	後閑坂上地区	八束脛神社
80	町	史跡	S53. 4. 1	塚原古墳群	みなかみ町 上津 355-1 外	地元関係者	地元関係者
81	町	史跡	S58. 6. 1	若宮塚(如意姫)	みなかみ町 上津 1233	村主八幡神社	村主八幡神社
82	町	史跡	H29. 5. 26	猿ヶ京城址	猿ヶ京温泉 128	みなかみ町	みなかみ町
83	町	史跡	H2. 8. 7	政所沢口遺跡の製鉄炉址	みなかみ町 政所沢口 307 外	みなかみ町	個人
84	県	天然記念物及び名勝	S27. 11. 11	大峰山浮島及び湿原植物	みなかみ町 小川宇大峰山 4199 外	みなかみ町	国有林内
85	県	天然記念物及び名勝	S48. 8. 21	川手山洞窟群及びズニ石	みなかみ町 入須川 1419	入須川生産森林組合	入須川生産森林組合
86	県	天然記念物	S27. 11. 11	上津のうばザクラ	みなかみ町 上津 1130-1	個人	個人
87	県	天然記念物	S27. 11. 11	村主の大ケヤキ	みなかみ町 上津 1233	村主八幡神社	村主八幡神社

No.	区分	種類	指定年月日	指定等名称	所在地(保管先)	管理者	所有者
88	県	天然記念物	S27. 11. 11	相俣のさかさザクラ	みなかみ町 相俣 1474	日枝神社氏子	日枝神社
89	県	天然記念物	S32. 9. 10	水上町 モリアオガエル繁殖地	みなかみ町 小日向 553	みなかみ町	個人
90	県	天然記念物	S36. 1. 6	大峰山 モリアオガエル繁殖地	みなかみ町 小川大峰山 252 外	みなかみ町	国有林 (保安林)
91	県	天然記念物	S38. 1. 8	入須川の ヒカリゴケ自生地	みなかみ町 入須川 1419	入須川 生産森林組合	入須川 生産森林組合
92	県	天然記念物	H20. 3. 27	ユビソヤナギ群落	みなかみ町 湯檜曾川流域	群馬県	群馬県
93	町	天然記念物	S48. 7. 1	大沼(権現沼) モリアオガエル繁殖地	みなかみ町 大沼沼平	みなかみ町	国有林
94	町	天然記念物	S49. 3. 18	永井下屋敷原生林	みなかみ町 永井下屋敷	みなかみ町	みなかみ町
95	町	天然記念物	S49. 3. 18	海円寺の大イチョウ	みなかみ町 相俣 32	海円寺	海円寺
96	町	天然記念物	S49. 3. 18	東峰のナシノキ	みなかみ町 東峰 953-1	個人	個人
97	町	天然記念物	S55. 6. 1	小松八幡宮の大スギ	みなかみ町 下津 4299-2	竹改戸 小松八幡宮	竹改戸 小松八幡宮
98	町	天然記念物	H12. 3. 1	町組のエドヒガンザクラ	みなかみ町 月夜野 406-1	個人	個人
99	町	天然記念物	H15. 7. 14	富士浅間神社のムレスギ [※]	みなかみ町 谷川 553	富士浅間神社 氏子総代	富士浅間神社
100	町	天然記念物	H15. 7. 14	八幡様のムレスギ [※]	みなかみ町 谷川 287	富士浅間神社 氏子総代	富士浅間神社
101	町	天然記念物	H15. 7. 14	湯原神社のムレスギ [※]	みなかみ町 湯原 358	湯原神社 氏子総代	湯原神社
102	町	天然記念物	H21. 6. 4	布施稲荷神社の ウツクシマツ	みなかみ町 布施 2013	氏子総代	布施稲荷神社
103	国	登録文化財	H18. 8. 24	法師温泉長寿館	みなかみ町 永井 650	(有)法師温泉 長寿館	(有)法師温泉 長寿館

■□ 改訂履歴

平成 19 年3月 策定

平成 20 年8月 改訂

平成 21 年6月 改訂

平成 27 年2月 改訂

平成 31 年4月 改訂

みなかみ町地域防災計画 資料編

平成 31 年4月

編集発行 みなかみ町防災会議

事務局 みなかみ町役場 総務課 消防・防災係

〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑 318

TEL:0278-62-2111 FAX:0278-62-2291
